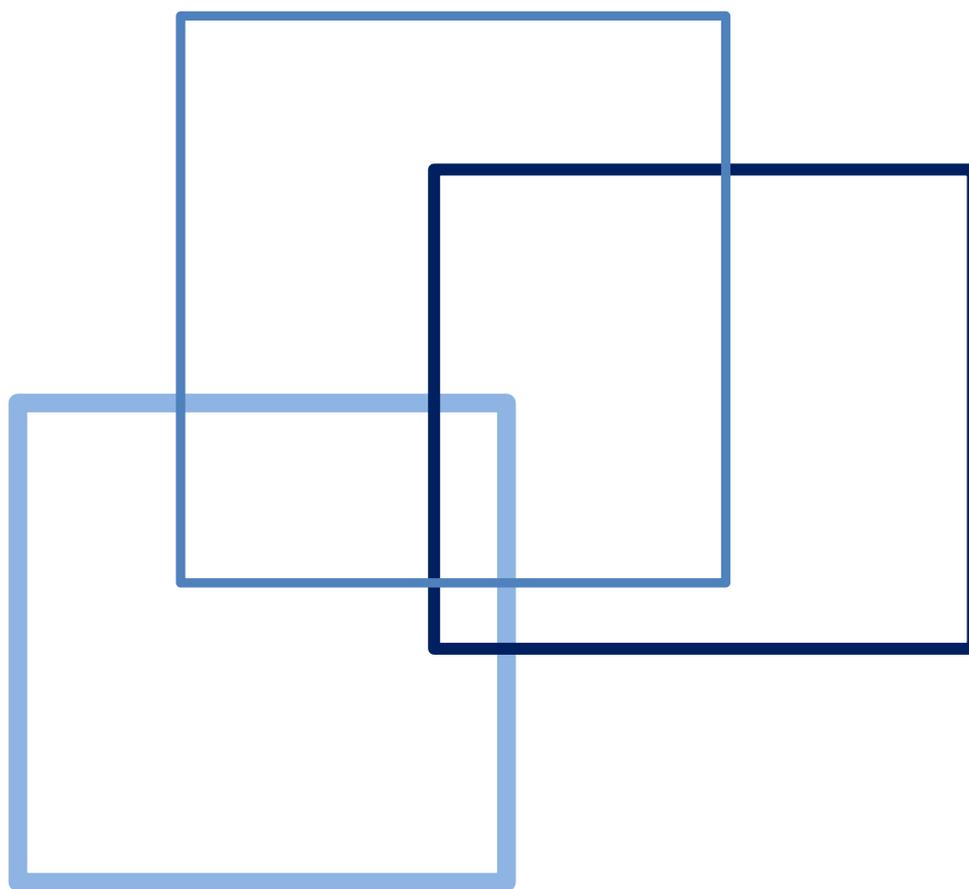


民間の強靱化促進のための 国・都道府県の施策集



令和4年5月

内閣官房 国土強靱化推進室

本施策集について

○本施策集は、民間主体による強靱化の取組の促進を図るため、国の各府省庁において実施される民間の取組促進施策について、施策分野やニーズごとに整理したものです。掲載されている施策を用いて実際に強靱化の取組を進めて頂くほか、施策を用いた取組手段を知る材料としても、お使いになれます。

○本施策集は、国の「国土強靱化基本計画」における12の施策分野順に掲載されています。さらに、取組を行う民間のニーズ、所管の府省庁名、施策の内容を目次に記載しています。

【目次の構成】

12の施策分野

目次

1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等 (行政や警察・消防の活動に密接につながる民間の活動に対する支援)			
危険物の二次災害を予防したい▶▶▶			
1	危険物施設の震災等対策ガイドライン	総務省	情報提供 P1
2	非常災害時における危険物の貯蔵・運搬(震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン)	総務省	情報提供
2) 住宅・都市 (住宅・建物の強化や、社会的影響の大きい民間施設等の強靱化等に対する支援)			
住宅や建築物を耐震化したい▶▶▶			
3	住宅・建築物の耐震化の促進(耐震対策緊急促進事業)	国土交通省	補助金等 P3
4	住宅・建築物の耐震化の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業)	国土交通省	補助金等 P4

取組を行う民間のニーズ

施策名 所管の府省庁名 施策の内容

※強靱化の施策分野は12種類ありますが、本施策集における各府省庁の施策には、5)金融 分野については該当する施策はありません。

※なお、参考として都道府県が行っている施策を紹介しており、5)金融 分野についても該当する施策が掲載されています。

○本施策集では、施策の内容を下記にて分類しています。

本施策集での表記	意味	備考
情報提供	民間で行う強靱化対策について、ガイドラインや「手引き」等の情報提供を行うものです。	
補助金等	民間で行う強靱化対策に係る費用について、一定額を補助するものです。	条件によって補助額が異なる場合があります。
税制優遇	強靱化対策を行った民間主体に対して、固定資産税や事業税等を減免するものです。	
資金融資	地域の強靱化に資する民間主体に対し、資金を融資するものです。	
規制緩和	地域の強靱化に資する民間主体に対し、法律上の規制を特例として緩和するものです。	
技能提供・人材派遣	強靱化に取り組むため、特別な技能を持った人材を派遣する等の支援を行います。	
格付け・表彰	地域の強靱化に資する、一定の要件を満たした民間主体に対して、格付けや表彰を行うものです。	左記の格付けを持つ主体への特典等がある場合もあります。
その他	強靱化に資する取組で上記に分類されないものです。	

○本施策には、制度の趣旨や目的、内容の概略を記載しています。問い合わせ先や参考 URL も記載していますので、詳しく知りたい方はそちらにご連絡ください。

行政機能 警察・消防				住宅・都市		保健医療 福祉		エネルギー		金融		情報 通信		産業 構造		交通・ 物流		農林 水産		国土 保全		環境		土地 利用	
危険物の二次災害を予防したい																									
No. 1		総務省								情報提供								(開始年度) 平成26年度							
施策名		支援の名称 危険物施設の震災等対策ガイドライン																							
制度の趣旨・背景		<p>東日本大震災の実態を踏まえ、危険物施設における震災等対策（事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を適切かつ容易にします。</p> <p>危険物施設の事業者が自らの事業所において実施する震災等対策への取り組みを支援することを目的として、東日本大震災をはじめとする過去の被災事例や成功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえ、危険物施設の震災等対策のポイントや留意点を本ガイドラインにとりまとめました。</p> <p>近年、危険物施設における火災・流出事故が増加傾向にあり、最近においても深刻な人的被害を生じる事故が繰り返するなど大きな問題となっています。このような状況を踏まえ、危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物事故防止アクションプラン等を踏まえた事故防止対策を推進し、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行います。</p>																							
制度の内容		<p>■ガイドラインの構成 ガイドラインの使い方 製造所 編 屋内・屋外貯蔵所 編 屋外タンク貯蔵所 編 移動タンク貯蔵所 編 給油取扱所 編 一般取扱所 編 参考資料 1～6</p> <p>■主な内容 ・東日本大震災の被害と課題 ・事前対策 ・施設の使用再開に向けた対応</p>																							
制度の対象となる方		対象となる方 危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）を扱っている民間事業者																							
問い合わせ先 参考 URL		<p>総務省 消防庁 予防課 危険物保安室 TEL : 03-5253-7524 (内線 42-631)</p> <p>■関連 URL ・危険物施設の震災等対策ガイドライン http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/ikkenbutsu/guideline.html</p>																							

○巻末には、府省庁名や支援内容、対象となる方ごとに施策を整理した索引を設けています。

○本施策の利用にあたり、以下の点にご注意ください。

- ・本施策集の内容は、令和4年3月現在の調査結果であり、今後、変更される場合があります。
- ・本施策集は、民間主体の強靱化を促進する全ての取組を網羅しているものではありません。

目次

1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等 (行政や警察・消防の活動に密接につながる民間の活動に対する支援)

危険物の二次災害を予防したい▶▶▶

1	危険物施設の震災等対策ガイドライン	総務省	情報提供	P1
2	非常災害時における危険物の貯蔵・運搬(震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン)	総務省	情報提供	P2

2) 住宅・都市 (住宅・建物の強化や、社会的影響の大きい民間施設等の強化等に対する支援)

住宅や建築物を耐震化したい▶▶▶

3	住宅・建築物の耐震化の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業)	国土交通省	補助金等	P3
4	住宅・建築物の耐震化の促進(耐震対策緊急促進事業)	国土交通省	補助金等	P5
5	住宅・建築物の耐震化の促進(耐震改修促進税制(住宅・建築物))	国土交通省 内閣府	税制優遇	P6
6	老朽化マンションの建替え等の促進	国土交通省	情報提供	P7

密集市街地の防災性を高めたい▶▶▶

7	密集市街地の改善に向けた対策の推進(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)等)	国土交通省	補助金等 税制優遇	P9
---	---	-------	--------------	----

人が集まる施設の安全を確保したい▶▶▶

8	主要駅周辺等における帰宅困難者対策(都市安全確保促進事業)	国土交通省	補助金等	P10
9	地下街の防災対策の推進(地下街防災推進事業)	国土交通省	補助金等	P11
10	防災性に優れた業務継続地区の構築(国際競争業務継続拠点整備事業)	国土交通省	補助金等	P12

都市の防災機能の強化に貢献したい▶▶▶

11	サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援(サステナブル建築物等先導事業)	国土交通省	補助金等	P13
12	帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進(災害時拠点強靱化緊急促進事業)	国土交通省	補助金等	P14
13	地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	内閣府 国土交通省	税制優遇	P15
14	浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	国土交通省	税制優遇	P16
15	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置	国土交通省	税制優遇	P17
16	市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	国土交通省	税制優遇	P18
17	特定地域都市浸水被害対策事業	国土交通省	補助金等	P19
18	都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保	内閣府	その他	P20
19	水害時に発生する避難者のための一時避難場所の整備促進(一時避難場所整備緊急促進事業)	国土交通省	補助金等	P22

20	官民連携浸水対策下水道事業	国土交通省	補助金等	P23
21	災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置	国土交通省	税制優遇	P24

3) 保健医療・福祉 (災害時医療の機能及びマネジメントの強化に対する支援)

医療・社会福祉施設を耐震化したい▶▶▶

22	社会福祉施設等の耐震化	厚生労働省	資金融資	P25
23	医療施設の耐震化	厚生労働省	補助金等	P26

4) エネルギー (燃料の運搬、エネルギー供給の維持を行う活動等に対する支援)

石油製品の供給事業者に対する支援▶▶▶

24	災害対応型SSの整備及び能力強化(災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費)	経済産業省	補助金等	P27
25	地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費	経済産業省	補助金等	P28

バックアップのための燃料を確保したい▶▶▶

26	災害時等に備えて需要家側にLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進	経済産業省	補助金等	P29
----	--	-------	------	-----

新たなエネルギー源を確保したい▶▶▶

27	木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「地域内エコシステム」推進事業	農林水産省	補助金等	P30
28	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	経済産業省 環境省 農林水産省	税制優遇	P31

6) 情報通信 (情報通信ネットワークの維持やデータ管理を強化すること等に対する支援)

地域の情報ネットワークづくりに貢献したい▶▶▶

29	5G設備の導入を促進する特例措置	経済産業省 総務省	税制優遇	P32
----	------------------	--------------	------	-----

災害時でもテレビ放送を止めないようにしたい▶▶▶

30	耐災害性強化としてのケーブルテレビネットワークの光化を推進(「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業)	総務省	補助金等	P34
----	---	-----	------	-----

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい▶▶▶

31	災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進(放送ネットワーク整備支援事業)	総務省	補助金等	P36
32	難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進(民放ラジオ難聴解消支援事業)	総務省	補助金等	P38
33	地上基幹放送ネットワークの整備を推進(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)	総務省	補助金等	P40

人工衛星を活用した防災機能の強化を図りたい▶▶▶

34	準天頂衛星システムの開発・整備・運用	内閣府	情報提供	P42
----	--------------------	-----	------	-----

7) 産業構造 (産業構造全般にかかる強靱化に資する取組に対する支援)

本社等の重要拠点を移転・分散させたい▶▶▶

35	地方拠点強化税制	内閣府	税制優遇	P43
----	----------	-----	------	-----

中小企業の災害への事前対策を強化したい▶▶▶

36	中小企業の自然災害等への事前対策のための設備投資にかかる税制上の措置	経済産業省	税制優遇	P44
----	------------------------------------	-------	------	-----

8) 交通・物流 (円滑な人流・物流を維持する施設を強靱化することに対する支援)

港湾の津波対策を行いたい▶▶▶

37	港湾における津波避難対策の実施(特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】)	国土交通省	補助金等	P45
----	---	-------	------	-----

38	津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	国土交通省 内閣府	税制優遇	P46
----	---------------------------	--------------	------	-----

港湾の防災対策を強化したい▶▶▶

39	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置	国土交通省	税制優遇	P48
----	---	-------	------	-----

災害時に重要な道路を守りたい▶▶▶

40	防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	国土交通省 内閣府 総務省 経済産業省	税制優遇	P49
----	----------------------------------	------------------------------	------	-----

港湾施設の地震対策を行いたい▶▶▶

41	護岸・係留施設の耐震改良に係る支援制度	国土交通省 内閣府	税制優遇 資金融資	P50
----	---------------------	--------------	--------------	-----

鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい▶▶▶

42	鉄道施設の耐震補強(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	国土交通省 内閣府	補助金等 税制優遇	P51
----	---	--------------	--------------	-----

43	鉄道施設の戦略的維持管理・更新(鉄道施設総合安全対策事業費補助)	国土交通省	補助金等	P53
----	----------------------------------	-------	------	-----

44	地下駅等の浸水対策(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	国土交通省	補助金等	P54
----	---	-------	------	-----

45	鉄道の豪雨対策(河川橋梁、斜面)	国土交通省	補助金等	P55
----	------------------	-------	------	-----

46	鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る特例措置(固定資産税)	国土交通省	税制優遇	P56
----	---	-------	------	-----

9) 農林水産 (国土強靱化に資する農林水産業を維持することに対する支援)

農業基盤を守りたい▶▶▶

47	官民連携新技術研究開発事業	農林水産省	補助金等	P57
48	多面的機能支払交付金	農林水産省	補助金等	P58
49	土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化	農林水産省	情報提供	P59

山を守るための林業を活性化させたい▶▶▶

50	林業・木材産業成長産業化促進対策のうち木材産業等競争力強化対策	農林水産省	補助金等	P60
51	建築用木材供給・利用強化対策	農林水産省	補助金等	P61
52	木材産業国際競争力・製品供給力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策	農林水産省	補助金等	P62

10) 国土保全 (防災施設や警戒避難体制の整備等に対する支援)

水害から人命を守りたい▶▶▶

53	津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置	国土交通省 内閣府	税制優遇	P63
54	高規格堤防整備事業の促進に係る固定資産税の特例措置	国土交通省	税制優遇	P64
55	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	国土交通省	税制優遇	P65
56	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置	国土交通省	税制優遇	P66
57	事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置	国土交通省	税制優遇	P67

11) 環境

非常時への対策も兼ね備えた環境負荷の低い建築物を確保したい▶▶▶

58	災害時活動拠点施設における停電時エネルギー供給が可能なZEB化等推進に関する緊急対策	環境省	補助金等	P68
----	--	-----	------	-----

12) 土地利用(国土利用) (地域の安全性を高める土地・国土利用に民間が取組むための支援)

貯留機能を有する土地の指定促進を図りたい▶▶▶

59	貯留機能保全区域の指定に係る特例措置	国土交通省	税制優遇	P70
----	--------------------	-------	------	-----

〈参考〉 都道府県における代表的な民間支援施策

1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等 (行政や警察・消防の活動に密接につながる民間の活動に対する支援)

地域の防災力向上に役立ちたい▶▶▶

1 地域連携・快適避難所運営モデル事業補助金	徳島県	補助金等	P 71
2 県原子力防災訓練	福島県	その他	P 72
3 自主防災組織強化事業(自主防災組織活動促進・資機材整備事業)	福島県	補助金等	P 73
4 滋賀県自主防災組織リーダー・防災士養成講座	滋賀県	技能提供・人材派遣	P 74
5 自主防災組織リーダー育成研修	大阪府	技能提供・人材派遣	P 75
6 地域防災力強化促進事業	熊本県	補助金等	P 76

2) 住宅・都市 (住宅・建物の強化や、社会的影響の大きい民間施設等の強靱化等に対する支援)

安心して暮らせる住環境を整備したい▶▶▶

7 がけ地近接等危険住宅移転事業	岩手県	補助金等	P 77
8 木造住宅耐震改修支援事業	岩手県	補助金等	P 78
9 みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業	宮城県	補助金等	P 76
10 福島県建築物耐震化促進事業	福島県	補助金等	P 80
11 福島県木造住宅等耐震化支援事業	福島県	補助金等	P 81
12 がけ地近接等危険住宅移転事業	山形県	補助金等	P 82
13 アスベスト対策推進費	埼玉県	補助金等	P 83
14 ブロック塀等安全対策支援事業	新潟県	補助金等	P 84
15 克雪すまいづくり支援事業	新潟県	補助金等	P 85
16 まちの防火対策支援事業	新潟県	技能提供・人材派遣	P 86
17 木造住宅耐震診断・改修支援事業	富山県	補助金等	P 87
18 大規模建築物の耐震改修の補助	石川県	補助金等	P 88
19 住宅の耐震診断や改修の補助	石川県	補助金等	P 89
20 みんなで耐震化支援事業	愛知県	補助金等	P 90
21 感電ブレーカー設置促進事業	滋賀県	補助金等	P 91
22 耐震シェルター等普及事業	滋賀県	補助金等	P 92
23 木造住宅耐震補強案作成事業費補助事業	滋賀県	補助金等	P 93
24 スマート・エコハウス普及促進事業	滋賀県	補助金等	P 94
25 大阪府防災力強化マンション認定制度	大阪府	格付け・表彰	P 95

26	中規模多数利用建築物等の耐震化の促進	兵庫県	補助金等	P 96
27	震災に強いまちづくり促進事業	鳥取県	補助金等	P 97
28	緊急輸送路道路沿道建築物等耐震対策支援事業	香川県	補助金等	P 98
29	長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例	長崎県	補助金等	P 99
30	要緊急安全確認大規模建築物への耐震化助成	熊本県	補助金等	P 100
31	土砂災害危険住宅移転促進事業	熊本県	補助金等	P 101

3) 保健医療・福祉 (要配慮者の防災力強化に民間が関わるための支援)

災害に強い医療拠点を整備したい▶▶▶

32	災害拠点病院施設設備整備事業	千葉県	補助金等	P 102
33	防災訓練等参加支援事業	和歌山県	補助金等	P 103

4) エネルギー (燃料の運搬、エネルギー供給の維持を行う活動等に対する支援)

クリーンなエネルギーを活用したまちづくりを支援したい▶▶▶

34	エコタウン形成支援事業(3ステップ事業)	宮城県	補助金等	P 104
----	----------------------	-----	------	-------

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい▶▶▶

35	神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金	神奈川県	情報提供	P 105
36	エネルギー脱炭素化設備整備費補助	埼玉県	補助金等	P 106
37	県民あんしん共同太陽光発電事業補助	埼玉県	補助金等	P 107
38	省エネ・再エネ等推進加速化事業	滋賀県	補助金等	P 108
39	PPA等普及促進事業	滋賀県	補助金等	P 109
40	スマートハウス普及促進事業	奈良県	補助金等	P 110
41	再生可能エネルギー及び水素エネルギー導入可能性調査事業費補助	愛媛県	補助金等	P 111

5) 金融

地元経済を担う中小企業の事業活動の促進と安定を図りたい▶▶▶

42	創業・成長産業推進金融対策事業	青森県	補助金等	P 112
----	-----------------	-----	------	-------

地元金融機関として地域の事業継続性を高めたい▶▶▶

43	連携型BCPIに向けた京都府と地元4金融機関との意見交換会の開催	京都府	情報提供	P 113
----	----------------------------------	-----	------	-------

中小企業に対する災害時融資制度により事業継続を支援したい

44	山梨県商工業振興資金経済変動対策融資(経済危機災害復旧関係)	山梨県	資金融資	P 114
----	--------------------------------	-----	------	-------

45	チャレンジ企業支援資金	愛媛県	資金融資	P 115
----	-------------	-----	------	-------

6) 情報通信 (情報通信ネットワークの維持やデータ管理を強化すること等に対する支援)

データセンターやコールセンターを分散・増設したい▶▶▶

46	企業立地促進費補助金(データセンター事業、コールセンター事業)	北海道	補助金等	P 116
----	---------------------------------	-----	------	-------

地域の情報通信ネットワークづくりに貢献したい▶▶▶

47	地域づくり総合交付金(生活環境整備・地域づくり事業)	北海道	補助金等	P 117
----	----------------------------	-----	------	-------

地域の防災力向上に役立ちたい▶▶▶

48	防災学習システムによる情報提供	愛知県	情報提供	P 118
----	-----------------	-----	------	-------

7) 産業構造 (産業構造全般にかかる強靱化に資する取組に対する支援)

本社等の重要拠点を移転・分散させたい▶▶▶

49 滋賀県本社機能移転促進プロジェクト	滋賀県	税制優遇	P 119
----------------------	-----	------	-------

地元で貢献できる建設業を続けていきたい▶▶▶

50 徳島県建設業BCP認定制度	徳島県	格付け・表彰	P 120
------------------	-----	--------	-------

51 愛媛県建設業BCP等審査	愛媛県	格付け・表彰	P 121
-----------------	-----	--------	-------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい▶▶▶

52 京都BCPの推進、京都BCP行動指針の策定	京都府	情報提供	P 122
--------------------------	-----	------	-------

53 企業等のBCP策定支援、BCP勉強会・研修会への講師派遣	大阪府	技能提供・人材派遣	P 123
---------------------------------	-----	-----------	-------

54 企業レジリエンス強化のためのBCP・BCM伴走型支援事業	兵庫県	補助金等	P 125
---------------------------------	-----	------	-------

55 商工業者のBCP策定支援	高知県	情報提供	P 126
-----------------	-----	------	-------

56 中小企業経営バックアップ強化事業(BCP策定・BCM支援)	鹿児島県	補助金等	P 127
----------------------------------	------	------	-------

従業員の命を守るとともに、事業の早期復旧につなげたい▶▶▶

57 中小企業耐震診断等支援事業費補助金	高知県	補助金等	P 128
----------------------	-----	------	-------

8) 交通・物流 (円滑な人流・物流を維持する施設を強靱化することに対する支援)

地域の交通・物流を守り続けられる拠点を設けたい▶▶▶

58 企業立地促進費補助金(高度物流関連事業)	北海道	補助金等	P 129
-------------------------	-----	------	-------

59 三陸鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金	岩手県	補助金等	P 130
------------------------	-----	------	-------

60 鉄道安全輸送設備整備費補助	埼玉県	補助金等	P 131
------------------	-----	------	-------

61 鉄道駅舎等耐震改修事業費補助金	福岡県	補助金等	P 132
--------------------	-----	------	-------

外国人が安心して旅行できる環境を整えたい▶▶▶

62 外国人旅行者の安全確保に関する取組	大阪府	情報提供	P 133
----------------------	-----	------	-------

9) 農林水産 (国土強靱化に資する農林水産業を維持することに対する支援)

地域で自立した食料供給に貢献したい▶▶▶

63	農地等の地域資源を守る共同活動の推進(多面的機能支払交付金)	岐阜県	補助金等	P 134
----	--------------------------------	-----	------	-------

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい▶▶▶

64	徳島県農業版業務継続計画(農業版BCP)の公表	徳島県	情報提供	P 135
----	-------------------------	-----	------	-------

65	土地改良施設BCPの普及	静岡県	技能提供・人材派遣	P 136
----	--------------	-----	-----------	-------

66	農業用屋外燃油タンクの防災対策への補助	高知県	補助金等	P 137
----	---------------------	-----	------	-------

農業用ため池を活用し防災力の向上を図りたい▶▶▶

67	ため池治水活用拡大促進事業	兵庫県	補助金等	P 138
----	---------------	-----	------	-------

豪雨による農業用ハウスの湛水被害を軽減したい▶▶▶

68	流域湛水減災対策(農業用ハウス湛水被害軽減対策事業)	福岡県	補助金等	P 139
----	----------------------------	-----	------	-------

10) 国土保全 (山林、河川等と共生していくために民間が取組むための支援)

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい▶▶▶

69	火山防災教育の推進及び登山者の安全確保対策	岐阜県	情報提供	P 140
----	-----------------------	-----	------	-------

70	土砂災害地域防災マップづくり	奈良県	技能提供・人材派遣	P 141
----	----------------	-----	-----------	-------

森林を保全することにより防災力の向上を図りたい▶▶▶

71	森林・山村多面的機能発揮対策事業	岩手県	補助金等	P 142
----	------------------	-----	------	-------

72	森林・山村多面的機能発揮対策事業	滋賀県	補助金等	P 143
----	------------------	-----	------	-------

11) 環境

海岸林の再生により地域への密着と地域防災力向上を図りたい▶▶▶

73	みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動	宮城県	その他	P 144
----	---------------------	-----	-----	-------

12) 土地利用(国土利用) (地域の安全性を高める土地・国土利用に民間が取組むための支援)

被害を軽減するための地域の防災活動を支援したい▶▶▶

74	ひょうご防災特別推進員制度(ひょうご安全の日推進県民会議事業)	兵庫県	技能提供・人材派遣	P 145
----	---------------------------------	-----	-----------	-------

津波被害を回避するために住宅の移転を進めたい▶▶▶

75	津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築等に対する市街化調整区域における開発許可の規制緩和	高知県	規制緩和	P 146
----	--	-----	------	-------

府省庁による民間の取組促進施策

危険物の二次災害を予防したい

No.1	総務省	情報提供	(開始年度)平成26年度
------	-----	------	--------------

支援の名称	危険物施設の震災等対策ガイドライン
制度の 趣旨・背景	東日本大震災の実態を踏まえ、危険物施設における震災等対策（事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を適切かつ容易にします。
制度の 内容	<p>危険物施設の事業者が自らの事業所において実施する震災等対策への取り組みを支援することを目的として、東日本大震災をはじめとする過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえ、危険物施設の震災等対策のポイントや留意点を本ガイドラインにとりまとめました。</p> <p>■ガイドラインの構成 ガイドラインの使い方 製造所 編 屋内・屋外貯蔵所 編 屋外タンク貯蔵所 編 移動タンク貯蔵所 編 給油取扱所 編 一般取扱所 編 参考資料 1～6</p> <p>■主な内容 ・東日本大震災の被害と課題 ・事前対策 ・施設の使用再開に向けた対応</p>
対象と なる方	危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）を扱っている民間事業者
問い合わせ 先など	総務省 消防庁 予防課 危険物保安室 TEL：03-5253-7524（内線42-631） ■関連URL ・危険物施設の震災等対策ガイドライン https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/countermeasures/countermeasures01.html

危険物の二次災害を予防したい

No.2

総務省

情報提供

(開始年度) 平成 25 年度

支援の名称	<p>非常災害時における危険物の貯蔵・運搬 (震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の 安全対策及び手続きに係るガイドライン)</p>
制度の 趣旨・背景	<p>東日本大震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱い等の実態を調査するとともに、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について検討を行い、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドラインを策定し、消防本部等に周知しました。</p>
制度の 内容	<p>製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われることを目的に、本ガイドラインをとりまとめました。</p> <p>■主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策 <ol style="list-style-type: none"> 共通対策 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きに関する留意事項 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い <ol style="list-style-type: none"> 危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない臨時的な危険物の貯蔵・取扱い 事前の対応 発災後の対応 その他 <ol style="list-style-type: none"> 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いについて 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の減免措置等について
対象と なる方	<p>危険物を取り扱う事業者</p>
問い合わせ 先など	<p>総務省 消防庁 予防課 危険物保安室 TEL：03-5253-7524（内線 42-631）</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251003_sai364_ki171.pdf

住宅や建築物を耐震化したい

No.3	国土交通省	補助金等	(開始年度)平成 17 年度
------	-------	------	----------------

**住宅・建築物の耐震化の促進
(住宅・建築物安全ストック形成事業)**

制度の趣旨・背景 住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する事業について、地方公共団体に対し、国が必要な助成を行う制度です。

制度の内容

住宅
○耐震診断：国 1 / 3 (地方 1 / 3)

※地方公共団体は、住宅ごとに以下の「**■個別支援**」と「**■パッケージ支援**」を選択して適用することが可能

■個別支援
○補強設計等：国 1 / 3 (地方 1 / 3)
○耐震改修等：国 1 1. 5%、1 / 6*
(地方 1 1. 5%、1 / 6*)

※：マンション

■パッケージ支援

- ・交付対象：補強設計等費及び耐震改修工事費（密集市街地等で防火改修も行う場合は防火改修工事費を含む）を合算した額
- ・交付額：

耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)
・密集市街地等 (防火改修含む)	1 5 0 万円
・多雪区域	1 2 0 万円
・その他	1 0 0 万円

※ただし、上記金額と補助対象工事費の 8 割のいずれか低い額を限度

- ・対象となる市区町村：以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。
 - ①戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組
 - ②耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
 - ③改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組
 - ④耐震化の必要性に係る普及・啓発

	<p>建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断等：国1／3（地方1／3） ○耐震改修等：国11.5％（地方11.5％） <p>ブロック塀等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断：国1／3（地方1／3） ○除却、改修等：国1／3（地方1／3） <p>補助対象限度額は耐震診断、除却、改修等の合計事業費 80,000円／m</p>
対象となる方	住宅・建築物の所有者である民間事業者等で、耐震診断・改修等を行う者（地方公共団体からの補助）
問い合わせ先など	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8111（内線39-677）</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の耐震化について https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

住宅や建築物を耐震化したい

No.4	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成25年度
------	-------	------	---------------

支援の名称	住宅・建築物の耐震化の促進 (建築物耐震対策緊急促進事業)
制度の趣旨・背景	多数の者が利用する大規模建築物、災害時に機能確保が必要な建築物、緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断や耐震改修、建替え等に対して支援する制度です。
制度の内容	<p>■補助率（地方公共団体が補助制度を整備している場合の原則型）</p> <p>○耐震診断等：国1/2（地方1/3～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末までの措置 <p>○耐震改修等：国1/3、2/5* 等（地方11.5%～、1/3*～等）※防災拠点等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末までに事業に着手したものに限り ・上記の他、交付金を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援 <p>■補助対象限度額</p> <p>○耐震診断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積 1,000 m²以内の部分は 3,670 円/m² ・面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,570 円/m²以内 ・面積 2,000 m²を超える部分は 1,050 円/m²以内 <p>※ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、157万円を限度として加算することができます。</p> <p>○耐震改修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物：延べ床面積×51,200 円/m² (特に倒壊の危険性が高い場合、56,300 円/m²) ・マンション：延べ床面積×50,200 円/m² (特に倒壊の危険性が高い場合、55,200 円/m²)
対象となる方	改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物や災害時の一時滞在施設等となる建築物の所有者である民間事業者等で、耐震診断・改修等を行う者
問い合わせ先など	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8111（内線 39-677）</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の耐震化について https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

住宅や建築物を耐震化したい

No.5	国土交通省・内閣府	税制優遇	(開始年度) 住宅 : 平成 18 年度 建築物 : 平成 26 年度
------	-----------	------	---

支援の名称	住宅・建築物の耐震化の促進 (耐震改修促進税制 (住宅・建築物))
制度の趣旨・背景	住宅・建築物の耐震化を促進するため、一定の住宅・建築物の耐震改修を行った場合に税額の控除・減額等を行う制度です。
制度の内容	<p>住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税（所得税） 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅について、令和 5 年 12 月 31 日までに耐震改修工事含む一定の増改築等をした場合、当該工事に係る標準的な工事費用相当額(上限 250 万円)の 10%等を、下記 (ア)、(イ) の合計額のとおり工事年分の所得税額から控除 (ア) 耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額 (上限 : 250 万円) : 10%を控除 (イ) 下記①、②の合計額 (上限 : (ア) と合計で 1,000 万円) : 5%を所得税額から控除 ① (ア) の工事に係る標準的な工事費用相当額のうち 250 万円を超える額 ② (ア) 以外の一定の増改築等の費用に要した額 ((ア) と同額を限度) ・地方税（固定資産税） 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち、令和 6 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を完了したのものについて、工事完了の翌年度から 1 年間、固定資産税の税額を 1 / 2 減額 (工事完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、2 年間、1 / 2 減額) <p>建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税（固定資産税） 耐震改修促進法により耐震診断の義務付け対象となる建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、令和 5 年 3 月 31 日までに政府の補助 (耐震対策緊急促進事業) を受けて耐震改修工事を完了したのものについて、工事完了の翌年度から 2 年間、固定資産税の税額を 1 / 2 減額 (改修工事費の 2.5%を限度)
対象となる方	上記により住宅・建築物の耐震改修を行った者
問い合わせ先など	<p>【住宅について】 国土交通省 住宅局 住宅生産課 TEL : 03-5253-8111 (内線 39-436)</p> <p>【建築物について】 国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL : 03-5253-8111 (内線 39-543)</p> <p>■関連 URL ・住宅・建築物の耐震化について https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html</p>

住宅や建築物を耐震化したい

No.6

国土交通省

情報提供

(開始年度)平成26年度

支援の名称	老朽化マンションの建替え等の促進
制度の 趣旨・背景	耐震性不足の老朽化マンションの建替え等の促進のため、平成26年のマンション建替円滑化法の改正により、耐震性不足のマンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度や建替えの際の容積率制限の緩和制度を創設している。
制度の 内容	<p>■マンション建替円滑化法（平成26年改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション敷地売却制度 区分所有者集会における4/5以上の賛成でマンションとその敷地の売却が可能 ・建替え時における容積率の緩和特例 <p>※より一層の建替え等の円滑化のため、令和2年6月の改正により、耐震性不足のマンションに加え、火災安全性不足、外壁等剥落危険性のあるマンション等を上記の対象とするとともに、団地型マンションの敷地分割制度を創設しています。</p> <p>■相談窓口の設置</p> <p>「住まいるダイヤル」（(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター）による電話相談及び法律や制度等に関する専門的な相談に対する弁護士・建築士による無料の対面相談を行っています。</p> <p>■マンション敷地売却ガイドライン（令和4年3月改訂）</p> <p>耐震性不足等のマンションに係るマンション敷地売却に関し、一般的と考えられる手順（基本プロセス）、事業手法を判断する考え方、合意形成の進め方、法律上の手続、支援制度の活用などに関する基本的な指針です。</p> <p>■団地型マンション再生のための敷地分割ガイドライン（令和3年12月公表）</p> <p>団地型マンション再生のための敷地分割事業の円滑な実施を推進するため、敷地分割事業の手順（準備・検討から計画・実施に至るまでの基本プロセス）や留意点等を示した指針です。</p> <p>■優良建築物等整備事業（マンション建替タイプ）</p> <p>市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地利用の高度化等に寄与するマンション建替え事業について、共用通行部分の整備等に対して助成します。</p>
対象と なる方	マンション管理組合、区分所有者、事業者

問い合わせ 先など	<p>国土交通省 住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当） TEL：03-5253-8111（内線 39-915）</p> <p>国土交通省 住宅局 市街地建築課（優良建築物等整備事業） TEL：03-5253-8111（内線 39-654）</p> <p>住まいるダイヤル TEL：0570-016-100</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none">・マンション敷地売却ガイドライン http://www.mlit.go.jp/common/001229202.pdf・団地型マンション再生のための敷地分割ガイドライン https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001445297.pdf
--------------	---

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

密集市街地の防災性を高めたい

No.7

国土交通省

補助金等、税制優遇

(開始年度)平成7年度

支援の名称	密集市街地の改善に向けた対策の推進 (住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)等)
制度の趣旨・背景	密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行います。
制度の内容	<p>交付金</p> <p>■交付率 国1/3(地方1/3)等</p> <p>■対象となる取組</p> <p>○地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上(重点供給地域は25戸以上)で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上の地区(概ね1ha以上(重点供給地域は概ね0.5ha以上))で行う以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の作成、調査設計 ・建替えに伴う共同施設の整備 ・老朽建築物等の除却 ・コミュニティ施設(集会所、子育て支援施設等)の整備 ・防災関連施設(備蓄倉庫、耐震性貯水槽等)の整備 ・道路、公園、緑地、広場等の整備 ・延焼遮断帯形成事業(道路整備と一体となって建築物の不燃化を図る事業) ・従前居住者用の受け皿住宅の整備(民間の場合は賃貸住宅のみ) <p>○防災街区整備事業(密集市街地整備法にもとづく事業)</p> <p>融資制度 住宅金融支援機のまちづくり融資(建設工事費、土地取得費の融資)など</p> <p>税制 防災街区整備事業について、施行者、地権者、床取得者、地区外転出者等に対し、所得税、法人税、不動産取得税等の特例措置があります。</p> <p>債務保証制度 公益社団法人全国市街地再開発協会において、計画準備段階及び建設段階の民間金融機関からの融資について債務保証を行っています。</p>
対象となる方	上記の取組みを行う民間事業者(地方公共団体からの補助)、地方公共団体
問い合わせ先など	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL:03-5253-8111(内線39-676)</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型) https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001478287.pdf

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

人が集まる施設の安全を確保したい

No.8

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成24年度

支援の名称	主要駅周辺等における帰宅困難者対策 (都市安全確保促進事業)
制度の 趣旨・背景	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺等の滞在者等の安全と都市機能の継続を図ります。
制度の 内容	<p>計画作成及び計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対して国が支援します。</p> <p>■補助対象及び補助率</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市再生安全確保計画・エリア防災計画*の作成のための協議会に対する支援、計画の作成に係る支援 補助率：1/2 2. 計画に基づくソフト事業に対する支援（退避方法や退避施設の確保等に関するルールの作成 等） 補助率：1/2 3. 計画に記載された退避施設、防災備蓄倉庫、非常用通信・情報提供施設、非常用発電機等の整備に対する支援（建築物の躯体工事を伴う場合を除く） 補助率：1/3 <p>※都市再生安全確保計画・エリア防災計画</p> <p><都市再生安全確保計画> 都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作成される大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画</p> <p><エリア防災計画> 以下の地域において帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生安全確保計画に準じた計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日当たりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺地域 ・指定都市及び特別区内の1日当たりの乗降客数が20万人以上の駅周辺地域 ・中核市、施行時特例市若しくは県庁所在都市の乗降客数が最も多い駅周辺地域
対象と なる方	市町村（特別区を含む）、都道府県、都市再生緊急整備協議会、帰宅困難者対策協議会、都市再生推進法人（計画素案の作成のみ対象）
問い合わせ 先など	<p>国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL：03-5253-8111（内線 32-563）</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生安全確保計画制度 http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000049.html

人が集まる施設の安全を確保したい

No.9

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成26年度

支援の名称	地下街の防災対策の推進 (地下街防災推進事業)
制度の趣旨・背景	地下街について大規模地震や浸水発生時の安全性の向上を図るため、地下街管理者が行う地下街の安全点検や、「地下街防災推進計画」の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等の支援を目的とします。
制度の内容	<p>「地下街の安心避難対策ガイドライン」を踏まえ地下街管理者が行う地下街防災推進計画の策定を支援するとともに、当該計画に基づき地下街管理者が行う防災・安全対策の取組を支援します。</p> <p>■補助率</p> <p>1. 地下街防災推進計画策定費 補助率：1/3 地下街防災推進計画の策定及び付随する調査（安全点検、耐震診断、対策検討等）に要する費用が補助対象となります。</p> <p>2. 地下街防災推進事業費 補助率：1/3 地下街防災推進計画に基づき実施される事業に要する費用が補助対象となります。</p> <p>○対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通路（一般店舗等の専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く）、電気室、機械室等の施設の整備及びその整備と併せて実施する漏水対策（地下街管理会社が所有又は管理する施設に限る） ・避難施設（非常用照明装置、避難誘導施設、緊急時情報提供設備等）の整備 ・防災施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、換気設備・開口部、非常用発電設備等）の整備 ・利用者等への避難啓発活動
対象となる方	地下街管理会社、協議会
問い合わせ先など	<p>国土交通省 都市局 街路交通施設課 TEL：03-5253-8416（内線 32-843）</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下街の安心避難対策ガイドライン https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000062.html

行政機能 警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
-------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

人が集まる施設の安全を確保したい

No.10

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成29年度

支援の名称	防災性に優れた業務継続地区の構築 (国際競争業務継続拠点整備事業)
制度の 趣旨・背景	大都市の業務中枢拠点において、災害に対する対応力の強化として、都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する特定都市緊急整備地域において、災害時の業務継続機能の確保に資するエネルギーの自立化・多重化を図り、大都市の国際競争力の強化、都市の防災性向上を促進することを目的とします。
制度の 内容	<p>災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される「業務継続地区(BCD: Business Continuity District)」の構築のため、エネルギー導管等の整備を支援します。</p> <p>■地域要件 次のすべての要件を満たす地区 ○災害時の供給先に災害発生時の対応の拠点となる施設*を含む地区 ○特定都市再生緊急整備地域及び隣接する地域で実施される事業 *災害対策基本法も規定する指定公共機関の施設、災害拠点病院、一時滞在施設</p> <p>■補助対象及び補助率</p> <p>1) 整備計画事業調査 ○補助対象：エネルギー導管等整備計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用 ○補助率：1/2</p> <p>2) エネルギー導管等整備事業 ○補助対象：都市再生安全確保計画に位置付けられる事業の内、道路事業や都市開発事業等の基盤整備と一体的な整備が必要な基盤施設であるエネルギー導管(未利用熱を取得する導管を含む)、エネルギー貯留施設及びそれらの付帯施設の整備に要する費用 ○補助率：2/5</p>
対象と なる方	<p>1) 地方公共団体、法律に基づく協議会 2) 地方公共団体、都市再生機構、法律に基づく協議会、民間事業者等</p>
問い合わせ 先など	<p>国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL：03-5253-8412 (内線 32-738)</p> <p>■関連 URL ・国際競争業務継続拠点整備事業 http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000045.html</p>

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.11

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成27年度

支援の名称	サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援（サステナブル建築物等先導事業）
制度の趣旨・背景	住宅及び建築物の省エネ・省 CO2 や木造化、気候風土に応じた住宅の建築技術等による低炭素化等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディング・プロジェクトに対し支援します。
制度の内容	<p>住宅及び建築物の省エネ・省 CO2 や木造化、気候風土に応じた住宅の建築技術等による低炭素化、健康・介護、災害時の継続性等に寄与する先導的な技術が導入されるプロジェクト等を募集し、学識経験者による評価委員会の評価を踏まえ、事業を採択します。</p> <p>■補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> 先導的な省エネ・省 CO2 技術を導入する住宅・建築物プロジェクトに対する支援（省 CO2 先導型）：補助率：1/2 （但し、5億円以内の額であって、かつ、新築のプロジェクトの建設工事費に係る補助額については総事業費の5%以内の額を上限） 先導的な木造化技術を導入する住宅・建築物プロジェクトに対する支援（木造先導型）：補助率：1/2、定額 （但し、補助対象となる部分の建設工事費全体の15%又は5億円のうちのいずれか少ない金額を上限とし、建築実証と居住性等の実験を担う実験棟の整備については3千万円を上限） 地域の気候風土に応じた住宅の建築技術等による先導的な低炭素化技術を導入するプロジェクトに対する支援（気候風土適応型）：補助率：1/2 （但し、建築工事費全体の10%以内又は戸あたり100万円のうちのいずれか少ない金額を上限） IoT 技術等を活用した住宅の実用化に向けた課題・効果等の実証を行うプロジェクトに対する支援（次世代住宅型）：補助率：1/2（但し、5億円を上限）
対象となる方	<p>下記の取組みを行う民間事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 省 CO2 先導型：住宅・建築物の新築、既存の住宅・建築物の改修などにおいて、省 CO2 の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定された事業を行う者 木造先導型：建築物における木造化の推進に向けたモデル性、先導性が高いプロジェクトとして選定された事業を行う者 気候風土適応型：地域の気候風土に応じた住宅の新築において、建築技術・工夫による低炭素化技術導入推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定された事業を行う者 次世代住宅型：IoT 技術等を活用した住宅の実用化に向けた課題・効果等の実証を行うプロジェクトであって、モデル性、先導性が高いものとして選定された事業を行う者
問い合わせ先など	<p>国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付 TEL：03-5253-8111 内線 39-458（省 CO2 先導型・気候風土適応型）</p> <p>国土交通省 住宅局 住宅生産課 内線 39-455（木造先導型）、内線 39-426（次世代住宅型）</p> <p>■関連 URL（サステナブル建築物等先導事業） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000053.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.12	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成26年度
-------	-------	------	---------------

支援の名称	帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進 (災害時拠点強靱化緊急促進事業)
制度の 趣旨・背景	南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する制度です。
制度の 内容	<p>■補助対象・補助率</p> <p>帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽や防災井戸等の整備に要する費用（掛かり増し費用）について、民間事業者の負担を求めず、国と地方公共団体が負担することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が整備主体の場合 国：2/3、地方公共団体：1/3 ・地方公共団体が整備主体の場合 国：1/2、地方公共団体：1/2 <p>■対象となる取組</p> <p>1. 一時滞在施設の整備</p> <p>主要な駅の周辺において、民間再開発ビル等を活用し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等 ・対象地域：都市再生安全確保計画等に位置づけられた地域、国土強靱化地域計画や地域防災計画において帰宅困難者対策が位置づけられた地域、その他大規模災害時に多数の帰宅困難者が見込まれることから帰宅困難者対策が必要であると地方公共団体が認める地域 <p>2. 災害拠点病院等の整備</p> <p>大量に発生する負傷者に対応するため、災害拠点病院等の整備を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：都道府県が指定する災害拠点病院及び災害拠点精神科病院 ・対象地域：全国 <p>○1、2の共通要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性を有すること（新築の場合は、耐震等級2相当） ・自家用分（通常時に施設利用する者の分）と帰宅困難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること等
対象と なる方	地方公共団体又は民間事業者等の一時滞在施設又は災害拠点病院等を整備する者
問い合わせ 先など	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地再開発係 TEL：03-5253-8111（内線 39-654）</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時拠点強靱化緊急促進事業 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house.tk5_000045.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.13

内閣府・国土交通省

税制優遇

(開始年度) 昭和 58 年度

支援の名称	地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	大規模地震対策が必要とされる地域内で、地震防災対策用資産（緊急地震速報受信装置等）を取得した場合の優遇措置を講じる制度です。
制度の内容	<p>大規模地震対策が必要とされる地域内で、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取り扱う施設等、地震防災上の措置が必要な施設の管理者等が、緊急地震速報装置及びその関連設備など地震防災対策用資産を取得した場合、3 年度分の固定資産税について課税標準額を 2/3 に減額する。</p> <p>【対象資産】</p> <p>① 緊急地震速報受信装置（専用の報知装置を含む。）</p> <p>② 緊急遮断装置（①と同時に設置される場合）</p> <p>③ 感震装置（①②と同時に設置される場合）</p> <p>【適用対象となる地域】</p> <p>① 南海トラフ地震防災対策推進地域〔南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項〕</p> <p>② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域〔日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 3 条第 1 項〕</p> <p>③ 首都直下地震緊急対策区域〔首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項〕</p>
対象となる方	<p>以下のいずれかに該当する施設又は事業を管理・運営している者</p> <p>〔大規模地震特別措置法施行令第 4 条各号で掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者〕</p> <p>① 物品販売業を営む店舗（収容人員 30 人以上）、飲食店（同 30 人以上）、病院、劇場、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設</p> <p>② 石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設</p> <p>③ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業</p> <p>④ その他、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業</p>
問い合わせ先など	<p>内閣府防災担当 調査・企画担当参事官室</p> <p>TEL：03-3501-5693</p> <p>■関連 URL</p> <p>・地震防災対策に係る税制優遇制度</p> <p>http://www.bousai.go.jp/jishin/sonota/zeiseiyuuguuseido.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.14

国土交通省

税制優遇

(開始年度)平成26年度

支援の名称	浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置
制度の 趣旨・背景	地下街等は、浸水スピードが速く閉鎖的であることから、人命に対するリスクが大きく、また、浸水が発生した場合には、都市・経済活動が機能不全に陥ってしまいます。これらをふまえて、地下街等における浸水防止設備を設置した場合の特例措置を講じて、浸水防止対策等を推進します。
制度の 内容	<p>洪水、雨水出水又は高潮の浸水想定区域内にある市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の所有者又は管理者が、避難確保・浸水防止計画に基づき、取得した浸水防止用設備に係る固定資産税の特例措置になります。</p> <p>■特例措置の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機） <p>■特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初の5年間、価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を固定資産税の課税標準とします。 <p>■特例期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
対象と なる方	<p>浸水想定区域内にある市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等[*]の所有者又は管理者</p> <p>[*]地下街のほか、地下駅、デパートの地下売場、これらと地下で接続しているビルの地下フロア等で、従業者以外の不特定かつ多数の者が利用する施設</p>
問い合わせ 先など	<p>国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室 TEL：03-5253-8460</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下空間の浸水対策 http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou01.html

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.15

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 昭和 44 年度

支援の名称	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置
制度の趣旨・背景	市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図るため、事業用資産を市街地再開発事業による保留床に買換えた場合に税制上の特例措置を講じる制度です。
制度の内容	<p>個人又は法人が事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得して事業の用に供した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益の課税を繰り延べることができます。これにより、民間事業者による早期かつ着実な保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図ります。</p> <p>■主な内容</p> <p>○譲渡した事業用資産の譲渡益の80%について課税を繰り延べる(損金算入)</p> <p>■「譲渡資産」の要件</p> <p>○既成市街地等内にあること※</p> <p>※既成市街地等内とは次の区域のことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地 ・近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域 ・首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域(名古屋市の一部) ・二号地区若しくは二項地区を定めている市又は道府県庁所在の市の区域の都市計画区域で、最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域 <p>■主な「買換資産」の要件※</p> <p>○既成市街地等内にあること</p> <p>○地上階数四以上の中高層耐火建築物である施設建築物であること</p> <p>○事業区域面積が5,000㎡以上であること</p> <p>※住宅の用に供する部分は対象外</p> <p>■適用期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税：令和5年12月31日 ・法人税：令和5年3月31日
対象となる方	事業用資産を市街地再開発事業により整備される施設建築物の保留床に買換える個人又は法人
問い合わせ先など	国土交通省 都市局市街地整備課 TEL：03-5253-8414

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.16

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 昭和 50 年度

支援の名称	市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置
制度の趣旨・背景	市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図るため、従前権利者が取得した施設建築物に係る固定資産税額の減額措置を行う制度です。
制度の内容	<p>市街地再開発事業により新築された施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合においては、当該施設建築物の一部に係る建物の固定資産税額について、新築後5年間、住宅床は2/3を、非住宅床は1/3（第一種市街地再開発事業は1/4）を減額します。これにより、権利者との合意形成を促進し、市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図ります。</p> <p>■主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅で居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上280㎡以下である家屋 <ul style="list-style-type: none"> 居住の用に供する部分：5年間、税額の2/3を減額 居住の用に供する部分以外の部分：5年間、税額の1/3（※）を減額 ○住宅以外の家屋 <ul style="list-style-type: none"> 5年間、税額の1/3（※）を減額 <p>（※）第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは1/4減額</p> <p>■適用期限 令和5年3月31日</p>
対象となる方	市街地再開発事業により新築された施設建築物の一部を取得した従前の権利者
問い合わせ先など	国土交通省 都市局市街地整備課 TEL：03-5253-8414

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.17

国土交通省

補助金等

(開始年度)平成27年度

支援の名称

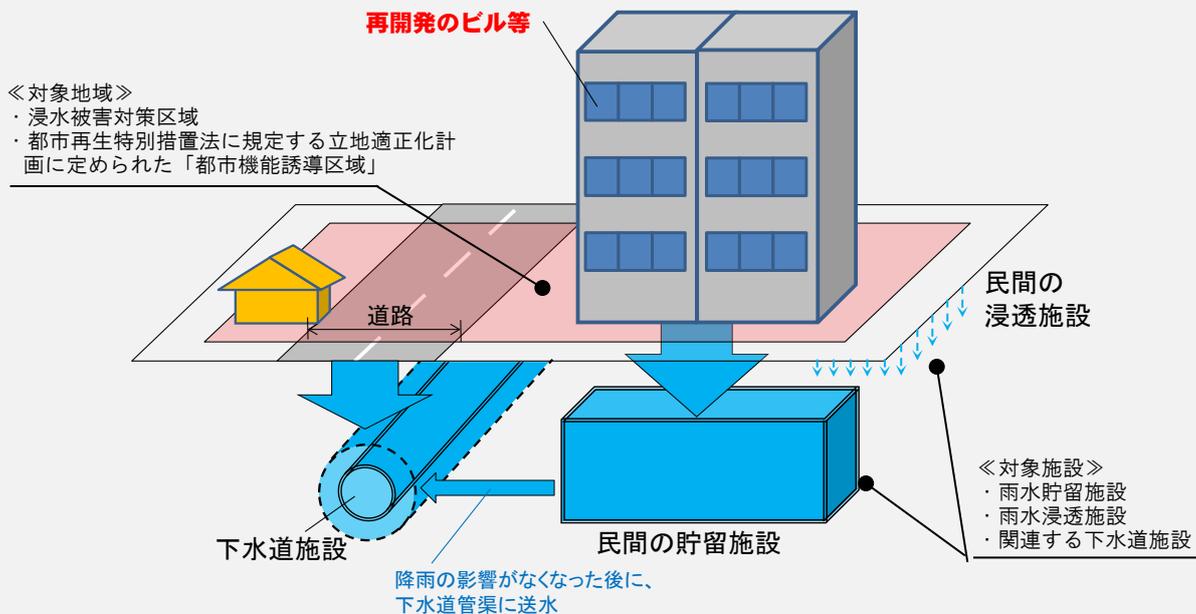
特定地域都市浸水被害対策事業

制度の
趣旨・背景

近年頻発する局地的な大雨に対して、下水道管理者が民間事業者等と連携して、早期に都市の浸水安全度の向上や地域の生産性向上を図ることを目的として、浸水被害対策区域及び都市機能誘導区域における官民連携した貯留浸透施設等の整備を推進します。

制度の
内容

下水道法に規定する浸水被害対策区域もしくは都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域において、民間事業者等と連携して効率的に浸水対策を図る地域における雨水流出抑制に資する施設の整備を支援。



対象と
なる方

民間事業者等

問い合わせ
先など

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部流域管理官付
TEL：03-5253-8111（内線 34-315）

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.18	内閣府	その他	(開始年度) 平成24年度
-------	-----	-----	---------------

支援の名称	都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保
制度の 趣旨・背景	<p>国、地方公共団体、関係事業者等が、都市再生緊急整備地域(※)の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画の策定に向け、都市再生緊急整備協議会にて官民連携のもと意見交換を行い、都市の安全確保対策を進めます。</p>
制度の 内容	<p>■都市再生安全確保計画の効果</p> <p><地域の防災性能の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情・特性に応じた取組、着手可能なエリア・対策からの取組は、地域の防災性能の着実な向上に寄与 ○ハード・ソフト両面からの事業等による取組は、人的被害、地域の混乱等の抑制に寄与 ○大規模災害時に地域が混乱なく対応するための事前の備えは、地域の円滑な応急対応の実現に寄与 ○大規模災害時に非常に重要な役割を果たす「共助」の体制の構築が進み、防災に関する地域コミュニティの醸成に寄与 <p><地域のブランド力・価値の向上と都市の国際競争力の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業員を含む滞在者等の安全性が向上し、立地企業の事業継続力の向上に寄与 ○地域の防災性能の高さは、地域のブランド力・価値の向上に資するものであり、都市の国際競争力の強化に寄与 <p>■都市再生安全確保計画の作成及び実施の流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①多様な主体の参画 <ul style="list-style-type: none"> ・主要駅周辺の防災に関する任意の協議会、防災に関する専門性を有する企業等に参加を要請 ・様々な視点からの人材を確保し、参加者同士のネットワークを構築 ②地域の現況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する地域の強み（資源）と弱み（リスク）を把握 ・地域が持つ資源とリスクの情報を関係者間で共有 ③目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた適切な目標設定 ・エリアマネジメント等地域のまちづくりと連携した目標設定 ④計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じて取り組みやすい対策から計画を作成 ・地域の関係者で計画を共有

	<p>⑤事業・事務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時から非常時に継ぎ目なく移行する活動への備えや連絡体制の整備 ・エリアマネジメントの一環としての活動 <p>⑥効果検証の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に地域の状況の変化を把握、防災活動の成果を検証 ・PDCA サイクルによる計画の進捗状況等の評価、前提条件の変化の確認等と、それに対応した計画の充実・改善を実施（参加企業・団体の追加の必要性の検証、目標の再設定等を含む。） <p>(※)都市再生緊急整備地域は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づき、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、令和3年9月1日時点、全国で51地域、約9,305ha が政令により指定されており、都市計画や金融・税制等の措置等が講じられることにより、各地域において、民間の活力を中心とした都市の再生が推進されています。</p>
<p>対象となる方</p>	<p>国、地方公共団体、関係事業者等</p>
<p>問い合わせ先など</p>	<p>内閣府 地方創生推進事務局 TEL：03-6206-6174</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生安全確保計画制度について https://www.chisou.go.jp/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/anzenkakuho/index.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.19	国土交通省	補助金等	(開始年度) 令和3年度
-------	-------	------	--------------

支援の名称	水害時に発生する避難者のための一時避難場所の整備促進（一時避難場所整備緊急促進事業）
制度の趣旨・背景	水害時に発生する避難者を一時的に受け入れる施設の整備を促進する制度です。
制度の内容	<p>■補助対象・補助率</p> <p>避難者を受け入れるために付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備（設置場所の嵩上げを含む）、止水板等の整備に要する費用（掛かり増し費用）について、民間事業者の負担を求めず、国と地方公共団体が負担することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が整備主体の場合 国：2/3、地方公共団体：1/3 ・地方公共団体が整備主体の場合 国：1/2、地方公共団体：1/2 <p>■対象となる取組</p> <p>1. 一時滞在施設の整備</p> <p>民間建築物等を活用し、水害時の避難場所の確保を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：地方公共団体と水害時の避難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等 ・対象地域：浸水想定区域等の区域又はその隣接する地域 <p>2. 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性を有すること（新築の場合は、耐震等級2相当） ・自家用分（通常時に施設利用する者の分）と帰宅困難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること等
対象となる方	地方公共団体又は民間事業者等の一時滞在施設を整備する者
問い合わせ先など	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8111（内線39-677）

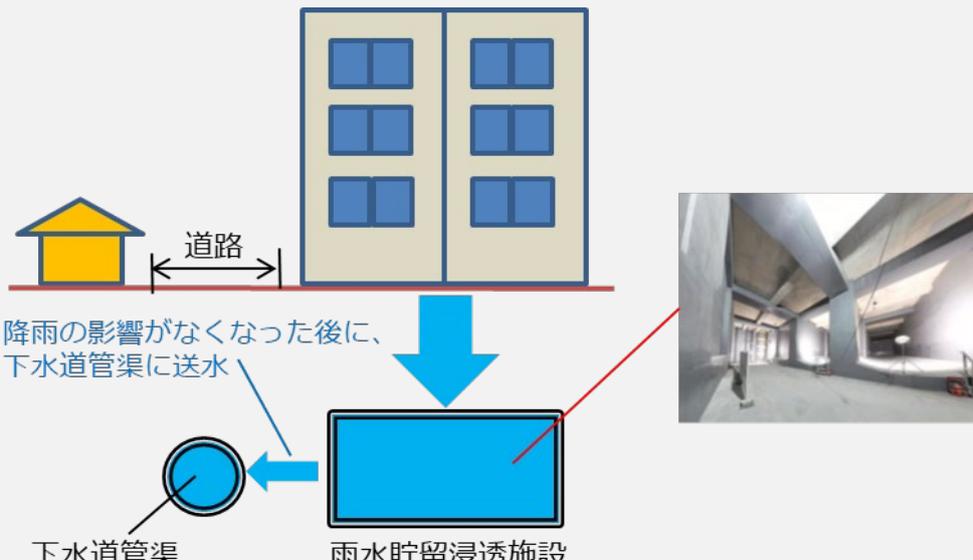
都市の防災機能の強化に貢献したい

No.20

国土交通省

補助金等

(開始年度) 令和3年度

<p>支援の名称</p>	<p>官民連携浸水対策下水道事業</p>
<p>制度の趣旨・背景</p>	<p>近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増加や水害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、都市機能が相当程度集積し、下水道の整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難である浸水被害対策区域において、流域治水の観点から、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を推進します。</p>
<p>制度の内容</p>	<p>下水道法に規定する浸水被害対策区域内において、公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備に対し、公共下水道管理者が費用の一部を負担する場合、国が民間事業者等を重点的に支援。</p> 
<p>対象となる方</p>	<p>民間事業者等</p>
<p>問い合わせ先など</p>	<p>国土交通省 水管理・国土保全局下水道部流域管理官付 TEL：03-5253-8111（内線 34-315）</p>

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.21

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 令和3年度

支援の名称	災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置
制度の趣旨・背景	<p>令和2年9月の都市再生特別措置法の改正により創設した防災移転支援計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）制度に基づき、災害ハザードエリア内にある施設や住宅の移転を促進。</p>
制度の内容	<p>■「防災移転支援計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画作成主体： 立地適正化計画を作成している市町村 ○ 計画の対象： 災害ハザードエリアから居住誘導区域又は都市機能誘導区域に住宅又は施設を移転する場合 ○ 計画内容： 市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、以下の事項を記載した計画を作成。 <ul style="list-style-type: none"> ① 移転者の氏名、住所 ② 移転先の土地建物の内容（住所、面積、建物の構造等） ③ 移転先の土地建物の権利者の氏名、住所 ④ 移転先に設定する所有権、賃借権等の種類 ⑤ 移転の時期、移転の対価、支払い方法等 ○ 効果： 市町村が計画を公告することにより、本計画に定めた所有権、賃借権等が設定又は移転。また、本計画に基づく権利設定について、市町村による一括登記が可能。 <p>■支援措置</p> <p>移転先として取得する土地建物に係る税制上の特例措置を講じる</p> <p>【登録免許税】本則の1／2軽減 *所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記</p> <p>【不動産取得税】課税標準から1／5控除</p> <p>■適用期限</p> <p>令和5年3月31日</p>
対象となる方	防災移転支援計画に基づき施設又は住宅を移転する方
問い合わせ先など	国土交通省 都市局都市安全課 TEL：03-5253-8400

医療・社会福祉施設を耐震化したい

No.22

厚生労働省

資金融資

(開始年度) 昭和40年度

支援の名称

社会福祉施設等の耐震化

制度の
趣旨・背景

大規模災害による施設の倒壊等を未然に防ぐ耐震化を含めた社会福祉施設等を整備するため、(独)福祉医療機構において低金利かつ長期の貸付を行います。

制度の
内容

■ (独)福祉医療機構による耐震化・高台移転整備・スプリンクラー等消防用設備整備の融資優遇

	社会福祉施設	医療施設
融資率	70~80% → 95%	70~80% → 95%
利率優遇	(耐震化、スプリンクラー等) <国庫補助金等の交付を受ける整備> 基準金利同率 (据置期間中は無利子) <上記以外の整備> 基準金利同率 (高台移転等) <国庫補助金等の交付を受ける整備> 全期間無利子 <上記以外の整備> 基準金利同率	(耐震化、スプリンクラー等) <国庫補助金等の交付を受ける整備> 基準金利同率 (据置期間中は無利子) <上記以外の整備> 基準金利同率 (高台移転) <国庫補助金等の交付を受ける整備> <7.2 億円以内> 全期間無利子 <7.2 億円超> 基準金利同率 <上記以外の整備> 基準金利同率

注1 介護老人保健施設については、医療施設と同じ。

注2 社会福祉施設の高台移転に係る二重ローン対策 (返済猶予や償還期間延長等) も実施。

対象と
なる方

社会福祉施設等

問い合わせ
先など

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
TEL: 03-5253-1111 (内線 2866)

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

医療・社会福祉施設を耐震化したい

No.23	厚生労働省	補助金等	(開始年度)平成8年度
-------	-------	------	-------------

支援の名称	医療施設の耐震化
制度の 趣旨・背景	災害発生時に診療拠点となる災害拠点病院、重篤な患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター、地域の救急患者の受入を行う二次救急医療機関等の耐震整備に対する補助を行います。
制度の 内容	<p>1. 基幹・地域災害拠点病院施設整備事業（平成8年度～） (事業概要): 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う災害拠点病院の耐震整備に対する補助を行う。(公立除く) (基準額): $2,300 \text{ m}^2$ (基準面積) \times 43,500 円 = 100,050 千円 $2,300 \text{ m}^2$ (基準面積) \times 206,500 円 = 474,950 千円 (耐震構造指標である「I s 値 0.4 未満の建物」を有する場合) (調整率): 0.5 ※この他に備蓄倉庫、非常用自家発電設備、受水槽、ヘリポート、給水設備、燃料タンク、研修部門（基幹災害拠点病院のみ）の整備に対する補助（調整率0.33）を行う。</p> <p>2. 医療施設等耐震整備事業（平成18年度～） (事業概要) 1. 未耐震の救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療等を担っている病院等の開設者が行う耐震整備に対する補助を行う。(公立、公的を除く) 2. 耐震構造指標である「I s 値 0.3 未満の建物」を有する病院の開設者が行う耐震整備に対する補助を行う。(公立除く) (基準額): 1. $2,300 \text{ m}^2$ (基準面積) \times 43,500 円 = 100,050 千円 $2,300 \text{ m}^2$ (基準面積) \times 206,500 円 = 474,950 千円 (耐震構造指標である「I s 値 0.4 未満の建物」を有する場合) 2. $2,300 \text{ m}^2$ (基準面積) \times 206,500 円 = 474,950 千円 (調整率): 0.5</p>
対象となる方	病院
問い合わせ先	厚生労働省 医政局 地域医療計画課 TEL: 03-5253-1111 (内線 2548)

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネ ル ギ ー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------------------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

石油製品の供給事業者に対する支援

No.24

経済産業省

補助金等

(開始年度)平成22年度

支援の名称	災害対応型 SS の整備及び能力強化 (災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費)
制度の 趣旨・背景	<p>SS 等の燃料供給拠点の災害対応能力を更に強化するため、SS におけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化、津波被害地域等における燃料供給の早期再開を目的とした災害時専用臨時設置給油設備の導入等の支援を行います。</p> <p>併せて、災害時に円滑な対応を確保するための自家発電設備の稼働訓練等に係る費用を支援します。</p>
制度の 内容	<p>災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、以下の事業を行います。</p> <p>1. 地下タンクの入換・大型化等 SS におけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化等を支援します。 補助率：1/4、1/2、2/3、3/4、10/10</p> <p>2. 災害時専用臨時設置給油設備の導入 津波被害地域等における燃料供給の早期再開を目的とした災害時専用臨時設置給油設備の導入の支援を行います。 補助率：10/10</p> <p>3. 緊急時石油製品供給安定化対策事業 SS の災害対応能力の強化に向けた研修や訓練等の取組を支援します。 補助率：定額</p>
対象と なる方	地方公共団体のほか、揮発油販売事業者といった上記の取組を行う民間事業者等
問い合わせ 先など	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 TEL：03-3501-1320</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.～2.について 一般社団法人全国石油協会 HP http://www.sekiyu.or.jp/ ・3.について 全国石油商業組合連合会 HP http://www.zensekiren.or.jp/O6contents03/01/02

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネ ル ギ ー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------------------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

石油製品の供給事業者に対する支援

No.25

経済産業省

補助金等

(開始年度) 令和4年度

支援の名称	地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費
制度の趣旨・背景	<p>地域の燃料供給体制については、2050年カーボンニュートラルに向けて生じる更なる石油製品の需要減や後継者・人手不足等により供給体制が脆弱になる地域が増加していくことが懸念されるため、石油製品需要が少ない地域や後継者・人手不足が発生している地域においても、持続可能な燃料供給体制を構築することを目的として、先進的な事業モデルの創出や自治体主導によるSS承継等の取組に対して支援を行います。</p>
制度の内容	<p>地域における持続可能な燃料供給体制を構築するため、以下の事業を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 先進的SS事業モデル構築等支援事業 SSの総合エネルギー拠点化、地域コミュニティ・インフラ化、多機能化、AI等を活用した業務効率化のため、先進的なビジネスモデルの構築等を支援します。 補助率：10/10 2. 自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業 自治体主導による燃料供給体制の確保を円滑化させるため、①自治体による燃料供給に関する計画策定に要する経費、②自治体が策定した燃料供給に関する計画に基づく、設備整備・撤去費用を支援します。 補助率：1/2、3/4 3. SS人材高度化支援事業 SSの人材確保等のために、SSの従業員のスキル向上を目的とした人材育成研修を支援します。 補助率：定額
対象となる方	地方公共団体のほか、揮発油販売業者といった上記の取組を行う民間事業者等
問い合わせ先など	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 TEL：03-3501-1320</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国石油商業組合連合会 HP http://www.zensekiren.or.jp/06contents01/01/0101

バックアップのための燃料を確保したい

No.26

経済産業省

補助金等

(開始年度) 平成 26 年度

支援の名称	<p>災害時等に備えた需要家側のLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進 (災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金)</p>
制度の趣旨・背景	<p>災害時において、道路等が寸断した場合に、サービスステーション（SS）やLPガス充てん所などの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。</p> <p>このため、災害時に避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等の社会的重要なインフラ等への燃料備蓄を推進すべく、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援し、災害対応力の強化を目指します。</p>
制度の内容	<p>■補助対象事業</p> <p>災害時の避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等において、災害時に備えた自衛的な燃料備蓄のためにLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等を導入する場合、その購入や設置工事等に要する経費の一部を補助します。</p> <p>■補助率：1/2、2/3</p>
対象となる方	<p>以下の場所に、主に上記設備を導入したい方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害等発生時、避難所まで避難することが困難な者が多数生じる施設等 2. 公的避難所（地方公共団体が災害時の避難所として指定した施設） 3. 一時避難所となり得るような施設等 <p>（具体例）一時的な避難所となり得るような施設とは、民間企業等が所有する工場、事業所、商業施設、学校、ホテル・旅館、マンション、公民館、集会所等（災害発生時等に危険な状況となり得る施設を除く）など、周辺住民や帰宅困難者などの避難者を受け入れることが可能な施設。（民間施設の場合は地方公共団体との協定等が必要。）</p>
問い合わせ先など	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 TEL：03-3501-1320</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LPガス災害バルク導入事例集 https://saigaibulk.net/pdf/2022_casestudy.pdf

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

新たなエネルギー源を確保したい

No.27

農林水産省

補助金等

(開始年度)平成 30 年度

支援の名称	木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「地域内エコシステム」推進事業
制度の趣旨・背景	<p>本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、林業・木材産業の成長産業化を図るためには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要です。</p> <p>このため、公共建築物の木造化・木質化や木質バイオマスのエネルギー利用等による新たな木材需要の創出に向けた取組を支援しています。</p> <p>このうち「地域内エコシステム」推進事業では、山村地域で地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組みを構築し、木質バイオマスのエネルギー利用等を促進するため、地域の体制づくり、技術開発・改良、技術面での相談サポート等を支援します。</p>
制度の内容	<p>1. 「地域内エコシステム」モデル構築事業</p> <p>「地域内エコシステム」のモデル構築に向け、地域の実情に応じ、</p> <p>①コスト低減に向けた合意形成等のための地域協議会の運営（人材育成含む）</p> <p>②木質バイオマスの技術開発・改良等を行う取組</p> <p>③優良事例を横展開していくに当たって必要な体制の構築・推進を支援します。</p> <p>2. 「地域内エコシステム」サポート事業</p> <p>「地域内エコシステム」の構築に必要な技術的なサポートを行うため、電話相談や技術者の現地派遣、サポートの実施に必要な各種調査等を行う取組を支援します。</p>
対象となる方	民間団体等
問い合わせ先など	<p>林野庁 木材利用課</p> <p>TEL：03-6744-2297</p> <p>■関連 URL</p> <p>・木質バイオマスの利用推進について（林野庁 HP）</p> <p>https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/index.html</p>

新たなエネルギー源を確保したい

No.28

経済産業省・環境省・農林水
産省

税制優遇

支援の名称	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	<p>本税制措置により再生可能エネルギー発電設備の導入を促進することで、再生可能エネルギーの普及を促進し、さらなる地域でのエネルギーの安定供給を図るとともに地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できます。</p>
制度の内容	<p>固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減する。</p> <p><税目> (地方税) 固定資産税</p> <p>■措置内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備 (再エネ特措法第二条第五項に規定する認定発電設備を除く) <ul style="list-style-type: none"> 1,000kW 以上 : 3/4 (7/12~11/12) 1,000kW 未満 : 2/3 (1/2~5/6) ・風力発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 20kW 以上 : 2/3 (1/2~5/6) 20kW 未満 : 3/4 (7/12~11/12) ・中小水力発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 5,000kW 以上 : 3/4 (7/12~11/12) 5,000kW 未満 : 1/2 (1/3~2/3) ・バイオマス発電設備 (2万kW 未満) <ul style="list-style-type: none"> 1万kW 以上 : 2/3 (1/2~5/6) 1万kW 未満 : 1/2 (1/3~2/3) ・地熱発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 1,000kW 以上 : 1/2 (1/3~2/3) 1,000kW 未満 : 2/3 (1/2~5/6) <p>※太陽光発電設備以外の対象設備については、再エネ特措法第二条第五項に規定する認定発電設備に限る。</p> <p>※太陽光発電設備については、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに限り。</p> <p>※軽減率について、各自治体が一定の幅 (上記の±1/6) で独自に設定できる「わがまち特例」を適用 (上記の括弧書の間で設定)。</p>
対象となる方	再生可能エネルギー発電設備を取得した事業者
問い合わせ先など	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課</p> <p>TEL : 03-3501-4031</p>

地域の情報ネットワークづくりに貢献したい

No.29

経済産業省・総務省

税制優遇

支援の名称	5G設備の導入を促進する特例措置
制度の 趣旨・背景	<p>デジタル田園都市国家構想実現に向けて、5G全国ネットワークについて、高度なインフラを都市・地方で一体的に整備しつつ、特に条件不利地域における整備を加速します。また、企業等の多様な主体が自らシステムを構築するローカル5Gについても、社会課題解決や事業革新等に向け、導入を後押しします。</p>
制度の 内容	<p>○事業や制度の概要 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の規定に基づく、認定導入計画に従って導入される一定の5G設備に係る投資について、特別償却（30%）又は税額控除ができる措置です。 【適用期限：令和6年度末まで】</p> <p>税額控除率については以下のとおり。（控除額の上限は当期法人税額の20%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国5G（条件不利地域） 税額控除率 令和4年度15%、令和5年度9%、令和6年度3% ・全国5G（条件不利地域以外の地域） 税額控除率 令和4年度 9%、令和5年度5%、令和6年度3% ・ローカル5G 税額控除率 令和4年度15%、令和5年度9%、令和6年度3% <p>・その他、ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税の課税標準が3年間1/2）もあります。【適用期限：令和5年度末まで】</p> <p>○対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■全国5Gシステム※1、2 <ul style="list-style-type: none"> ・基地局の無線設備（屋外に設置する親局・子局） ■ローカル5Gシステム※3 <ul style="list-style-type: none"> ・基地局の無線設備 ・交換設備 ・伝送路設備（光ファイバを用いたもの） ・通信モジュール <p>※1 マルチベンダー化・SA（スタンドアロン）化したものに限りませう。 ※2 その他地域については、多素子アンテナ又はミリ波対応のものに限りませう。 （令和5年度末まで） ※3 先進的なデジタル化の取り組みに利用されるものに限りませう。</p>

<p>対象となる方</p>	<p>○全国5G導入事業者 ○ローカル5G導入事業者</p> <p>※以下の基準を満たす導入計画を作成して主務大臣の認定を受けた事業者に限ります。 <認定の基準> ①安定性・信頼性、②供給安定性、③オープン性</p>
<p>問い合わせ先など</p>	<p>総務省 情報流通行政局 地域通信振興課デジタル経済推進室 TEL：03-5253-5757</p> <p>経済産業省 商務情報政策局 情報産業課 TEL：03-3501-6944</p> <p>○関連 URL ICT 地域地域活性化ポータル： https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/support/index.html</p> <p>5G 促進法（5Gシステム関係）： https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/laws/5g_drone.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

災害時でもテレビ放送を止めないようにしたい

No.30	総務省	補助金等	(開始年度)平成30年度
-------	-----	------	--------------

支援の名称	<p>耐災害性強化としてのケーブルテレビネットワークの光化を推進 (「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業)</p>
制度の趣旨・背景	<p>災害時には、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止のため、在宅避難・分散避難がこれまで以上に求められ、在宅でも、放送により信頼できる災害情報を確実に得られるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化を図ります。</p>
制度の内容	<p>○施策の概要 激甚化する自然災害等への課題に対処し、ポストコロナにおける「新たな日常」の定着に資するため、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化を支援することにより、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化等を図ります。</p> <p>○補助対象 市町村、市町村の連携主体又は第三セクター (これらの者の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務の提供についてこれらの者が担ってきた役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)</p> <p>○補助対象経費 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等</p> <p>○補助率 市町村、市町村の連携主体(承継事業者): 1/2 第三セクター(承継事業者): 1/3</p>
対象となる方	<p>市町村(市町村の連携主体を含む。)、第三セクター法人 ※これらの者の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務の提供についてこれらの者が担ってきた役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。</p>
問い合わせ先など	<p>総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室 TEL: 03-5253-5808</p> <p>○関連 URL 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber.html</p>

「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

- 「新たな日常」の定着・加速に向けて、新型コロナウイルス対策と災害対策を同時に進めることが必要。
- 災害時には、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止のため、在宅避難・分散避難がこれまでに以上に求められる。在宅でも、放送により信頼できる災害情報を確実に得られるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化が必要。
- 災害時において、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部を補助する。

事業イメージ

【令和4年度予算 9.0億円】
 (令和3年度補正予算 11.0億円)
 (令和3年度当初予算 11.0億円)

○ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

(令和4年度当初予算については、これらの者の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務の提供についてこれらの者が担ってきた役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

○ 補助率

- (1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者)：1/2
- (2)第三セクター(承継事業者)：1/3

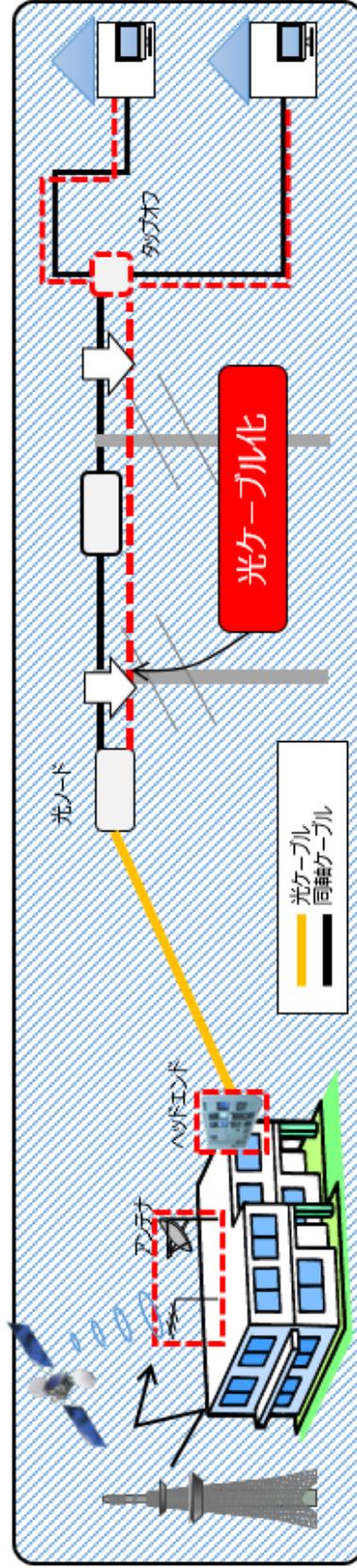
○ 補助対象経費(下図の赤字部分)

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等

○ 補助対象地域

以下の①～③のいずれも満たす地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域
- ③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域



行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

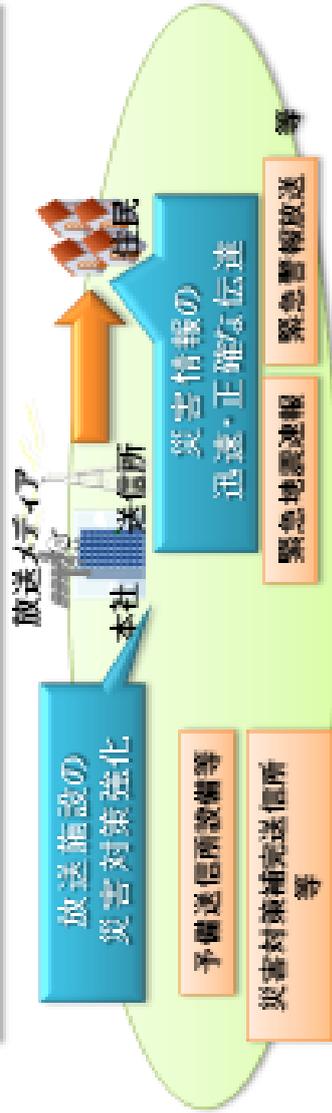
No.31	総務省	補助金等	(開始年度)平成25年度
-------	-----	------	--------------

支援の名称	災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進 (放送ネットワーク整備支援事業)
制度の 趣旨・背景	東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、地域住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築します。
制度の 内容	放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）では、以下の費用の一部を補助します。 ■補助率 1) 都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体：1/2 2) 第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等：1/3 ■補助対象経費 予備送信所設備等（予備送信所設備の整備）、災害対策補完送信所等（送信所の移転、災害対策補完送信所）、緊急地震速報設備等（緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備）
対象と なる方	地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等（複数の地上基幹放送事業者等又は基幹放送局提供事業者の連携主体を含む。）及び一般社団法人等
問い合わせ 先など	総務省 情報流通行政局 地上放送課 TEL：03-5253-5737 ■関連URL • 放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業） https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka01.html

放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策補完送信所等及び緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間放送事業者等に対し、費用の一部を補助することで、地域の情報通信環境の強靭化を実現する。

国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の確実な提供



予備送信所設備等、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等の整備を促進

- 補助対象 : 地方公共団体(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、民間放送事業者等
 補助率 : 地方公共団体の単独又は連携の場合:1/2、民間放送事業者等の場合:1/3
 補助対象経費 : 予備送信所設備等(予備送信所設備の整備)、
 災害対策補完送信所等(送信所の移転、災害対策補完送信所)
 緊急地震速報設備等(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備)

予算	令和4年度予算額	令和3年度予算額
一般会計	1. 9億円の内数(0.15億円を計上)	2. 3億円の内数(0.06億円を計上)

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

No.32

総務省

補助金等

(開始年度)平成26年度

<p>支援の名称</p>	<p>難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進 (民放ラジオ難聴解消支援事業)</p>
<p>制度の 趣旨・背景</p>	<p>放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー（第一情報提供者）」として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要ですが、特に、ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しているため、その解消を推進します。</p>
<p>制度の 内容</p>	<p>ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助します。</p> <p>■補助率</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市型難聴対策事業 : 1/2 2. 外国波混信対策事業 : 2/3 3. 地理的・地形的難聴対策事業 : 2/3 <p>■対象事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市型難聴対策事業 建築物その他の工作物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの 2. 外国波混信対策事業 日本国外からの電波の影響により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの 3. 地理的・地形的難聴対策事業 山間地その他の地形的条件又は自然的条件の特殊性により他の電波の影響による地上ラジオ放送の受信の障害が発生することその他の地理的条件により地上ラジオ放送の受信が困難な地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの
<p>対象と なる方</p>	<p>地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、特定地上基幹放送事業者等（複数の特定地上基幹放送事業者等の連携主体を含む。）及び一般社団法人等</p>
<p>問い合わせ 先など</p>	<p>総務省 情報流通行政局 地上放送課 TEL：03-5253-5949</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民放ラジオ難聴解消支援事業 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka02.html

民放ラジオ難聴解消支援事業

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消等し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

(1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファーストインフォーマー」

(第一情報提供者)として、今後その社会的責務を果たしていくことが必要。

(2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。

(3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するとともに、難聴対策の効果的な推進に寄与する取組を実施。

2 スキーム（補助金）

(1) 事業主体

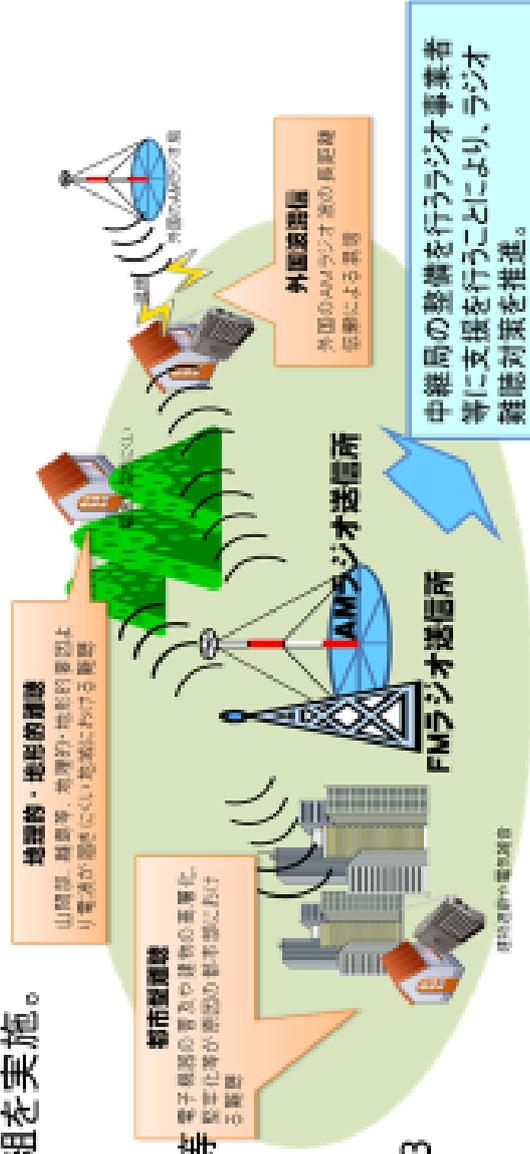
民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等

(2) 補助対象

難聴対策としての中継局整備

(3) 補助率

- ・地形的・地理的難聴、外国波混信 2/3
- ・都市型難聴 1/2



3 予算

令和4年度予算額

一般会計 3.0億円

令和3年度予算額

3.0億円

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

No.33	総務省	補助金等	(開始年度)平成31年度
-------	-----	------	--------------

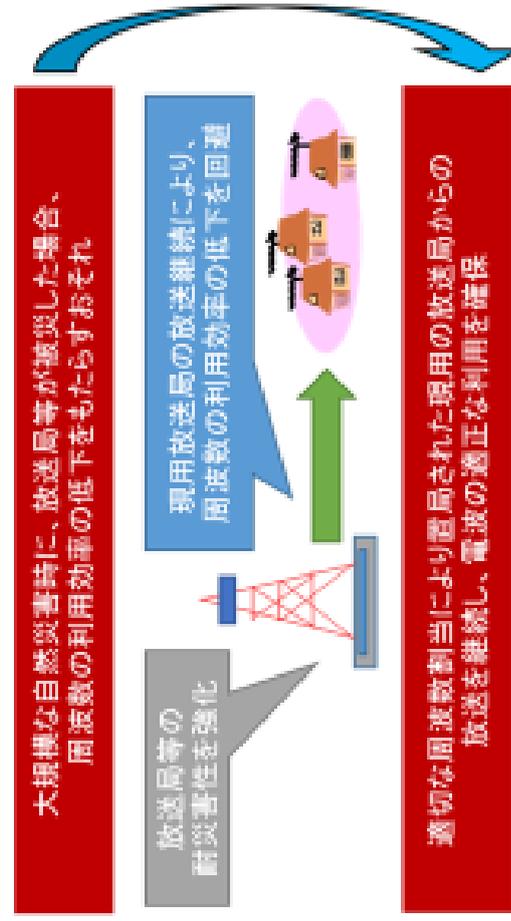
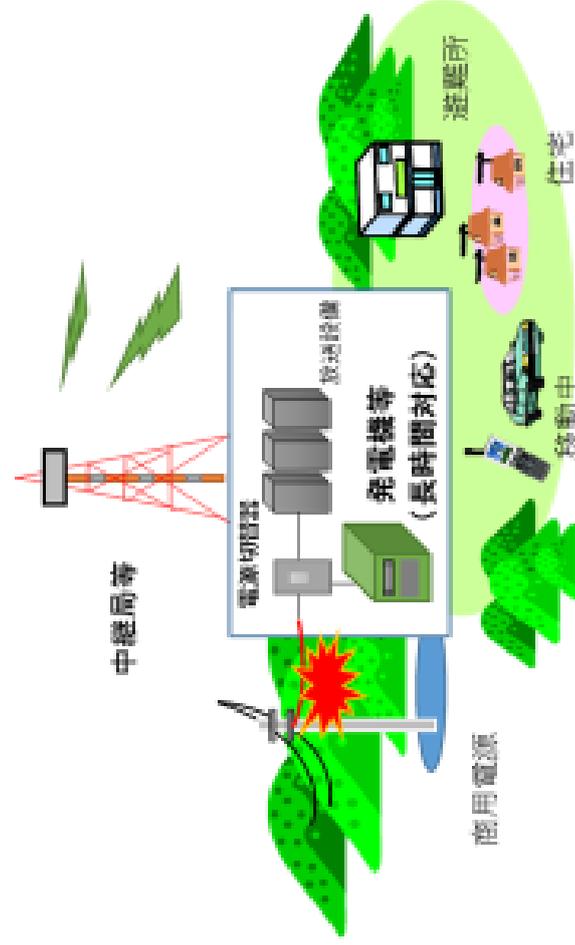
支援の名称	地上基幹放送ネットワークの整備を推進 (地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)
制度の趣旨・背景	<p>大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがあります。</p> <p>これを回避するためには、大規模な自然災害時においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図る必要があります。</p>
制度の内容	<p>地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化に係る対策について、経費の一部を補助します。</p> <p>(1) 事業主体 : 地上基幹放送事業者等、地方公共団体等</p> <p>(2) 補助対象 : ①停電対策、②予備設備の整備</p> <p>(3) 補助率 : 地方公共団体等 1/2、地上基幹放送事業者等 1/3</p>
対象となる方	地上基幹放送事業者等、地方公共団体等
問い合わせ先など	<p>総務省 情報流通行政局 地上放送課 TEL : 03-5253-5949</p> <p>■関連関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業 <p>https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka04.html</p>

地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

- 大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがある。
- これを回避するためには、大規模な自然災害時においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図る必要がある。
- このため、地上基幹放送等の耐災害性強化に係る対策について、経費の一部を補助する。

令和4年度予算額 1.48億円 令和3年度予算額 0.45億円

- (1) 事業主体：地上基幹放送事業者等、地方公共団体等
- (2) 補助対象：①停電対策、②予備設備の整備
- (3) 補助率：地方公共団体等 1/2、地上基幹放送事業者等 1/3



人工衛星を活用した防災機能の強化を図りたい

No.34

内閣府

情報提供

(開始年度) 平成30年度

支援の名称	準天頂衛星システムの開発・整備・運用
制度の 趣旨・背景	測位衛星の補完機能（測位に利用可能な衛星数の増加）、測位の精度や信頼性を向上させる補強機能やメッセージ機能等を有する実用準天頂衛星システムを開発・整備・運用し、衛星安否確認サービスによる避難所及び避難者の情報収集、災害・危機管理通報サービスによる災害関連情報の提供等を実施します。
制度の 内容	<p>【取組状況】</p> <p>① 宇宙基本計画（R2.6.30 閣議決定）、地理空間情報活用推進基本計画（R4.3.18 閣議決定）等に位置付けられた、衛星安否確認サービス等の準天頂衛星システムを活用した防災・減災システムの普及、推進を図る。</p> <p>② 平成29年度に3機の衛星打ち上げを実施し、平成30年11月1日より4機体制によるサービスを開始。災害関連情報の配信を実施中。</p> <p>③ 衛星安否確認サービスの利活用推進のため、端末の貸出公募やSIP成果を活用した実証事業を実施し、31都道府県の自治体等に対して端末を配布し、試験的導入を実施（R4.3 時点）。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>① 安否確認サービスの導入自治体拡大に向けた端末貸出などの取組を継続し、各避難所へのさらなる端末展開により、準天頂衛星を活用した避難所の防災機能の強化を図る。</p> <p>② 準天頂衛星から災害危機管理情報の配信を継続し、対応製品の開発を支援する。</p>
対象と なる方	
問い合わせ 先など	<p>内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 準天頂衛星システム戦略室 TEL：03-6257-1778</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 準天頂衛星システムに関する最新情報 https://qzss.go.jp/index.html

本社等の重要拠点を移転・分散させたい

No.35

内閣府

税制優遇

(開始年度) 平成27年度

支援の名称	地方拠点強化税制
制度の趣旨・背景	地方において雇用を創出するため、都道府県が策定する地域再生計画に基づいて本社機能（特定業務施設）を整備する場合に、課税の特例が受けられます。この特例を受けるためには、都道府県知事から整備計画の認定を受ける必要があります。
制度の内容	<p>1. 移転型事業：東京 23 区から地方に本社機能の全部又は一部を移転する場合</p> <p><オフィス減税> 建物等の取得価額に対し、税額控除 7%又は特別償却 25%</p> <p><雇用促進税制> 特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり税額控除</p> <p>① 雇用者増加数 1 人あたり最大 90 万円※ ② ①のうち 40 万円分は、雇用を維持していれば、最大 3 年間継続 ③ ②は法人全体の雇用増がなくても、特定業務施設の増加者に適用</p> <p>(※) 増加雇用者が転勤者の場合は減額。非正規雇用者は対象外。法人全体の雇用者増加数が上限。</p> <p>2. 拡充型事業：地方において本社機能を拡充する場合</p> <p><オフィス減税> 建物等の取得価額に対し、税額控除 4%又は特別償却 15%</p> <p><雇用促進税制> 特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり税額控除</p> <p>① 雇用者増加数 1 人あたり最大 30 万円※ (※) 増加雇用者が転勤者の場合は減額。非正規雇用者は対象外。法人全体の雇用者増加数が上限。</p>
対象となる方	<p>■オフィス減税 対象：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物 取得価額：2,500 万円以上（中小企業者 1,000 万円以上）</p> <p>■雇用促進税制 ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと</p>
問い合わせ先など	<p>内閣府地方創生推進事務局 (オフィス減税について、その他一般的なご質問について) 経済産業省 地域経済産業グループ 地域経済活性化戦略室内 TEL：03-3501-1697</p> <p>(雇用促進税制について) 厚生労働省 職業安定局 雇用政策課内 TEL：03-3502-6770</p> <p>(整備計画の認定について) 各都道府県 担当部署（連絡先については、下記の関連 URL ご参照）</p> <p>■関連 URL ・地方拠点強化税制の制度概要、Q&A、フォーマット等のご案内 https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html</p>

中小企業の災害への事前対策を強化したい

No.36

経済産業省

税制優遇

(開始年度) 令和元年度

支援の名称

中小企業の自然災害等への事前対策のための設備投資にかかると税制上の措置（中小企業防災・減災投資促進税制）

制度の趣旨・背景

頻発している自然災害に加え、感染症のリスクが顕在化しており、こうしたリスクによる影響を軽減するための事前対策の強化は喫緊の課題です。
中小企業が行う自然災害等への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、自家発電設備、制震・免震装置等の防災・減災設備に対して、特別償却を講じます。中小企業者等が作成した「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」を、経済産業大臣が認定し、認定を受けた計画に含まれる防災・減災設備の取得等に対して、税制措置を適用します。

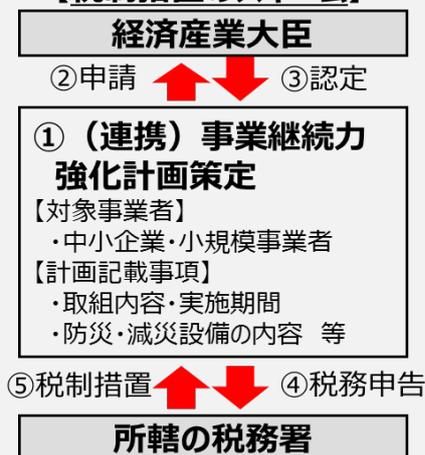
制度の内容

- 【対象設備】
- 自然災害への事前対策を強化するために必要な防災・減災設備
 - ・機械装置（100万円以上）：自家発電設備、排水ポンプ 等
 - ・器具備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話 等
 - ・建物附属設備（60万円以上）：止水板、無停電電源装置、防水シャッター 等
 - 感染症への事前対策を強化するために必要な防災・減災設備
 - ・器具備品（30万円以上）：サーモグラフィ装置

【税制措置の内容】

対象設備の取得等をして、事業の用に供した場合に特別償却 20%（令和 5 年 4 月 1 日以後に取得等をする対象設備は特別償却 18%）を講じる。

【税制措置のスキーム】



対象となる方

令和元年7月16日～令和5年3月31日に「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者
※認定を受けた日から1年以内に対象設備の取得等をする必要があります。

問い合わせ先など

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室
連絡先 03-3501-0459
■関連 URL（詳細は以下をご確認ください）
・中小企業防災・減災投資促進税制の運用に係る実施要領
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#zeisei>

港湾の津波対策を行いたい

No.37

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成26年度

支援の名称	<p>港湾における津波避難対策の実施 (特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】)</p>
制度の趣旨・背景	<p>港湾で働く労働者等が津波等の災害から安全に避難・退避できるよう、港湾の特殊性を考慮した津波避難対策の策定や、津波避難施設の整備を促進します。</p>
制度の内容	<p>港湾労働者等の津波等からの避難場所を確保するため、(一財)民間都市開発推進機構から避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者への貸付を行います。</p> <p>■限度額 「総事業費の50%」又は「公共施設等整備費※」のいずれか少ない額を上限とします。</p> <p>※公共施設等整備費とは、「公共施設+都市利便施設+建築利便施設」の整備費の合計金額をいいます。</p> <p>公共施設：緑地、道路、公園等で公共の用に供される施設(公的に管理される必要はありません)</p> <p>都市利便施設：荷さばき施設、旅客待合所、旅客乗降用施設、退避施設、退避経路、備蓄倉庫、非常用発電施設、駐車場、休憩所等</p> <p>建築利便施設：昇降機、共用通路、消防施設、空調施設等</p> <p>■対象施設 事業地が港湾区域又は臨港地区の区域内であり、公共施設の整備を伴う上屋、倉庫、旅客ターミナル、業務ビル等の港湾施設。</p> <p>■支援要件 以下の支援要件をすべて満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地、道路、港湾における係留施設等の公共施設の整備を伴うもの ・事業区域面積：500m²以上 延床面積：2,000m²以上 ・防災上有効な施設(退避経路及び退避施設等)を有する建築物(港湾労働者等の津波等からの一時的な避難場所としての利用に供されるものに限ります。)の整備に関する事業
対象となる方	<p>第三セクター、一般/公益財団法人を含む民間事業者</p>
問い合わせ先など	<p>国土交通省 港湾局 産業港湾課 TEL：03-5253-8111 (内線 46-435)</p> <p>国土交通省 港湾局 海岸・防災課 TEL：03-5253-8111 (内線 46-733)</p> <p>■関連 URL ・特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】 http://www.mlit.go.jp/common/001143061.pdf</p>

港湾の津波対策を行いたい

No.38

国土交通省、内閣府

税制優遇

(開始年度) 平成28年度

<p>支援の名称</p>	<p>津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置</p>
<p>制度の趣旨・背景</p>	<p>市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等について固定資産税の特例措置を講じることで、臨海部に立地する民間企業の津波対策を促進します。</p>
<p>制度の内容</p>	<p>津波防災地域づくりに関する法律の「基本指針」に基づき、かつ、都道府県が設定する「津波浸水想定」を踏まえて市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に位置づけられた、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等（防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設）に係る課税標準の特例措置になります。</p> <p>■特例内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 大臣配分資産又は知事配分資産 取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を乗じて得た額を課税標準とします。 その他の資産 取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とします。 <p>■特例期間 平成28年4月1日～令和6年3月31日</p>
<p>対象となる方</p>	<p>臨港地区に港湾施設等を有する民間事業者</p> <p>■対象資産</p> <ul style="list-style-type: none"> 護岸 地盤を被覆して侵食を防ぐとともに、背後地を高潮、津波及び波浪から防護。 防潮堤、胸壁 陸上に設置し、背後地を高潮、津波の被害から防御。 津波避難施設 津波浸水時において、一時的な避難場所としての機能を有する。
<p>問い合わせ先など</p>	<p>国土交通省 港湾局 海岸・防災課 TEL：03-5253-8111（内線46-733）</p>

津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)

市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」(推進計画)に基づいて、民間企業が取得・改良した津波対策に資する港湾施設等に係る固定資産税の特例措置を4年間延長する。

施策の背景

- 臨海部には民間企業が所有・管理する港湾施設も多数存在しているが、民間企業にとっては津波対策は非収益投資であり、また、整備後のランニングコストも高額になることから整備が進みにくい。
- 南海トラフ巨大地震等による津波の脅威に対しては、官民が連携した津波対策地域づくりが必要であり、地域に必要な津波対策を推進する税制特例措置が不可欠。

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、市町村が作成した「推進計画」により、民間企業が推進計画区域(臨港地区に限る。)内で取得・改良した津波対策に資する港湾施設等(※)に係る課税標準の特例措置(取得後4年間)

- (※) 護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設
- ①大臣配分資産又は知事配分資産:取得価格に1/2を乗じて得た額
- ②その他の資産:取得価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額

要望

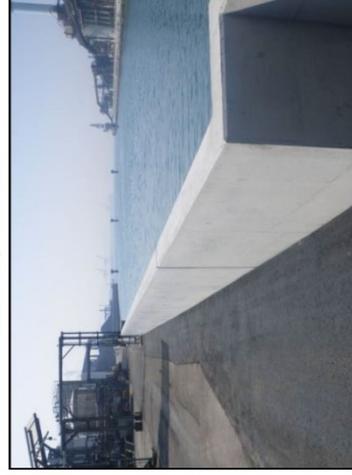
現行の措置を4年間(令和2年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

【津波対策の例】

<護岸高上げ前>



<護岸高上げ後>



【津波避難施設の設置例】



行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

港湾の防災対策を強化したい

No.39

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 平成 26 年度

支援の名称	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る 作業船の買換え等の場合の課税の特例措置
制度の 趣旨・背景	環境負荷の低減及び港湾整備等の円滑な実施を図るために、環境性能の高い作業船に買換えた場合の税制措置を講ずる制度です。
制度の 内容	<p>環境性能の高い作業船に買換えた場合の譲渡益を80%まで圧縮記帳することができる税制特例措置により、作業船の買換を促進します。これにより、環境負荷の低減を図るとともに、円滑な港湾整備や災害復旧の体制を確保します。</p> <p>■主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業船の買換における譲渡益の80%圧縮記帳を可能とします <p>■対象資産：作業船（建設業者又はひき船業者が所有する船舶）</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡資産：船齢が35年未満 買換資産：船齢が譲渡資産の船齢に満たないもの、かつ耐用年数以下であって、海防法によるNOxの放出基準の78/80を満たす原動機を有するもの <p>■措置内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> 圧縮記帳比率 80/100 <p>■特例期間：</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度～令和4年度
対象と なる方	建設業者又はひき船業者
問い合わせ 先など	国土交通省 港湾局 技術企画課 TEL：03-5253-8111（内線 46-636）

災害時に重要な道路を守りたい

No.40

国土交通省、内閣府
総務省、経済産業省

税制優遇

(開始年度)平成28年度

支援の名称	防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	
制度の趣旨・背景	<p>防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路等において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置により、電気・通信事業者等の負担の軽減を図ることで、無電柱化事業を促進します。</p>	
制度の内容	<p>防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路等における無電柱化を促進するため、一般送配電事業者、配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置です。</p> <p>■特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止又は制限している道路の区域 課税標準4年間1/2に軽減 ・上記以外の緊急輸送道路 課税標準4年間3/4に軽減 <p>■特例期間 令和元年度～令和6年度</p> <p>■対象施設 電線管理者が無電柱化を行う際に新たに取得した電線等</p>	 <p>電柱が倒壊し、道路を閉塞した事例</p>
対象となる方	一般送配電事業者、配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等	
問い合わせ先など	<p>国土交通省 道路局 環境安全・防災課 TEL：03-5253-8111（内線38-154）</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化の推進 http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html 	

港湾施設の地震対策を行いたい

No.41

国土交通省・内閣府

税制優遇、資金融資

(開始年度) 平成26年度

支援の名称

護岸・係留施設の耐震改良に係る支援制度

制度の
趣旨・背景

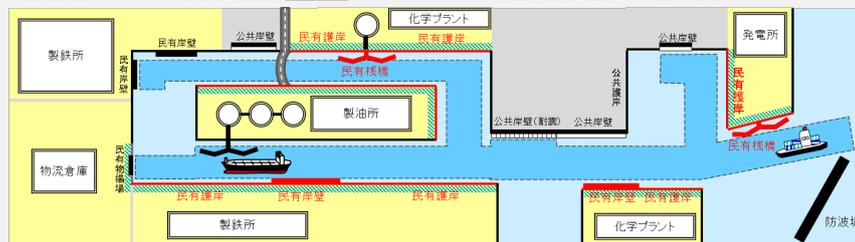
非常災害時に港湾における航路の機能を確保するため、民間事業者が保有する護岸・係留施設の耐震改良に係る負担軽減を図る。

制度の
内容

■法人税の特例措置

- 改良により取得した資産について、**22%^{*1}または18%^{*2}の特別償却**
- 対象施設・・・港湾内の護岸、岸壁、栈橋
- 適用要件・・・令和2年3月までに、港湾管理者に対して施設の点検結果を報告
報告後3年以内に、耐震改良を完了

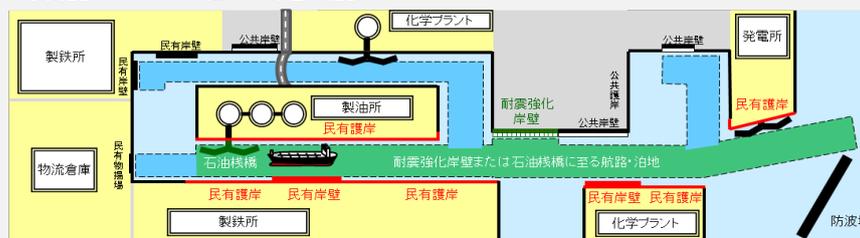
◇ 対象施設のイメージ：港湾隣接地域の前面にある護岸、岸壁、栈橋（図中の赤色の施設）



■無利子貸付制度

- 改良資金のうち**最大6割**を港湾管理者・国より**無利子で借り受ける**ことができる
- 対象施設・・・耐震強化岸壁または石油栈橋に至る航路沿いの護岸、岸壁、物揚場

◇ 対象施設のイメージ：図中の赤色の施設



■固定資産税の特例措置

- 改良により取得した資産について、**課税標準が5年間1/2^{*1}または5/6^{*2}に軽減**
- 対象施設・・・上記の無利子貸付制度を活用し、令和5年3月までに耐震改良された施設

※1：東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海における緊急確保航路に接続する港湾

※2：※1以外の港湾

対象となる方

港湾において護岸・係留施設を保有する民間事業者

問い合わせ
先など

国土交通省 港湾局 海岸・防災課

TEL：03-5253-8111（内線46-283）

■関連URL（民有護岸等の耐震改修に係る特例措置）

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr7_000088

鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい

No.42	国土交通省・内閣府	補助金等、税制優遇	(開始年度)平成18年度
-------	-----------	-----------	--------------

支援の名称	<p>鉄道施設の耐震補強</p> <p>(鉄道施設総合安全対策事業費補助)</p> <p>(都市鉄道整備事業費補助 (地下鉄補助))</p> <p>(耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置(固定資産税))</p>
-------	---

制度の趣旨・背景	<p>南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進しています。また、地下鉄の耐震補強も推進しています。</p>
----------	--

制度の内容	<p>鉄道施設総合安全対策事業費補助</p> <p>■補助率：1/3</p> <p>■対象事業</p> <p>南海トラフ地震及び首都直下地震で震度6以上が想定される地域における主要駅や高架橋等の耐震補強</p> <p>都市鉄道整備事業費補助 (地下高速鉄道)</p> <p>■補助率：35% (地方公共団体の補助する額以内の額)</p> <p>■対象事業</p> <p>地下鉄の耐震補強</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>高架構の耐震補強</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>地下駅の耐震補強</p> </div> </div> <p>耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置 (固定資産税)</p> <p>■特例措置の内容：固定資産税の課税標準を5年間2/3に軽減</p> <p>■対象施設：首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における以下の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路と交差・並走する線区における橋梁、高架橋、トンネル ・片道断面輸送量1日1万人以上の線区におけるロッキング橋脚を有する橋梁 <p>■特例期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日 (1年間)</p>
-------	--

<p>対象となる方</p>	<p>鉄道施設総合安全対策事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者又は軌道経営者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く） <p>都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営地下鉄事業者、準公営地下鉄事業者、東京地下鉄（株） <p>耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者又は軌道経営者
<p>問い合わせ先など</p>	<p>国土交通省 鉄道局 施設課（鉄道施設総合安全対策事業費補助） TEL：03-5253-8111（内線：40843）</p> <p>国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課（都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助）） TEL：03-5253-8111（内線：40413）</p> <p>国土交通省 鉄道局 施設課（耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）） TEL：03-5253-8111（内線：40864）</p>

鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい

No.43

国土交通省

補助金等

(開始年度)平成20年度

支援の名称

鉄道施設の戦略的維持管理・更新
(鉄道施設総合安全対策事業費補助)

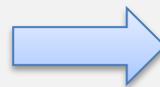
制度の
趣旨・背景

鉄道事業者が保有している橋梁やトンネル等の鉄道施設には、法定耐用年数を越えたものが多くあり、これら施設を適切に維持管理することが課題となっています。
このため、人口減少が進み経営環境が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、初期費用はかかるものの、将来的な維持管理費用を低減し長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を支援します。

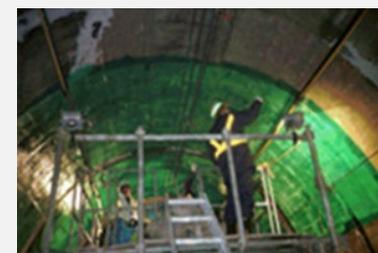
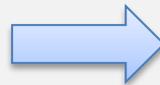
制度の
内容

- 補助率
1/3
- 対象事業
橋梁やトンネル等の土木構造物の長寿命化に資する補強・改良

【橋梁の例】



【トンネルの例】



対象と
なる方

地方の鉄道事業者・軌道経営者

問い合わせ
先など

国土交通省 鉄道局 施設課
TEL：03-5253-8111 (内線40843)

鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい

No.44

国土交通省

補助金等

(開始年度)平成27年度

<p>支援の名称</p>	<p>地下駅等の浸水対策 (都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)) (鉄道施設総合安全対策事業費補助)</p>	
<p>制度の趣旨・背景</p>	<p>地下駅等地下空間は地上に比べ浸水のスピードが速く、一旦浸水が始まれば利用客の避難が困難となり、鉄道の運行にも大きな影響を与えます。 このため、各地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等について、駅の出入口やトンネルの坑口等における浸水対策を推進し、防災・減災対策の強化を図ります。</p>	
<p>制度の内容</p>	<p>都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道) ■補助率 35%(地方公共団体の補助する額以内の額) ■対象事業 地下鉄の浸水対策</p> <p>鉄道施設総合安全対策事業費補助 ■補助率 1/3(地方公共団体の補助する額以内の額) ■対象事業 地下駅又はトンネルへの浸水を防ぐための駅出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部及びトンネル内における止水板、防水扉、浸水防止機等の整備</p>	
<p>対象となる方</p>	<p>都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助) ・公営地下鉄事業者、準公営地下鉄事業者、東京地下鉄(株) 鉄道施設総合安全対策事業費補助 ・地下駅を有する鉄道事業者又は軌道経営者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く)</p>	
<p>問い合わせ先など</p>	<p>国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)) TEL:03-5253-8111(内線:40413) 国土交通省 鉄道局 施設課(鉄道施設総合安全対策事業費補助) TEL:03-5253-8111(内線:57858)</p>	

鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい

No.45

国土交通省

補助金等

(開始年度)平成30年度

支援の名称

鉄道の豪雨対策（河川橋梁、斜面）

制度の
趣旨・背景

平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨など、近年、頻発化・激甚化する豪雨災害により、河川に架かる鉄道河川橋梁の流失・傾斜や鉄道に隣接する斜面が崩壊する事案が多発しました。

橋梁の流失・傾斜や斜面の崩壊が発生すると、復旧に長期間を要するため、利用者への影響の観点から、豪雨災害からの事前防災を促進する必要がありますが、豪雨災害からの事前防災対策は、対策箇所数が多いなど対策費用が多額となることから、多くの鉄道事業者にとって、自社のみの資金では多数の工事を迅速に実施することが困難な状況です。

そのため、鉄道事業者が実施する、河川に架かる鉄道河川橋梁の流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面の土砂流入防止対策に対し支援します。

制度の
内容

鉄道施設総合安全対策事業（豪雨対策事業）

	河川橋梁	斜面
■補助率	1 / 3	
■対象事業	橋脚の基礎部分の補強 異常検知システムの導入  橋脚の基礎部分の補強	法面防護工 落石防護工 等  法面防護工
■対象路線	片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線	

対象と
なる方

鉄道事業者又は軌道経営者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く）

問い合わせ
先など

国土交通省 鉄道局 施設課
TEL：03-5253-8111（内線：57858）

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい

No.46

国土交通省

税制優遇

支援の名称	鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る特例措置（固定資産税）
制度の趣旨・背景	<p>経営基盤の厳しい地域鉄道事業者が、引き続き、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを提供していくことができるよう、鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の特例措置を講じることで、安全性向上に資する設備投資を促進します。</p> <p>また、増大する鉄道施設の維持管理コストに対応するため、長寿命化に資する補強・改良を推進し、ライフサイクルコストの低減を図ります。</p>
制度の内容	<p>■特例措置の内容 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、老朽化対策事業及びインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助金等を受けて取得した鉄道の安全性向上に資する償却資産について、課税標準を5年間1/3に軽減</p> <p>■特例期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）</p>
対象となる方	地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道事業者・軌道事業者
問い合わせ先など	<p>国土交通省 鉄道局 鉄道事業課 地域鉄道支援室（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及びインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業） TEL：03-5253-8111（内線：40664）</p> <p>国土交通省 鉄道局 施設課（老朽化対策事業） TEL：03-5253-8111（内線：40864）</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
農業基盤を守りたい											
No.47		農林水産省			補助金等			(開始年度)平成9年度			
支援の名称	官民連携新技術研究開発事業										
制度の 趣旨・背景	農業農村整備事業の現場にすぐに生かせる、土地改良施設の長寿命化や耐震強化などの新技術開発を、官民の密接な連携の下に進めることで、農業農村整備事業を一層効率的に推進することを目的とした制度です。										
制度の 内容	<p>新技術の研究開発を行う者に対して、予算の範囲内において、新技術の研究開発に要する経費の補助を行います。</p> <p>■補助率 新技術研究開発：1/2 以内</p> <p>■対象となる取組 新技術研究開発</p> <p>①農地の大区画化・汎用化に資する技術 ②農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るための適切な保全管理に資する技術 ③土地改良施設の耐震強化等に資する技術 ④小水力発電等の農業水利施設等を活用した再生可能エネルギーの導入促進に資する技術 ⑤農業収益力向上に資する先進的な基盤整備に係る技術</p> <p>など、農業農村整備事業の効率的な実施に資する技術開発を行います。</p>										
対象と なる方	上記の取組を行う、共同研究（産学官）（新技術研究開発組合（2以上の民間企業等）と試験研究機関（大学又は独立行政法人）の共同研究を行うこと）が対象となります。										
問い合わせ 先など	<p>農林水産省 農村振興局 整備部 設計課 施工企画調整室 TEL：03-3591-5798</p> <p>■関連 URL ・官民連携新技術研究開発事業 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/kanmin.html</p>										

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

農業基盤を守りたい

No.48

農林水産省

補助金等

(開始年度) 平成 26 年度

支援の名称	多面的機能支払交付金
制度の 趣旨・背景	<p>農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。</p> <p>しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。</p> <p>また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。</p> <p>このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域の共同活動に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手への農地集積という構造改革を後押ししていく必要があります。</p> <p>地域共同で行う水路や農道等の地域資源の保全活動を通じて、国土保全など農地等の有する多面的機能の維持増進や地域防災力の向上にも資する農村コミュニティの維持活性化を推進します。</p>
制度の 内容	<p>1. 農地維持支払</p> <p>農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。</p> <p>補助率：定額（都府県の田：3,000 円/10a 等）</p> <p>2. 資源向上支払</p> <p>地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全をはじめとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。</p> <p>補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400 円/10a 等 都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400 円/10a 等）</p>
対象と なる方	農業者等の組織する団体
問い合わせ 先など	<p>農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室 TEL：03-6744-2197</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払交付金 <p>http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html</p>

農業基盤を守りたい

No.49	農林水産省	情報提供	(開始年度) 平成 28 年度
-------	-------	------	-----------------

支援の名称 土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立
(継続計画策定) の推進及び体制強化

制度の趣旨・背景 被災の影響を最小化すると共に、迅速な復旧・復興を可能とするため、水利施設等の管理者である土地改良区等において被害低減措置の優先度、支援受け入れ体制の確立、資機材・人員確保のための調達計画等の内容を含んだ業務継続計画策定手法を確立します。

「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」により、土地改良施設管理者の業務継続計画（BCP）の策定を支援します。

BCP 策定までのスキーム

対象となる方 土地改良施設管理者

問い合わせ先など 農林水産省 農村振興局 整備部 防災課 防災・減災対策室
TEL：03-6744-2210
■関連 URL
・土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル
https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

山を守るための林業を活性化させたい

No.50

農林水産省

補助金等

(開始年度)平成30年度

支援の名称	林業・木材産業成長産業化促進対策のうち木材産業等競争力強化対策
制度の趣旨・背景	<p>戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要です。</p> <p>このため、意欲と能力のある林業経営者を育成し、長期にわたる持続的な林業経営を確立しつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、搬出間伐、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進することが必要です。</p>
制度の内容	<p>木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある経営体との連携を前提に、需要者ニーズに対応した CLT を含む木材製品を安定的・効率的に供給体制の構築に必要な木材加工流通施設等の整備を支援します。</p>
対象となる方	<p>市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等で事業構想に記載された事業実施主体</p>
問い合わせ先など	<p>林野庁 木材産業課 TEL：03-6744-2292</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

山を守るための林業を活性化させたい

No.51

農林水産省

補助金等

(開始年度)平成30年度

支援の名称	建築用木材供給・利用強化対策
制度の趣旨・背景	<p>我が国の森林は、人工林を主体に利用期を迎えており、この豊富な森林資源を活かして、カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するためには、新たな木材需要の創出と、地域材の安定供給体制の構築を車の両輪として進めることが重要です。</p> <p>そこで、都市部における木材利用の強化等を図るため、建築用木材の利用の実証への支援や大径材活用に向けた技術開発等への支援、製材やCLT・LVL等の建築物への利用環境整備への支援を行うことが必要です。</p> <p>あわせて、川上から川下までの需給情報の共有を図るとともに、地域ごとの生産・流通における課題を解決するための独自の取組を支援し、建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化することが必要です。</p>
制度の内容	<p>○ 都市部における建築用木材（木質耐火部材、JAS構造材（CLT含む）等）の利用実証を支援します。</p> <p>○ CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築や街づくり、CLT製造企業との連携構築のためのモデル的な取組等の実証、CLT等の土木分野への利用や設計の容易化、製材やCLT等の品質確保等に関する技術開発や設計者の育成等を支援します。</p> <p>補助率：定額、1/2、3/10</p>
対象となる方	民間団体等
問い合わせ先など	<p>林野庁 木材産業課 TEL：03-6744-2294</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち建築用木材供給・利用強化対策 <p>https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/pdf/R4_k10.pdf</p>

山を守るための林業を活性化させたい

No.52

農林水産省

補助金等

(開始年度) 令和元年度

支援の名称	木材産業国際競争力・製品供給力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策
制度の趣旨・背景	木材製品の国際競争力を強化するためには、加工施設の大規模化や高効率化が重要です。また、森林資源の安定確保や森林吸収源対策の取組の加速化を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入等を支援するとともに、非住宅分野等における木材製品の消費拡大や新技術の実証、木材製品の輸出拡大に向けた取組等の支援が必要です。
制度の内容	<p>1. JAS 構造材実証・転換実証支援事業</p> <p>① 工務店等木材の実需者や発注者における、JAS 構造材（製材、CLT 等）を積極的に活用する機運を高めるため、「JAS 構造材活用拡大宣言」運動を展開する普及活動を支援します。また、宣言を行った事業者を登録・公表し、成果の見える化を図ります。</p> <p>② ①の登録事業者（建築業者）が木造非住宅分野を中心に JAS 構造材等を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS 構造材等の調達費の一部を支援します。また、設計・施工上の工夫等によって国産の製品等への転換を促進する取組に必要な経費を支援します。</p> <p>2. CLT 建築実証支援事業</p> <p>① CLT を活用した実証的な建築物の建築に向けて、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、建築主体に他構造とのコスト比較を踏まえた設計から実証的建築にかかる費用等を支援します。</p> <p>② 木質建築部材に関して、製造コストの縮減や、建築物の設計・建築に合理的に活用する技術の開発に向けた試験等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。</p> <p>補助率：定額、1/2、3/10</p>
対象となる方	民間団体等
問い合わせ先など	<p>林野庁 木材産業課 TEL：03-6744-2294</p> <p>■関連 URL</p> <p>1. JAS 構造材実証・転換実証支援事業 https://www.jas-kouzouzai.jp/</p> <p>2. CLT 建築実証支援事業 https://cltjisshou.org</p>

水害から人命を守りたい

No.53

国土交通省・内閣府

税制優遇

(開始年度)平成24年度

支援の名称

津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置

制度の
趣旨・背景

最大クラスの津波については、発生から到達までの時間が極めて短く、避難のための十分な時間の確保が困難であり、緊急的・一時的な避難施設を確保する必要があります。
津波防災地域づくりに関する法律による措置として協定避難施設、指定避難施設が規定されており、これらにより津波発生時における避難施設の確保を図っていますが、この措置は、当該施設所有者等の施設の使用を制限することにつながるため、本特例措置により、施設所有者等の負担軽減を図ります。



制度の
内容

■特例措置の内容

○協定避難施設

- ①管理協定が締結された避難施設の避難の用に供する部分に関する固定資産税の課税標準
- ②協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備）に関する固定資産税の課税標準について、管理協定締結後又は償却資産取得後5年間、1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減

○指定避難施設

- ①指定避難施設の避難の用に供する部分に関する固定資産税の課税標準
- ②指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備）に関する固定資産税の課税標準について、償却資産取得後5年間、2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減

■特例期間

- ・令和3年4月1日～
令和6年3月31日（3年間）



対象となる方

避難施設の所有者

問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室 TEL:03-5253-8460

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

水害から人命を守りたい

No.54

国土交通省

税制優遇

(開始年度)平成31年度

支援の名称	高規格堤防整備事業の促進に係る固定資産税の特例措置
制度の趣旨・背景	<p>高規格堤防は、首都圏、近畿圏の人口・資産等が高密度に集積しているゼロメートル地帯等の低平地において、幅の広い緩傾斜の堤防として整備するものであり、堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐことができます。さらに周辺住民等の避難場所として機能し、良好な都市空間・住環境が形成されるなど多面的な効果が発揮されます。</p> <p>高規格堤防の整備による水害リスクの軽減効果は、高規格堤防の整備区域のみならず周辺の住民等、更には我が国の社会経済活動等にも発揮しますが、整備にあたっては整備区域内の多くの住民等の理解と協力が必要不可欠であり、住民等との合意形成の円滑化が事業推進の喫緊の課題となっています。このため、本特例措置の創設により、住民等との合意形成を円滑に進め、高規格堤防の整備を加速化するものです。</p>
制度の内容	<p>高規格堤防整備事業により高規格堤防整備事業の区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について税額を減額します。</p> <p>■特例措置の内容 高規格堤防整備事業の区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額する。</p> <p>■特例期間 ・令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）</p>
対象となる方	高規格堤防整備において家屋の移転補償金を受けた者
問い合わせ先など	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 TEL：03-5253-8455

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

水害から人命を守りたい

No.55

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 令和2年度

支援の名称	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置
制度の 趣旨・背景	<p>洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を防止または抑制する効果があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物の保全は、浸水被害軽減に有効です。</p> <p>これらの盛土構造物が浸水被害軽減地区に指定されることで、水防管理者は当該土地が改変される場合、報告を受けることができますが、浸水被害軽減地区の指定には地権者の理解と協力が不可欠であり、地権者との合意形成を円滑に行い、浸水被害軽減地区の指定を促進するため、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税を減額します。</p>
制度の 内容	<p>浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税を減額します。</p> <p>■特例措置の内容</p> <p>洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効果があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法（第15条の6）に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。（参酌標準：2/3）</p> <p>■特例期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
対象と なる方	洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を防止または抑制する効果があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物の所有者
問い合わせ 先など	国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課水防企画室 TEL：03-5253-8460

水害から人命を守りたい

No.56

国土交通省

税制優遇

支援の名称

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る 特例措置

制度の
趣旨・背景

平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。

これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するため、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の計画認定制度に基づき、民間事業者等により設置された雨水貯留浸透施設に対し、税制による支援を講じることにより、当該施設の整備促進を図る。



上部がオープンの場合



地下貯留の場合

制度の
内容

■特例措置の内容

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の計画認定制度に基づき、民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税について、課税標準を1/3を参酌して1/6～1/2の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

■特例期間

3年間（令和3年11月1日～令和6年3月31日）

対象と
なる方

特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の計画認定制度に基づき設置された雨水貯留浸透施設の所有者

問い合わせ
先など

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課

TEL：03-5253-8455

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部流域管理官付

TEL：03-5253-8432

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部水資源政策課

TEL：03-5253-8386

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

水害から人命を守りたい

No.57

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 令和3年度

支援の名称	事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置
制度の趣旨・背景	<p>令和元年12月に関係省庁で構成される「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」で策定した基本方針において、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう必要な措置を講じることとしている。</p> <p>利水ダムは発電や農業等を目的に整備されているため、事前放流で使用する放流管が小規模であるなどの理由で、洪水調節のための十分な空き容量が確保できないダムがあることから、放流施設の整備を促進する必要がある。</p>
制度の内容	<p>■ 特例措置の内容</p> <p>事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする措置を講じる。</p> <p>■ 特例期間</p> <p>恒久措置</p>
対象となる方	利水ダムの放流施設を整備した民間事業者等
問い合わせ先など	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課流水管理室 TEL：03-5253-8449

非常時への対策も兼ね備えた環境負荷の低い建築物を確保したい

No.58

環境省

補助金等

(開始年度) 令和元年後

支援の名称

災害時活動拠点施設における停電時エネルギー供給が可能なZEB化等推進に関する緊急対策

制度の
趣旨・背景

近年の豪雨・台風等激甚化する自然災害及びそれに伴う長期停電等を踏まえ、避難所など災害時活動拠点施設における、災害時のエネルギー供給の確保が喫緊の課題となっています。

このような気候変動時代に鑑み、環境省では気候変動への対応が防災にも資する「気候変動×防災」という考え方の下、気候変動の緩和（温室効果ガス排出削減）により今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指すとともに、気候変動への適応（被害軽減）や、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた社会システムの変革の実現を目指し、様々な施策を実施していきます。

平成30年9月の北海道胆振東部地震では、『ZEB』を達成した民間企業が、自主的に導入した太陽光発電・蓄電池を地震発生直後から活用することで、周囲の建物に先駆けて必要な電気を使用できました。

このため、災害対応の観点から、停電時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化した公共性の高い業務用施設（地方自治体庁舎、病院、学校等）のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の支援を実施します。

制度の
内容

○事業や制度の概要
災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（庁舎、公民館等の集会所、学校等）及び自然公園内の業務用施設（宿舍等）において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

○補助対象建築物：災害時に活動拠点となる公共性の高い業務用建築物であって、延べ面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延べ面積2,000㎡未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし）

○補助要件：水害等の災害時における電源確保等に配慮された設計であること、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等を導入すること、省エネ型の第一種換気設備を導入すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること等

○以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・被災等により建替え・改修を行う事業（新築建築物・既存建築物）
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業（新築建築物・既存建築物）
- ・新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業（新築建築物）

	補助率等	
	延べ面積	(1) 新築建築物の ZEB 化支援事業のうち、 ①レジリエンス強化型の新築建築物 ZEB 化実証事業
		(2) 既存建築物の ZEB 化支援事業のうち、 ①レジリエンス強化型の既存建築物 ZEB 化実証事業
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
2,000m ² ~ 10,000m ²		地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	地方公共団体のみ対象 補助率は同上	
対象となる方	公共性の高い業務用施設（市役所、役場庁舎、公民館等の集会所、学校等）及び自然公園内の業務用施設（宿舍等）	
問い合わせ先など	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 TEL： 0570-028-341 ■関連 URL ・建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 http://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-19-2.pdf	

貯留機能を有する土地の指定促進を図りたい

No.59

国土交通省

税制優遇

<p>支援の名称</p>	<h2 style="text-align: center;">貯留機能保全区域の指定に係る特例措置</h2>
<p>制度の趣旨・背景</p>	<p>河川の流域には、河川沿いの低地や窪地等、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を面的に有し、流域における浸水の拡大を抑制する効用が発揮されている土地を有している場合があります、将来にわたってその機能を維持していくことが期待されるものも多い。</p> <p>このため、特定都市河川浸水被害対策法の改正により、そのような土地が元来有している貯留機能を可能な限り保全するため、都道府県知事等が「貯留機能保全区域」として指定できる制度が創設された。</p> <p>貯留機能保全区域の指定に当たっては、土地所有者の同意が必要であり、盛土等の貯留機能を阻害する行為に対し制約を課すこととなることから、インセンティブを高めるための負担軽減措置として税制による支援を講じることにより、区域の指定促進を図る。</p> <div style="text-align: center;"> <p>貯留機能保全区域のイメージ図</p> <p>(貯留機能を有する土地の例)</p> </div>
<p>制度の内容</p>	<p>■特例措置の内容</p> <p>貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を3/4を参酌して2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とします。</p> <p>■特例期間</p> <p>3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）</p>
<p>対象となる方</p>	<p>貯留機能保全区域の指定を受けた土地の所有者</p>
<p>問い合わせ先など</p>	<p>国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 TEL：03-5253-8455</p>

＜参考＞都道府県における代表的な民間支援施策

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.1

徳島県

補助金等

支援の名称	地域連携・快適避難所運営モデル事業補助金
制度の趣旨・背景	<p>災害時においては、自主防災組織をはじめとした地域住民による円滑な避難所運営が重要です。</p> <p>このことから、住民主体の避難所運営体制づくりを促進するため、市町村が自主防災組織とともに、地域の様々な主体と連携し、実際の避難所でその運営体制を構築する事業をモデル的に支援します。</p>
制度の内容	<p>○補助対象事業</p> <p>市町村と、自主防災組織や学校、企業などの地域の様々な主体が連携・協働して、実際の避難所において行う避難所運営体制の構築に係る取組が対象となる。</p> <p>①避難所個別の運営要領の作成又は点検・見直し</p> <p>実際の避難所（指定避難所）において、避難所運営体制を整備し、運営に必要な事項を記載した要領を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営組織の編成，班構成の決定 ・居住空間，共有空間等の部屋（区画）割り等 <p>なお、既に作成されている場合は、本事業で実施する避難所運営訓練の実施結果を踏まえて点検・見直しを行う。</p> <p>②避難所運営訓練の実施</p> <p>作成した運営要領に基づき、実際の避難所（指定避難所）において訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営組織や班構成，居住空間の区画割り等の検証 ・開設訓練（施設の開錠・施設点検・避難所内レイアウト・避難者の受入れ等） ・備蓄品操作（設備の設置・簡易トイレ組立て等） <p>③訓練用避難所資機材等の整備（任意）</p> <p>本事業で実施する避難所運営訓練に使用する資機材等に限定する。</p> <p>○補助率：補助対象経費の1／2</p> <p>○補助限度額：1件当たり 10万円～50万円</p>
対象となる方	自主防災組織等（市町村を通じて支援を行います。）
問い合わせ先など	<p>○所管 徳島県 危機管理環境部 防災人材育成センター TEL：088-683-2100 E-mail：bousaijinzaikusei@pref.tokushima.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携・快適避難所運営モデル事業について（令和3年度） https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2019032800029/

地域の防災力向上に役立ちたい

No.2

福島県

その他

支援の名称

県原子力防災訓練

制度の
趣旨・背景

防災関係機関の防災体制の確立と関係職員の対応能力の向上、住民が原子力災害時取るべき行動の周知を図ります。

制度の
内容

○概要

原子力発電所で事故が発生し、避難等の指示が出された場合を想定して、県災害対策本部の運営訓練、オフサイトセンター運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練、住民避難訓練、原子力災害医療活動訓練などを実施します。

○実績（東日本大震災以降）

令和 3 年度 飯舘村

令和 2 年度 川俣町

令和元年度は東日本台風等への対応のため中止。

平成30年度 富岡町

平成29年度 浪江町

平成28年度 広野町、楡葉町

平成27年度 いわき市

平成26年度 川内村



県災害対策本部運営訓練



オフサイトセンター運営訓練



住民避難訓練

対象と
なる方

原子力災害対策重点区域内市町村の住民

問い合わせ
先など

○所管

福島県 危機管理部 原子力安全対策課

TEL : 024-521-8054 E-mail : genshiryoku@pref.fukushima.lg.jp

■関連 URL

- 福島県原子力防災訓練

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025c/genan357.html>

地域の防災力向上に役立ちたい

No.3

福島県

補助金等

支援の名称	自主防災組織強化事業（自主防災組織活動促進・資機材整備事業）
制度の趣旨・背景	自主防災組織の強化を図るため、研修・訓練等の実施や資機材の整備に要する経費を支援します。
制度の内容	<p>1 自主防災組織活動促進事業</p> <p>○事業の内容 自主防災組織が実施する研修や訓練について、市町村が負担又は補助する経費の一部を助成します。</p> <p>○対象経費 講師謝金、旅費、会場使用料、消耗品等に係る経費</p> <p>○補助率等 補助率：2分の1 補助上限額：100千円</p> <p>2 自主防災組織資機材整備事業</p> <p>○事業の内容 新規に自主防災組織を設立する団体が実施する防災資機材の整備について、市町村が負担又は補助する経費の一部を助成します。</p> <p>○対象経費 防災資機材（ヘルメット、ベスト、長靴、発電機等）の購入に係る経費</p> <p>○補助率等 補助率：2分の1 補助上限額：150千円</p> <p>※令和4年度からの新規事業であり詳細は検討中であることから、内容については変更となる可能性があります</p>
対象となる方	自主防災組織等（市町村を通じて支援します）
問い合わせ先など	<p>○所管部署 福島県 危機管理部 災害対策課 TEL：024-521-7194 E-mail：saigai@pref.fukushima.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.4

滋賀県

技能提供・人材派遣

支援の名称	滋賀県自主防災組織リーダー・防災士養成講座
制度の趣旨・背景	大規模災害に備えて、地域防災の要である自主防災組織活動を活性化し、地域防災力の向上を図るための自主防災組織のリーダーを育成する。
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 自主防災組織等のリーダーおよび防災士を養成するため、防災に関する講義、演習を行う講座を開催している。 本講座の修了者は、「認定特定非営利活動法人日本防災士機構」が実施する「防災士資格取得試験」を受験することができる。</p> <p>○予算額、事業費等 242千円</p> <p>○実績 受講者数：平成30年度108人、令和元年度143人、令和2年度137人、令和3年度191人</p>
対象となる方	<p>① 県内の自治会役員や自主防災組織等の構成員で、市町防災担当課の推薦を受けた方</p> <p>② 県内市町・消防本部（局）の自主防災組織担当職員、消防団員</p> <p>③ 県内の学校（園）・福祉施設・事業所等の防災担当者</p> <p>④ 上記以外で、地域防災活動に関心のある県内在住・在勤・在学の方</p>
問い合わせ先など	<p>○所管部署 滋賀県 知事公室 防災危機管理局 TEL：077-528-3432 E-mail：as0002@pref.shiga.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.5

大阪府

技能提供・人材派遣

支援の名称	自主防災組織リーダー育成研修
制度の趣旨・背景	自主防災組織の充実強化を図るため、府内の自主防災組織等を対象として、組織の中核となる人材の育成及び資質向上を図るためのリーダー育成研修を実施する。
制度の内容	<p>○講義内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルスまん延下における避難所運営 2. 避難所生活における要配慮者への支援 ～災害が起こったときにあなたが支援できること～ 3. 避難行動要支援者の支援 4. 地区防災計画 5. 大雨による災害から命を守るために ～大雨に関する防災気象情報とその活用～ 6. 災害時における食物アレルギーへの対応と女性の視点を踏まえた避難所運営 
対象となる方	自主防災組織リーダー、地域防災活動に積極的な意欲を有する方など、市町村危機管理（防災）担当課が推薦する者。
問い合わせ先など	<p>○所管 大阪府 政策企画部 危機管理室 防災企画課 地域支援グループ TEL：06-6944-9128</p> <p>■関連 URL（令和3年度自主防災組織リーダー育成研修実施概要） https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/sannenri-dakennsyuu.html</p>

地域の防災力向上に役立ちたい

No.6

熊本県

補助金等

支援の名称	地域防災力強化促進事業
制度の趣旨・背景	自主防災組織の活動の活性化を図るため、その資機材の整備や訓練等に要する経費を支援します。
制度の内容	<p>○支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う自主防災組織への支援事業への補助 事業期間は平成 29 年度～令和 4 年度。 補助上限額まで複数年度にわたり申請してもよい。 事業の目的 <ol style="list-style-type: none"> 市町村と自主防災組織との顔の見える関係の構築及び連携体制の強化 自主防災組織の対応力の強化 <p>○支援対象経費</p> <p>市町村が行う自主防災組織への支援事業に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区防災計画の策定に資する取組 マイタイムラインの普及に資する取組 リアルハザードマップ（防災標識）の整備に資する取組 自主防災組織の防災資機材等の整備 自主防災組織を対象とした防災訓練や講演会の実施等 <p>○交付要件</p> <p>市町村が行う事業で、次の要件①、②を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 資機材や訓練マニュアル等を整備した自主防災組織が、それらを使った活動を実施すること → 資機材であれば操作手順や使用方法の確認や防災訓練、マニュアルであれば勉強会 など 交付決定後、最低 3 年間、全ての自主防災組織を対象とした訓練や活動を実施すること → 情報伝達訓練（安否確認訓練）や講演会、自主防災組織連絡協議会など <p>○補助率等</p> <p>補助率：2分の1 補助上限額：各市町村の自主防災組織を構成する世帯数の合計により区分</p>
対象となる方	自主防災組織（市町村を通じて支援を行います。）
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>熊本県 知事公室 危機管理防災課 TEL：096-333-2811 E-mail：kikibosai@pref.kumamoto.lg.jp</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.7

岩手県

補助金等

支援の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業
制度の趣旨・背景	がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転費用に対して補助を行い、移転に係る居住者の経済的負担を軽減させることにより、移転の促進を図ることを目的とするものです。
制度の内容	<p>○事業概要 危険住宅の除却又は危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む）に要する費用の補助を行う市町村に対し、補助するもの。</p> <p>○令和4年度予算額 649万円</p> <p>○助成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除却等費：危険住宅の除却等（撤去、動産移転、跡地整備等）に要する費用 ・建物助成費：危険住宅に代わる新たな住宅建設等のため、金融機関等から融資を受けた場合の借入金の利子補給補助（借入利率年8.5%を限度） <p>○補助限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除却等費 975千円/戸 ・建物助成費 ①建物に対する助成 3,250千円/戸 ②土地に対する助成 960千円/戸 <p>○補助率：事業費の1/2（国が1/2、県が1/4、市町村が1/4を負担）</p> <p>○実績（※東日本大震災分を除く） 令和3年度 除却 5戸、建物助成 3戸 累 計 除却 277戸、建物助成 186戸</p>
対象となる方	<p>災害危険区域内、がけ近接地、土砂災害特別警戒区域内等にある住宅で、次の条件に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① がけ近接地にあっては条例の適用以前（昭和46年以前）に建築されている住宅（既存不適格建築物）であること。土砂災害特別警戒区域にあっては区域指定される以前に建築されている住宅であること。 ② 住宅を除却した跡地に再築しないこと。 ③ 新築する場所（移転先）が安全であること。
問い合わせ先など	<p>○所管部署 岩手県 県土整備部 建築住宅課 TEL：019-629-5935 E-mail：AG0009@pref.iwate.jp</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.8

岩手県

補助金等

支援の名称	木造住宅耐震改修支援事業				
制度の趣旨・背景	昭和 56 年以前に建築された木造住宅は地震に弱い可能性があることから、大地震による建築物被害から人命や財産を守るため、市町村と連携して木造住宅の耐震改修への補助を行うものです。				
制度の内容	<p>○事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象に、耐震補強設計や耐震改修工事への補助を行う場合に、要する経費の一部を県が助成するものです。 <p>○令和4年度予算額 664万円</p> <p>○補助事業の内容（市町村が国のパッケージ支援を活用する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付対象 補強設計、工事監理及び耐震改修工事に要する費用 限度額 100万円（多雪区域内は120万円） 補助率 8割（国が1/2、県が1/4、市町村が1/4を負担） <p>○実績（※パッケージ支援以外も含める ※東日本大震災分を除く）</p> <table> <tr> <td>令和3年度</td> <td>5戸</td> </tr> <tr> <td>累 計</td> <td>448戸</td> </tr> </table>	令和3年度	5戸	累 計	448戸
令和3年度	5戸				
累 計	448戸				
対象となる方	<p>○補助の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した戸建住宅であること。 木造在来軸組工法又は伝統的工法の平屋建又は 2 階建の住宅であること。 耐震診断により耐震性がないと判断されたものであること。 				
問い合わせ先など	<p>○所管部署 岩手県 県土整備部 建築住宅課 TEL：019-629-5935 E-mail：AG0009@pref.iwate.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震対策への補助制度について https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenchiku/saigai/mokuzou/1010335.html 				

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.9

宮城県

補助金等

支援の名称	みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業
制度の 趣旨・背景	大規模地震では、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物の多くで倒壊等の大きな被害が発生していることから、地震による建築物被害から人命や財産を守るために、旧耐震基準の建築物の耐震化を推進するものです。
制度の 内容	<p>○概要 木造住宅の所有者等が耐震改修設計及び耐震改修工事又は建替え工事（以下「耐震化工事」という。）を実施し、市町村が耐震化工事に係る費用の一部を補助する場合に、当該市町村に対し補助するものです。</p> <p>○予算額 5,000万円（令和4年度予算）</p> <p>○対象経費 耐震化工事に係る費用</p> <p>○助成内容（最大） 補助金の額は、次の（1）及び（2）の額を合算した額とします。 （1）耐震化工事に係る費用に25分の3を乗じて得た額又は15万円のいずれか低い額 （2）その他改修工事を行う場合又は建替え工事を行う場合には、耐震化工事に係る費用に25分の2を乗じて得た額又は10万円のいずれか低い額</p> <p>○実績 平成25年度：196件 平成28年度：98件 令和元年度：123件 平成26年度：100件 平成29年度：115件 令和2年度：90件 平成27年度：91件 平成30年度：98件</p>
対象と なる方	<p>○対象者 次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものを対象とします。 （1）昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 （2）在来軸組構法又は枠組壁構法による木造平家建てから木造3階建てまでの住宅 （3）耐震一般診断の上部構造評点が1.0未満で、改修工事施工後の上部構造評点が1.0以上になる住宅等</p>
問い合わせ 先など	<p>○所管 宮城県 土木部 建築宅地課 TEL：022-211-3245 E-mail：kentakp@pref.miyagi.lg.jp</p> <p>○関連URL ・「みやぎ方式」による木造住宅耐震助成事業について https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/taishinjigyou.html</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.10

福島県

補助金等

支援の名称	福島県建築物耐震化促進事業
制度の 趣旨・背景	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた大規模建築物や防災拠点等の耐震化を促進するため、事業者が行う耐震診断・改修等に対し、市町村と連携して補助を行います。
制度の 内容	<p>○事業概要 大規模建築物、防災拠点、緊急輸送路沿道建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修に市町村が補助する場合、市町村へ補助するものです。</p> <p>○補助対象限度額 (1) 耐震診断 ・面積 1,000 m²以内の部分は 3,670 円/m² ・面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,570 円/m²以内 ・面積 2,000 m²を超える部分は 1,050 円/m²以内 (2) 補強設計 ・限度額なし (3) 耐震改修等 ・延べ床面積×51,200 円/m² (特に倒壊の危険性が高い場合、56,300 円/m²)</p> <p>○負担割合 (1) 耐震診断：国 1/3～1/2、県 1/3～1/2、市町村 0～1/3 (2) 補強設計：国 1/2、県 1/6～2/9、市町村 1/6～1/9 (3) 耐震改修等：国 1/3～2/5、県 5.75%～1/4、市町村 2.875%～1/6 ※大規模建築物、防災拠点、緊急輸送路沿道建築物等の別により負担割合が異なります。</p>
対象と なる方	耐震診断の義務付け対象となる建築物の所有者
問い合わせ 先など	<p>○所管部署 福島県 土木部 建築指導課 TEL：024-521-7529 E-mail：kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No. 1 1

福島県

補助金等

支援の名称	福島県木造住宅等耐震化支援事業
制度の趣旨・背景	災害に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅及びブロック塀等の所有者が行う耐震診断・改修等に対し、市町村と連携して補助を行います。
制度の内容	<p>○事業概要 旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の耐震改修に市町村が補助する場合、市町村へ補助するものです。</p> <p>○補助の内容 ①木造住宅耐震診断：最大 156,000 円/戸 ②木造住宅耐震改修：工事費の 80%かつ最大 100 万円 (多雪区域は 120 万円)/戸 ③ブロック塀等耐震改修：工事費の 2 / 3 かつ最大 10 万円/件</p> <p>○負担割合 国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4</p>
対象となる方	昭和 56 年 5 月以前に建築された木造戸建住宅及びブロック塀等の所有者等
問い合わせ先など	<p>○所管部署 福島県 土木部 建築指導課 TEL：024-521-7529 E-mail：kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp</p> <p>○関連 URL https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/mokuzoutaisinkasienniigyous.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.12

山形県

補助金等

支援の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業
制度の趣旨・背景	災害危険区域、がけ地区域又は土砂災害特別警戒区域内に存する住宅の移転を促進し、がけ地の崩壊等から住民の命を守ることを目的として、移転者に対し、国・県及び市町村が協調して補助金を交付するものです。
制度の内容	<p>○概要 災害危険区域等から移転する者に対し、当該危険住宅の除却費の一部、住宅の建設・購入費の一部及び土地購入費の一部を補助します。</p> <p>○補助限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険住宅の除却等に要する経費のみへの補助 1戸当たり975千円 危険住宅の除却等及び危険住宅に代わる住宅の建設費への補助 1戸当たり4,225千円 危険住宅の除却等及び危険住宅に代わる住宅の建設費・土地購入費への補助 1戸当たり5,185千円 <p>※それぞれの経費の1/2を国が、1/4を県と市町村がそれぞれ補助</p> <p>○実績 R2年度 除却：6件、建物：2件、土地：2件 累計 除却：1,076件、建物：975件、土地410件（S49～R2）</p>
対象となる方	災害危険区域、がけ地区域又は土砂災害特別警戒区域内にある住宅を移転する者
問い合わせ先など	<p>○所管部署 山形県 県土整備部 建築住宅課 TEL：023-630-2640 E-mail：ykenchiku@pref.yamagata.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.13

埼玉県

補助金等

支援の名称	アスベスト対策推進費
制度の趣旨・背景	社会問題化しているアスベスト飛散による健康被害を防止し、県民が安心・安全に生活し続けられることを目的とします。
制度の内容	<p>○概要 民間建築物の所有者に対し、吹付けアスベスト等の分析調査及び除去等工事の費用の一部を補助します。</p> <p>○予算額 1,604万円</p> <p>○補助の額 アスベストの分析調査 全額補助 上限（1検体80千円かつ1棟当たり250千円） アスベストの除去等の工事 工事費の2/3 上限（1棟当たり 6,000千円(1,000m²未満の建築物は 3,000千円）</p> <p>○実績 令和3年度 分析調査 1棟</p>
対象となる方	<p>○対象区域 以下の12市を除く埼玉県内すべての区域 （12市：さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市、久喜市）</p> <p>○対象建築物 用途や構造を問わず、すべての民間建築物が対象となります。 ただし、アスベスト除去等については、1,000m²未満の建築物の場合、定期報告(建築基準法第12条第1項)の対象となる建築物(共同住宅、寄宿舍を除く。)に限ります。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 埼玉県 都市整備部 建築安全課 震災対策・構造指導担当 TEL：048-830-5525（直通） E-mail：a5510-06@pref.saitama.lg.jp</p> <p>○関連URL ・民間建築物のアスベスト除去等に対する補助制度のご案内 http://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/sekimenhojyo.html</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.14

新潟県

補助金等

支援の名称	ブロック塀等安全対策支援事業
制度の 趣旨・背景	<p>通学路等に面する倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等の撤去等を促進させることにより、大規模地震発生時における倒壊事故を未然に防ぎ、県民の安全・安心を確保します。</p>
制度の 内容	<p>○概要</p> <p>以下の要件を満たすブロック塀等について、市町村が対象となる工事に係る費用の一部を補助する場合に、その経費の一部を県が補助する制度です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ブロック塀等の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・組積造（補強コンクリートブロック塀を含む）の塀 ・個人が所有又は管理するもの ・通学路等の沿道又は避難地に隣接する敷地に面するもの ・倒壊の危険性があると判断されたもの 2 対象工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等の全部を解体し、撤去するもの ・ブロック塀等の除却後、地震に対して安全な構造の塀等を新設するもの ・ブロック塀等を地震に対して安全な構造となるべく耐震性を向上させるもの <p>○補助額等</p> <p>市町村が定める額 10～15万円（県1／3、市町村2／3）</p>
対象と なる方	<p>○対象者</p> <p>上記の対象ブロック塀等の所有者等（市町村制度を通じて支援します。）</p>
問い合わせ 先など	<p>○所管</p> <p>新潟県 土木部 都市局 建築住宅課 TEL：025-280-5441 E-mail：ngt160030@pref.niigata.lg.jp</p> <p>○関連URL</p> <p>耐震すまいづくり支援事業について（6. ブロック塀等安全対策支援事業） https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/1356787010851.html</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.15

新潟県

補助金等

支援の名称	克雪すまいづくり支援事業
制度の趣旨・背景	多雪地域において、無雪化に寄与する克雪住宅の整備を誘導し、屋根雪下ろしによる負担軽減及び危険防止と市街地等の面的な克雪化を図るとともに、屋根雪下ろし時における高齢者等の転落事故の防止に有効な安全対策設備の普及促進に取り組むことにより、雪に強いまちづくりを促進します。
制度の内容	<p>1 克雪すまいづくり支援事業（H18～）</p> <p>(1) 概要 地域住民が除排雪等に係る計画を策定し市町村が認めた地区において、市町村が行う住宅の克雪化に関する事業に対し、県がその費用の一部を市町村へ補助する制度です。</p> <p>(2) 補助額等 対象世帯：一般世帯及び要援護世帯、対象地域：特別豪雪地帯 補助額：融雪式住宅 最大 44 万円/戸（県 1/2、市町村 1/2） その他の克雪住宅 最大 33 万円/戸（県 1/2、市町村 1/2） 要援護者等世帯加算額 最大 11 万円/戸（県 1/2、市町村 1/2）</p> <p>(3) 実績 県内 11 市町で実施中。令和 3 年度補助実績 181 戸</p> <p>2 命綱固定アンカー普及促進事業（R3～）</p> <p>(1) 概要 住宅の屋根雪下ろしに伴う高齢者等の転落事故を防止するため、命綱固定アンカーの設置を支援する市町村に対し、県がその費用の一部を補助する制度です。</p> <p>(2) 補助額等 対象世帯：要援護世帯、対象地域：特別豪雪地帯 対象住宅：現に存する住宅及び付属屋 補助額：最大 10 万円/戸（県 1/2、市町村 1/2）</p> <p>(3) 実績 県内 13 市町村で実施中。令和 3 年度実績 110 戸</p>
対象となる方	○対象者 克雪住宅の整備を行う者及び命綱固定アンカーの設置を行う者（市町村制度を通じて支援します。）
問い合わせ先など	○所管：新潟県 土木部 都市局 建築住宅課 TEL：025-280-5442 E-mail： ngt160030@pref.niigata.lg.jp ○関連 URL：克雪すまいづくり支援事業 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/1356838728905.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.16

新潟県

技能提供・人材派遣

支援の名称	まちの防火対策支援事業
制度の趣旨・背景	糸魚川大火で示された大規模延焼の危険性にかんがみ、消防、都市、住宅などの総合的な視点による防火対策の啓発を市町村と連携して実施します。
制度の内容	<p>○概要</p> <p>1 講習会講師派遣事業 糸魚川大火での教訓を伝えるため、県民を対象とした講習会の開催にあたり、防火対策に関する学識経験者や建築専門家の派遣を行います。</p> <p>2 啓発資料の作成 大規模火災から身を守るための住宅の防火対策や飛び火防止策をまとめた啓発資料を作成し、広く県民への啓発を行います。</p>
対象となる方	<p>○対象者</p> <p>県民</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 新潟県 土木部 都市局 建築住宅課 TEL： 025-280-5442 E-mail： ngt160030@pref.niigata.lg.jp</p> <p>○関連 URL ・まちの防火対策支援事業 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/bouka2.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.17

富山県

補助金等

支援の名称	木造住宅耐震診断・改修支援事業
制度の趣旨・背景	富山県では、古くて広い住宅が多いこと、地震に対する意識が高くないことなどから、住宅総数の約 20% (約 7 万 6 千戸) の住宅において耐震性が不足するものと推計されています (平成 30 年住宅・土地統計調査に基づく推計で住宅の耐震化率約 80%)。その対応として、耐震化の促進を図ります。
制度の内容	<p>○概要 市町村と連携し、木造住宅の耐震診断、耐震改修を促進するための助成制度を設けています。</p> <p>○予算額 7,263 万円</p> <p>○支援内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 耐震診断支援 住宅の大きさ、図面の有無により 2～6 千円の自己負担で耐震診断が行えます。 2) 耐震改修支援 耐震改修、部分耐震改修工事に要する経費の 4/5 を補助します。 (補助金の限度額は 100 万円) <p>○実績</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 耐震診断支援 3,611 件 (H15 年度～R3 年度累計) 2) 耐震改修支援 412 件 (H17 年度～R3 年度累計)
対象となる方	<p>耐震診断・耐震改修とも以下の住宅が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造一戸建て、平屋建て又は 2 階建てのもの ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工して建てられたもの ・在来軸組工法によるもの (伝統工法によるものも含まれます)
問い合わせ先など	<p>○所管 富山県 土木部 建築住宅課 建築指導係 TEL : 076-444-3356</p> <p>○関連 URL ・木造住宅の耐震診断・耐震改修の支援制度 https://www.pref.toyama.jp/1507/bousaianzen/bousai/jishin/kj00002134/kj00002134-001-01.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.18

石川県

補助金等

支援の名称	大規模建築物の耐震改修の補助
制度の趣旨・背景	現行の耐震基準を満たしていないと判断された建築物の所有者が、耐震改修を積極的に実施できるよう、耐震改修工事に対し補助を行います。
制度の内容	<p>○概要 「建築物の耐震化の促進に関する法律」に定める要緊急安全確認大規模建築物のうち、病院又は市町と災害協定を締結した建築物が耐震改修を行う際に、その費用の一部について県（間接補助）と市町が合わせて補助を行います。</p> <p>○補助額 市町が負担する額（国補助金を除く）の 1/2 以内、かつ補助金対象事業費の 5.75%以内 （参考）国負担 33.3% 地方負担 11.5%（県 5.75%、市町 5.75%）</p>
対象となる方	<p>以下のいずれにも該当する所有者等に対して、補助を行います。</p> <p>① 建築物の耐震改修促進に関する法律附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の所有者等</p> <p>② 病院、又は①の所有者等と所在する市町とにおいて、災害時に当該市町の要請に応じた支援を行う旨の協定を締結したものの。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 石川県 土木部 建築住宅課 TEL：076-225-1778 E-mail：kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.19

石川県

補助金等

支援の名称	住宅の耐震診断や改修の補助
制度の趣旨・背景	昭和 56 年以前に建てられた住宅について耐震診断や耐震改修を行う際に、その費用の一部について県（間接補助）と市町が合わせて補助を行う（石川県住宅耐震化促進事業）。
制度の内容	<p>○概要</p> <p>1. 耐震診断 事業内容：「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行）等に則した耐震診断に対して、県（間接補助）と市町が合わせて支援を行います。 補助の金額：各市町により異なりますが、多くの市町では原則無料の簡易診断制度も実施しています。詳しくはお住まいの市町の住宅担当課へお問い合わせ下さい。</p> <p>2. 耐震改修 事業内容：耐震診断の結果、倒壊する可能性があるると判定された住宅の耐震改修に対し、県（間接補助）と市町が合わせて補助を行います。 補助の金額：各市町により異なりますが、補助率 10/10・補助限度額 150 万円などの助成を行います。詳しくはお住まいの市町の住宅担当課へお問い合わせ下さい。</p>
対象となる方	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断・耐震改修ともに、昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手した住宅 その他、各市町が要綱で定める要件を満たすこと
問い合わせ先など	<p>○所管 石川県 土木部 建築住宅課 TEL： 076-225-1777 E-mail： kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp</p> <p>■関連 URL ・石川県住宅耐震化促進事業 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/taishinportal/taishin_hojo.html</p> <p>○問合せ先・申し込み先 お住まいのある各市町の窓口（上記 URL をご覧ください。）</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.20

愛知県

補助金等

支援の名称	みんなで耐震化支援事業
制度の 趣旨・背景	地域の団体が行う耐震化を進めるための活動に対して、より一層の啓発活動の普及を目的とした支援を行います。
制度の 内容	<p>○概要 地域組織（学区、自主防災会、自治会、消防団など）が行うローラー作戦（耐震診断・改修の啓発のための戸別訪問）や、地域組織、各種団体が実施する耐震化のための学習会・相談会（営利目的を除く）などの実施費用を助成します。</p> <p>○予算額 50万円</p> <p>○助成額 上限10万円</p> <p>○実績 令和2年度：1団体に助成 令和元年度：3団体に助成 平成30年度：2団体に助成 平成29年度：1団体に助成 平成28年度：2団体に助成 平成27年度：実績なし 平成26年度：5団体に助成</p>
対象と なる方	耐震化のため事業を行う組織（各種団体、学区、町内会等）
問い合わせ 先など	<p>○所管 愛知県 建築局 公共建築部 住宅計画課 防災まちづくりグループ TEL：052-954-6549 E-mail：jutakuakeikaku@pref.aichi.lg.jp</p> <p>■参考URL（愛知建築地震災害軽減システム研究協議会(減災協議会)について) https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakuakeikaku/0000025485.html</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.21

滋賀県

補助金等

支援の名称	感震ブレーカー設置促進事業
制度の趣旨・背景	地震による電気火災対策として効果的な感震ブレーカーの普及を図る。
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 感震ブレーカーの普及を図るために、滋賀県自治振興交付金の1メニューとして、県内の住宅内に設置する感震ブレーカーの本体およびその設置に要する経費を対象に補助を行う。</p> <p>○補助率 市町が補助する額の1／2以内（限度額 1件あたり1万円）</p> <p>○補助対象経費 県内の住宅内に設置する感震ブレーカーの本体およびその設置に要する経費</p>
対象となる方	県民（市町制度を通じて支援します）
問い合わせ先など	<p>○所管部署 滋賀県 知事公室 防災危機管理局 TEL：077-528-3438 E-mail：as0002@pref.shiga.lg.jp</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.22

滋賀県

補助金等

支援の名称	耐震シェルター等普及事業
制度の趣旨・背景	地震による住宅の倒壊から県民の生命を守るため、居住者の生命の安全を守る機能を有する耐震シェルターおよび防災ベッド（以下「耐震シェルター等」という。）の設置を推進する。
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 耐震シェルター等の設置を推進するため、滋賀県自治振興交付金の1メニューとして、県内の住宅内に設置する耐震シェルター等の本体およびその設置に要する経費を対象に補助を行う。</p> <p>○補助率 定額 (1戸あたり20万円。ただし、対象となる経費が20万円未満の場合には、その額を算入対象額とする。)</p> <p>○補助対象経費 住宅内に設置する耐震シェルター等の本体およびその設置に要する経費</p> <p>○対象住宅 次に掲げる条件のいずれも満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成している木造住宅 ・耐震診断により構造評点1.0未満と診断された木造住宅
対象となる方	県民（市町制度を通じて支援します）
問い合わせ先など	<p>○所管部署 滋賀県 知事公室 防災危機管理局 TEL：077-528-3438 E-mail：as0002@pref.shiga.lg.jp</p> <p>■関連URL ・個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/11489.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.23

滋賀県

補助金等

支援の名称	木造住宅耐震補強案作成事業費補助事業
制度の趣旨・背景	<p>滋賀県では、琵琶湖西岸断層帯地震や南海トラフ巨大地震により、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧基準で建築された建築物に甚大な被害が発生することが予測されています。</p> <p>このため、耐震診断にあわせて、耐震改修を行う際の補強案とともに改修費用の概算を無料で提示することで改修時の不安要素を解消し、旧基準で建築された木造住宅の耐震化を促進します。</p>
制度の内容	<p>○概要 各市町が無料で行う耐震診断員派遣事業で耐震診断を受けた結果、上部構造評定点が 0.7 未満と判定された木造住宅の所有者等が希望した場合に、上部構造評点を 0.7 以上に引き上げる耐震改修の補強案の作成と概算費用の算出を無料で行う。</p> <p>○予算額 3,150 千円</p> <p>○支援内容 耐震改修の補強案の作成と概算費用の算出 滋賀県の登録を受けた耐震診断員が行います。</p> <p>○実績 1,300 件（H26 年度～R2 年度累計）</p>
対象となる方	<p>以下の住宅の所有者等が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町事業の耐震診断を受けた結果、上部構造評定点が 0.7 未満と判定されたもの ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの ・延べ面積の半分以上が住宅として使われているもの ・階数が 2 以下で、かつ延べ床面積が 300 平方メートル以下のもの ・組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法（フイバ工法）でないもの
問い合わせ先など	<p>○所管 滋賀県 土木交通部 建築課 建築指導室 住まいの安全対策係 TEL：077-528-4262 E-mail：antai@pref.shiga.lg.jp</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.24

滋賀県

補助金等

支援の名称	スマート・エコハウス普及促進事業																														
制度の 趣旨・背景	CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進、災害時における代替エネルギーの確保等の防災対策を推進する観点から、個人の既存住宅において、太陽光発電や蓄電池、高効率給湯器等の「スマート・エコ製品」を設置する場合、経費の一部を補助しています。																														
制度の 内容	<p>○補助対象設備および補助金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">補助対象設備</th> <th style="width: 15%;">補助金額 (千円)</th> <th style="width: 45%;">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>太陽光発電</td> <td>40</td> <td>太陽光発電の設置と併せて省エネ製品（他の補助対象設備も可）を購入すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">給湯器 高効率</td> <td>エネファーム</td> <td>60</td> <td rowspan="2">以下のいずれかの場合に対象となる。 ・太陽光発電の設置と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。</td> </tr> <tr> <td>エネファーム 以外</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>太陽熱利用</td> <td>20</td> <td>・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蓄電池</td> <td>50</td> <td rowspan="2">以下のいずれかの場合に対象となる。 ・太陽光発電の設置と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>V2H (Vehicle to Home)</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td></td> <td>窓断熱設備</td> <td>20</td> <td>窓の開開口部総面積が8㎡以上かつ施工後の熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高効率給湯器：I²ファーム、I²キューブ、I²ジョーズ等、省エネ性能の高い給湯器 ※高効率給湯器から高効率給湯器への更新は対象外とします。（エネファーム以外からエネファームへの更新は可） ※上記要件のほかに、補助対象設備ごとに設備要件・補助要件があります。 ※複数の補助対象設備を設置する場合、上限10万円まで申請可能です。</p>			補助対象設備	補助金額 (千円)	要件		太陽光発電	40	太陽光発電の設置と併せて省エネ製品（他の補助対象設備も可）を購入すること。	給湯器 高効率	エネファーム	60	以下のいずれかの場合に対象となる。 ・太陽光発電の設置と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。	エネファーム 以外	20		太陽熱利用	20	・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。		蓄電池	50	以下のいずれかの場合に対象となる。 ・太陽光発電の設置と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。		V2H (Vehicle to Home)	40		窓断熱設備	20	窓の開開口部総面積が8㎡以上かつ施工後の熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。
	補助対象設備	補助金額 (千円)	要件																												
	太陽光発電	40	太陽光発電の設置と併せて省エネ製品（他の補助対象設備も可）を購入すること。																												
給湯器 高効率	エネファーム	60	以下のいずれかの場合に対象となる。 ・太陽光発電の設置と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。																												
	エネファーム 以外	20																													
	太陽熱利用	20	・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。																												
	蓄電池	50	以下のいずれかの場合に対象となる。 ・太陽光発電の設置と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。																												
	V2H (Vehicle to Home)	40																													
	窓断熱設備	20	窓の開開口部総面積が8㎡以上かつ施工後の熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。																												
対象と なる方	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業を実施しようとする建物が滋賀県内に所在し、住居として自ら居住している方。 ・過去に滋賀県の太陽光発電の補助金で、今年度申請する設備と同一区分の設備の補助を受けていない方。 ・滋賀県の県民税に未納がない方。 等 																														
問い合わせ 先など	<p>○所管部署 滋賀県 総合企画部 CO₂ ネットゼロ推進課 TEL：077-528-3091 E-mail：cg02@pref.shiga.lg.jp</p> <p>○関連 URL（滋賀県CO₂ ネットゼロ推進課 H.P.） http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/sougoukikakubu/energyseisakuka/index.html</p>																														

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.25

大阪府

格付け・表彰

支援の名称	大阪府防災力強化マンション認定制度
制度の趣旨・背景	<p>防災性の向上と災害に強い良質なマンション整備を誘導するため、耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備など、防災力が強化されたマンションを大阪府が認定する制度です。</p> <p>計画認定及び認定を受けたマンションは、大阪府のホームページで情報発信するとともに、防災力の高いマンションであることを購入希望者の方等にPRできます。</p>
制度の内容	<p>○認定基準</p> <p>次のすべての項目に関し、一定の基準を満たすこと（詳細はホームページ参照）</p> <p>①建物の構造に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「耐震性」、「耐火性」 <p>②建物内部の安全性に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住戸内の地震対策」、「エレベーター」、「防災倉庫の設置」、「救出・救助資器材の保管」 <p>③災害に対する備えに関する基準</p> <p>1) 災害後3日間の生活維持を図る備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「飲料水の確保」、「食糧、食事の確保」、「し尿処理」、「生活用水の確保」、「一時避難場所の確保」 <p>2) 高層住戸の災害後の生活の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高層階用防災倉庫の確保」、「生活場所の確保」、「災害後も使用できるエレベーター」 <p>④津波避難対策に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町から要請があった場合は、津波避難ビルの指定を受けること <p>⑤防災アクションプランの策定に関する基準</p> <p>以下について明文化し、管理規約等に定めていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「計画の目標」、「計画の位置づけ」、「マンションの概要」、「マンション周辺の防災関連情報」、「マンションが備える防災性能」、「防災設備」、「備品・備蓄物資一覧」、「災害に対する備え」、「地域への貢献について」
対象となる方	<p>○認定の対象となるマンション</p> <p>次の要件のすべてに該当するもの</p> <p>① 建築物の延べ面積の2分の1以上が住宅の民間マンション（新築・既存、分譲・賃貸を問いません。）</p> <p>② 住宅性能評価（設計・建設性能評価とも、または既存住宅に係る建設性能評価）を受けられるマンション</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 大阪府 都市整備部 住宅建築局 居住企画課 住宅企画・マンショングループ</p> <p>TEL：06-6210-9706</p> <p>■関連 URL（大阪府防災力強化マンション認定制度）</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/bousairyokukyoka/</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.26

兵庫県

補助金等

支援の名称	中規模多数利用建築物等の耐震化の促進
制度の趣旨・背景	耐震改修促進法に基づく指示・指導・助言対象となる中・小規模多数利用建築物の耐震診断及び耐震改修等を推進する。
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 「建築物の耐震化の促進に関する法律」に定める指示・指導・助言の対象となる建築物の耐震診断及び耐震改修等を行う際に、その費用の一部について、県（間接補助）と市町が合わせて補助を行います。</p> <p>○予算額 21,416（千円）</p> <p>○補助率（限度額あり） 2/3（国1/3、県1/6、市町1/6）</p> <p>○助成内容、補助を受ける要件、補助の上限等</p> <p>①中規模多数利用建築物耐震診断助成 限度額：㎡単価による限度額、用途に応じて定める限度額*のうち低い額 ※幼稚園又は保育所：2,750千円、小・中学校：4,460千円、物販店・旅館等：5,240千円</p> <p>②中規模避難施設耐震化助成 要件：中規模多数利用建築物のうち、災害時に避難所としての活用が可能なホテル・旅館等で、県又は市町と協定を締結したもの 限度額：㎡単価による限度額、その他定める限度額*のうち低い額 ※補強設計：5,240千円、耐震改修：102,000千円（特に倒壊の危険性が高い場合：112,000千円）</p> <p>③小規模多数利用建築物耐震診断助成 限度額：㎡単価による限度額、用途に応じて定める限度額*のうち低い額 ※幼稚園又は保育所：1,840千円、左記以外：3,670千円）</p>
対象となる方	<p>○建築物の耐震改修促進に関する法律に定める指示対象となる中規模多数利用建築物の所有者等</p> <p>○建築物の耐震改修促進に関する法律に定める指導・助言対象となる小規模多数利用建築物の所有者等</p>
問い合わせ先など	<p>○所管部署 兵庫県 まちづくり部 建築指導課 TEL：078-362-4340 E-mail：kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地震に強い住宅にしたい

No.27

鳥取県

補助金等

支援の名称	震災に強いまちづくり促進事業
制度の趣旨・背景	大規模な地震に備え、住宅の地震に対する安全性の向上を促進するため、住宅の耐震診断から改修まで支援します。
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 平成12年5月31日以前に建築された住宅の耐震診断、補強設計及び耐震改修の費用の一部を助成します。</p> <p>○予算額 13,038千円</p> <p>○補助率 診断：診断に係る費用の2/3（補助率10/10の制度のある市町村もあります） 設計：設計に係る費用の1/2 改修：改修に係る費用の4/5</p> <p>○補助の上限 診断：134千円 設計：120千円 改修：1,000千円</p> <p>○実績（平成17年～令和3年） 診断：1,480件 設計：427件 改修：261件</p> <p>○その他 従来の改修工法に比べ、安価に短期間で耐震化ができる「低コスト耐震改修工法」を推奨しています。 耐震診断、設計、改修の依頼先の参考に、県ホームページで木造住宅の耐震化を行う会社を公表しています。</p>
対象となる方	平成12年5月31日以前に建築された住宅の所有者の方
問い合わせ先など	<p>○所管部署 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 TEL：0857-26-7697 E-mail：sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○関連URL https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47491</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.28

香川県

補助金等

支援の名称	緊急輸送路道路沿道建築物等耐震対策支援事業
制度の趣旨・背景	地震発生時における建築物等の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、避難や救援救急活動、緊急物資の輸送等の機能を確保するため、建築物の耐震化を促進します。
制度の内容	<p>○概要 市町と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修等に取り組む者に対して補助を行います。</p> <p>○予算額 4,500万円</p> <p>○助成内容 耐震診断又は補強設計 補助率2/3かつ4,000千円を限度 耐震改修 補助率2/3かつ60,000千円を限度</p> <p>○条件等 建築基準法の違反がないことなど</p> <p>○実績 平成23年度～令和3年度の11年間で38件の助成</p>
対象となる方	昭和56年5月以前に建てられた緊急輸送道路沿道の共同住宅や建築物（地震により倒壊したときに道路の中心線を超える高さのもの等）
問い合わせ先など	<p>○所管 香川県 土木部 建築指導課 TEL：087-832-3612 E-mail：kenchiku@pref.kagawa.lg.jp</p> <p>■関連URL ・香川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業について https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenchiku/taisokuhou/info_jigyo/yusoudouro.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.29

長崎県

補助金等

支援の名称	長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例
制度の趣旨・背景	災害危険住宅の移転を促進するため、災害危険住宅の移転に要する資金の一部を補助する等の助成措置を講じ、もって住民の生命の安全を確保することを目的とします。
制度の内容	<p>○概要 がけ崩れにより、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内に建つ危険住宅を安全な場所に移転させるため、移転者の住宅移転経費に対して、国、県及び市町が補助金を交付するものです。</p> <p>○事業主体 各市町（補助要綱を策定している市町）</p> <p>○助成内容 ・補助率 国 1/2、地方 1/2（県 1/4、市町 1/4） ・補助上限 除却：975千円、建物：3,250千円、土地：960千円</p> <p>○実績 除却：519件、建物：505件、土地：133件（S47～R3）</p>
対象となる方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法第39条の規定により災害危険区域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅 2. 建築基準法第40条に基づく条例の基準に適合しない昭和35年9月30日以前に建築された住宅 3. 土砂災害特別警戒区域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅 4. 地すべり等危険地域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅 5. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、第3号に掲げる区域に指定される見込みのある区域内に、既に建築されている住宅。 6. 国のがけ地近接等危険住宅移転に係る事業に着手した時点から過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内に、既に建築されている住宅
問い合わせ先など	<p>○所管 長崎県 土木部 砂防課、建築課 TEL：095-894-3076（砂防課）、095-894-3093（建築課） E-mail：sabo@pref.nagasaki.lg.jp（砂防課） naga-kenchiku1@pref.nagasaki.lg.jp（建築課）</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.30

熊本県

補助金等

支援の名称

要緊急安全確認大規模建築物への耐震化助成

制度の
趣旨・背景

耐震改修促進法の改正（平成25年11月25日施行）に伴い、耐震診断を行い、その結果を報告することが義務付けられている病院や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模な建築物等の耐震化を促進するため、当該建築物等の耐震改修等を行う者に対して、国の補助等の制度を活用し、補助を行う市町村に対し助成します。

制度の
内容

○概要

耐震改修促進法で耐震診断を義務付けられた民間の大規模建築物の耐震改修等に補助する市町村に対して助成します。

○補助対象経費

■補強設計の補助スキーム



■耐震改修の補助スキーム



※交付金：社会資本整備総合交付金、上乗せ補助金：耐震対策緊急促進事業補助金

○補助額

補助対象経費に上記補助率を乗じた額以内。

対象と
なる方

○対象建築物

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する合計延べ面積5,000㎡以上の大規模な建築物等

問い合わせ
先など

○所管

熊本県土木部建築住宅局建築課
TEL：096-333-2535
E-mail：kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.31

熊本県

補助金等

支援の名称	土砂災害危険住宅移転促進事業
制度の趣旨・背景	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内に居住する方々の安全な区域への住宅移転を促進します。
制度の内容	<p>○補助対象 レッドゾーン内にある建築物で、現在お住まいの住宅（賃貸住宅を除く）。</p> <p>○交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在お住まいの住宅の除却 ・県内の安全な区域（レッドゾーン・イエローゾーン外）への移転 <p>○補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転先住宅の建設・購入費、リフォーム費 ・移転経費（動産移転費等） ・アパート等の賃貸費（1年間） ・現在のお住まいの住宅の除却費等 ・最高300万円
対象となる方	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある住宅（賃貸除く）にお住まいの方
問い合わせ先など	<p>○所管 熊本県 土木部 河川港湾局 砂防課 防災管理班 TEL：096-333-2553</p> <p>○関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業について https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/114/89151.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

災害に強い医療拠点を整備したい

No.32

千葉県

補助金等

支援の名称	災害拠点病院施設設備整備事業
制度の趣旨・背景	災害時の医療拠点となる災害拠点病院として必要な施設・設備の整備に係る経費を助成します。
制度の内容	<p>○概要 災害時に多発する重篤救急患者の救命救急を行うため、医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の施設設備整備に対する補助を行います。</p> <p>○予算 1128.4万円</p> <p>○内容 国庫補助基準による</p>
対象となる方	<p>○補助対象 災害拠点病院として必要な耐震補強、自家発電装置、備蓄倉庫、受水槽等の施設整備及び医療機器等設備整備に要する費用が補助対象です。</p> <p>○地域災害拠点病院（22病院） 高度な診療機能、重症傷病者の受入機能、医療救護班の派遣機能、応急資器材等の貸出機能を有する病院です。</p> <p>○基幹災害拠点病院（4病院） 地域災害拠点病院における各機能に加え、要員の訓練、研修機能を有する病院です。</p> <p>施設整備：耐震補強工事、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、研修部門、ヘリポート等 設備整備：医療機器等、簡易ベッド、応急用医療資器材、緊急車輛</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 千葉県 健康福祉部 医療整備課 TEL：043-223-3879 E-mail：ryosei2@mz.pref.chiba.lg.jp</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

災害に強い医療拠点を整備したい

No.33

和歌山県

補助金等

支援の名称	防災訓練等参加支援事業
制度の趣旨・背景	国または国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への DMAT の参加を促進し、災害に強い医療体制の整備を図ります。
制度の内容	<p>○概要 大規模地震時医療活動訓練等の大規模災害を想定して実施される防災訓練等への DMAT の参加を促進するため、訓練参加経費を助成します。</p> <p>○予算額 1,894千円</p> <p>○助成内容 国が主催する総合防災訓練に参加するために必要となる旅費、燃料費、通信運搬費などを助成します。</p> <p>○条件等 DMAT 指定医療機関</p> <p>○主な実績 以下の参加費用を支援しました。 令和 3 年度：1 チーム 令和 2 年度：2 チーム 令和 元 年度：8 チーム 平成 30 年度：11 チーム 平成 29 年度：6 チーム 平成 28 年度：5 チーム</p>
対象となる方	○対象機関 DMAT 指定医療機関を対象とします。
問い合わせ先など	○所管 和歌山県 医務課 TEL：073-441-2604 E-mail： e0501001@pref.wakayama.lg.jp

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

クリーンなエネルギーを活用したまちづくりを支援したい

No.34

宮城県

補助金等

支援の名称	エコタウン形成支援事業（3ステップ事業）
制度の趣旨・背景	脱炭素社会の実現に向け、地域におけるエコタウン形成を促進するため、クリーンエネルギーの活用を組み込んだまちづくりを支援します。
制度の内容	<p>○概要 地域の団体が再エネ等の利用を検討し始める初期の段階から、事業化に繋がる段階まで、着実にステップアップできるよう、段階に応じた支援を行います。</p> <p>【STEP1】エコタウン形成地域協議会支援事業費補助金 補助率：10/10（上限：30万円） 想定補助件数：1件 補助対象経費：謝礼，旅費，食糧費，消耗品費，印刷製本費，通信運搬費，使用料・賃借料，保険料など 想定事業イメージ：A地区でバイオマス利用検討協議会の開催</p> <p>【STEP2】エコタウン形成実現可能性調査等事業費補助金 補助率：10/10（上限：300万円） 想定補助件数：2件 補助対象経費：STEP1の補助対象経費に賃金と委託料を追加 想定される事業イメージ： A地区で、未利用間伐材を活用した木質バイオマス発電を行うにあたっての、木質バイオマス供給可能量・需要量の調査</p> <p>【STEP3】エコタウン形成事業化支援事業費補助金 補助率：2/3 事業計画が1年の場合は上限1,000万円 事業計画が2年の場合は上限500万円 想定補助件数：1件 補助対象経費：STEP2の補助対象経費に設備設置経費を追加 想定される事業イメージ： 事業化に向けた設備導入や試験設備の設置を伴う調査・検討など。</p>
対象となる方	○補助対象者 市町村を構成員に含む協議会等
問い合わせ先など	<p>○所管部署 宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 TEL：022-211-2655 E-mail：saiseis@pref.miyagi.lg.jp</p> <p>■関連URL ・エコタウン形成の支援について https://www.pref.miyagi.jp/site/ecotown/</p>

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.35

神奈川県

情報提供

支援の名称	神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金
制度の趣旨・背景	神奈川県では、「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、「集中型電源」から「分散型電源」への転換を図り、エネルギーの地産地消を目指して、再生可能エネルギー等の導入を促進しています。その取組の一環として、固定価格買取制度を利用しない、事業所等への自家消費型の太陽光発電設備等を導入する経費の一部を補助しています。
制度の内容	<p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備及び風力発電設備の設計費、設備費、工事費 ・蓄電池を併せて導入する場合、蓄電池導入に係る設計費、設備費、工事費 <p>○補助要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備は発電出力 10kW 以上 ・風力発電設備は単機の発電出力 1kW 以上 <p>○補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備等 補助率 1/3（上限 大企業 1,000 万円） ※太陽光発電設備の場合は、発電出力 1kW 当たり 6 万円を乗じた額（薄膜太陽電池の場合は、発電出力 1kW 当たり 10 万円を乗じた額）とのいずれか低い額 ・蓄電池 補助率 1/3（上限 住宅用蓄電池 1 台当たり 15 万円、産業用蓄電池 200 万円）
対象となる方	県内に自家消費型の太陽光発電等を導入する法人等（個人事業者の方は、青色申告していることが要件）
問い合わせ先など	<p>○所管 神奈川県 産業労働局 産業部 エネルギー課 太陽光発電グループ TEL：045-210-4140</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/images/jikashouhi.html

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.36

埼玉県

補助金等

支援の名称	エネルギー脱炭素化設備整備費補助
制度の 趣旨・背景	再生可能エネルギー利活用設備を導入し、事業活動における CO2 排出削減を図るとともに、非常時は面的にエネルギーを供給するなど、地域の脱炭素化とレジリエンス強化に資するモデル的な取組を行う中小企業などを支援する。
制度の 内容	<p>○事業内容 太陽光、水力、バイオマス、地中熱などの再生可能エネルギー利活用設備を導入し、通常は電力や熱を自ら利用、災害時や停電時は地域へのエネルギー供給を行う事業者に対して、導入経費の一部を補助する。</p> <p>○補助対象 1. 再生可能エネルギー熱利用設備 →地中熱、温度差エネルギー、雪氷熱、太陽熱、バイオマス熱利用設備</p> <p>2. 再生可能エネルギー発電設備 →バイオマス、水力、太陽光＋蓄電池 ※「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度（FIT制度）の認定を受けないものに限る。</p> <p>○補助率 県単独補助・・・補助対象経費の1／3（上限1,000万円） 国補助金併用・・・補助対象経費の1／6（上限1,000万円）</p>
対象と なる方	○補助対象者 県内にある自らの事業所において、補助対象事業を実施する者
問い合わせ 先など	<p>○所管部署 埼玉県 環境部 エネルギー環境課 創エネルギー推進担当 TEL：048-830-3188 E-mail：a3170-02@pref.saitama.lg.jp</p> <p>■関連 URL ・埼玉県エネルギー脱炭素化設備整備費補助金 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/datutanso.html</p>

再生可能エネルギーを活用して災害時の電力を確保したい

No.37

埼玉県

補助金等

支援の名称	県民あんしん共同太陽光発電事業補助
制度の 趣旨・背景	太陽光発電設備と蓄電池を併設する公益的施設を支援することにより、再生可能エネルギーの活用促進と地域の災害対応力の強化を図る。
制度の 内容	<p>○概要 太陽光発電設備と蓄電池を同時に導入し、災害時に地域住民へ発電された電力を提供する公益的施設に対して、導入費用の一部を支援する。</p> <p>○事業内容 (1) 対象となる施設 幼稚園、保育園、自治会館、社会福祉施設など</p> <p>(2) 対象となる設備 太陽光発電設備、蓄電システム（同時設置の場合）</p> <p>(3) 補助対象経費 工事費、設備導入費</p> <p>(4) 補助率 補助対象経費の1/2（上限120万円）</p> <p>(5) その他 災害時等には地域住民へ発電された電力を提供すること</p>
対象と なる方	○補助対象者 公益的施設を設置する市町村、法人又は団体
問い合わせ 先など	<p>○所管部署 埼玉県 環境部 エネルギー環境課 住宅等省エネルギー推進担当 TEL：048-830-3068 E-mail：a3170-03@pref.saitama.lg.jp</p> <p>■関連URL（県民あんしん共同太陽光発電事業補助制度） https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/kemminanshin.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.38

滋賀県

補助金等

支援の名称	省エネ・再エネ等推進加速化事業
制度の趣旨・背景	CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進、地域経済の活性化および災害時における代替エネルギーの確保等の防災対策を推進する観点から、事業所等における再生可能エネルギー等の導入を促進するため、中小企業者等が再生可能エネルギー等の設備を導入する場合、これに要する経費の一部を補助します。
制度の内容	<p>○補助対象事業</p> <p>県内の事業所等において以下の再生可能エネルギー等の設備を導入する事業であって、補助対象経費の総額が60万円以上となる事業</p> <p>○対象設備</p> <p>①発電設備：太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電 ②熱利用設備：太陽熱利用、バイオマス熱利用、地中熱利用、下水熱利用、その他熱利用 ③燃料製造設備：バイオマス燃料製造 ④革新的なエネルギー高度利用技術：ガスコージェネレーション、燃料電池 ⑤蓄電池（発電設備（太陽光発電を除く。）と併設または既設発電設備に接続する場合に限る。） ⑥次世代自動車+V2H（福祉避難所のみ対象。） ⑦V2H単体</p> <p>○要件</p> <p>(1) 発電設備で発電した電力は自家消費すること。ただし、余剰電力の売電は差し支えない。なお、1事業所あたり、年間3,600kWh以上の電力を自家消費すること。 (2) 発注（契約）先および施工業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、県内に発注または施工できる事業者がない場合は、県外事業者も可とする。 ※その他、対象設備ごとに規模等の要件あり。</p> <p>○補助金の額等</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の1/3以内（限度額は10万円～200万円） ただし、福祉避難所は補助率1/2以内（限度額は75万円～300万円） 太陽光発電は、太陽光発電の定格出力1kWあたり7万円（福祉避難所は10万円）を限度 蓄電池単体は、蓄電容量1kWhあたり5万円（福祉避難所は7万円）を限度
対象となる方	以下のいずれにも該当する者 (1) 中小企業者等であって、滋賀県内に事業所等を有する事業者 (2) 県税に滞納がない事業者 等
問い合わせ先など	<p>○所管部署</p> <p>滋賀県 総合企画部 CO・ネットゼロ推進課 TEL：077-528-3091 E-mail：cg02@pref.shiga.lg.jp</p> <p>○関連URL（滋賀県CO・ネットゼロ推進課H.P.） http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/sougoukikakubu/energyseisakuka/index.html</p>

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.39

滋賀県

補助金等

支援の名称	PPA 等普及促進事業													
制度の 趣旨・背景	CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進、災害時における電力確保等の防災対策を推進する観点から、事業所等における自家消費型の太陽光発電設備と蓄電池の導入を促進するため、オンサイトPPAモデルおよびファイナンスリースによる「初期投資ゼロ」で太陽光発電設備および蓄電池を導入する事業に対して補助します。													
制度の 内容	<p>○補助対象事業および補助金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>導入施設</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自家消費型太陽光発電設備、蓄電池の導入</td> <td>中小企業等</td> <td>補助対象経費 1/3 以内 7万円/kW（4万円/kW）</td> <td>100万円 （60万円）</td> </tr> <tr> <td>指定避難所</td> <td>補助対象経費 1/2 以内 10万円/kW（6万円/kW）</td> <td>150万円 （90万円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は、蓄電池を購入し、太陽光発電設備のみ PPA モデルまたはファイナンスリースにて導入する場合の金額。</p> <p>○補助対象経費 設備費、本工事費、付帯工事費</p> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金相当額は月々の電気料金から割り引くなど対象事業の需要家に還元すること。 ・対象事業の需要家が県内の中小企業等または指定避難所であり、県税の滞納がないこと。等 			対象事業	導入施設	補助率	補助上限額	自家消費型太陽光発電設備、蓄電池の導入	中小企業等	補助対象経費 1/3 以内 7万円/kW（4万円/kW）	100万円 （60万円）	指定避難所	補助対象経費 1/2 以内 10万円/kW（6万円/kW）	150万円 （90万円）
対象事業	導入施設	補助率	補助上限額											
自家消費型太陽光発電設備、蓄電池の導入	中小企業等	補助対象経費 1/3 以内 7万円/kW（4万円/kW）	100万円 （60万円）											
	指定避難所	補助対象経費 1/2 以内 10万円/kW（6万円/kW）	150万円 （90万円）											
対象と なる方	オンサイトPPAモデル・ファイナンスリースにより、太陽光発電設備、蓄電池の導入を行う発電事業者（なお、補助金相当額は月々の電気料金から割り引くなど需要家に還元すること。）													
問い合わせ 先など	<p>○所管部署 滋賀県 総合企画部 CO・ネットゼロ推進課 TEL：077-528-3091 E-mail：cg02@pref.shiga.lg.jp</p> <p>○関連 URL（滋賀県CO・ネットゼロ推進課 H.P.） http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/sougoukikakubu/energyseisakuka/index.html</p>													

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.40

奈良県

補助金

支援の名称	スマートハウス普及促進事業
制度の趣旨・背景	住宅における創エネ・蓄エネ設備の導入を支援することにより、緊急時のエネルギー対策の強化を図る。
制度の内容	<p>○概要 緊急時のエネルギー対策強化を図るため、県が定める蓄エネ・創エネ設備を設置する場合に、その経費の一部を補助。</p> <p>○制度内容 (1) 補助対象事業 ① 定置用リチウムイオン蓄電池（太陽光発電設備併設が条件） ② エネファーム（自立運転機能付き） ③ 太陽熱利用システム（自然循環型、強制循環型） ④ ネットゼロエネルギーハウス (2) 補助対象経費 初期投資経費の一部から当補助金以外の補助金の額を控除した額 【予算：21,610千円】</p>
対象となる方	県内に居住する個人（予定も含む）
問い合わせ先など	<p>○所管部署 奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 TEL：0742-27-8016</p> <p>○関連 URL ・スマートハウス普及促進事業 https://www.pref.nara.jp/43555.htm</p>

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.41

愛媛県

補助金等

支援の名称	再生可能エネルギー及び水素エネルギー導入可能性調査事業費補助
制度の趣旨・背景	太陽光以外の再生可能エネルギーは、資源調査に時間や経費がかかることもあって導入が進んでいないことから、事業検討を後押しするため、バイオマスや小水力等の再生可能エネルギー及び水素エネルギーを活用した事業の導入可能性調査に対する補助を実施します。
制度の内容	<p>○事業内容</p> <p>再生可能エネルギー及び水素エネルギーの導入促進を図るため、民間企業等が実施する導入可能性調査に要する経費に対して補助を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 風力発電（20kw未満）、小水力発電（1,000kw以下）、バイオマス発電・熱利用、地熱発電、潮流発電及び水素エネルギーの導入に向けた可能性調査 ・補助の方法 補助対象経費の1/2（上限2,000千円）
対象となる方	<p>○補助対象者</p> <p>市町、法人、個人、団体</p>
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>愛媛県 県民環境部 環境政策課 温暖化対策グループ TEL：089-912-2349</p> <p>■参考URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー及び水素エネルギー導入可能性調査事業 https://www.pref.ehime.jp/h15600/energy/kanouseichousa.html

地元経済を担う中小企業の事業活動の促進と安定を図りたい

No.42

青森県

補助金等

支援の名称	創業・成長産業推進金融対策事業
制度の趣旨・背景	県経済の活性化が期待される分野の取組の加速化に向け、県特別保証融資制度「選ばれる青森」への挑戦資金のうち、創業や成長産業分野等に係る取組に対して、信用保証料の一部を県が補助します。
制度の内容	<p>○事業概要</p> <p>県特別保証融資制度「選ばれる青森」への挑戦資金のうち、創業や成長産業分野等に係る取組に対して、信用保証料の一部を県が補助します。</p> <p>○条件</p> <p>融資限度額：5千万円</p> <p>融資期間：運転10年以内（うち据置期間2年以内） 設備15年以内（うち据置期間3年以内）</p> <p>融資利率：年1.1%</p> <p>（創業する事業のうち、女性・U I Jターンによる場合には0.9%） （各市町村が設置する創業相談窓口を利用し融資を受ける場合には1.0%） （雇用創出要件を満たす場合には0.9%又は0.7%） （3者連携協定（21あおり産業総合支援センター、青森県産業技術センター、青森県信用保証協会）に関する融資を受ける場合には1.0%） （金融機関提案枠の場合には上限1.1%として各金融機関が定める利率）</p> <p>信用保証料：所定の保証料率（0.45～1.90%）の30%又は40%を県が補助</p>
対象となる方	<p>○補助対象</p> <p>①創業、②県の推進する戦略等に基づく重点推進分野 ③法令認定・補助採択事業、④新分野進出、⑤新商品・新技術等の開発・事業化 ⑥再生可能エネルギー発電設備導入 ⑦働き方改革推進事業の一部、⑧生産性向上を図る取組の一部 ⑨デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する取組の一部 ⑩SDGsの達成に資する取組の一部 ⑪事業承継特別保証利用かつ経営者保証コーディネーター確認 ⑫経営承継借換関連保証を利用したもの、⑬金融機関提案枠 ただし、いずれの場合も太陽光発電設備の導入に係る事業を除く。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 青森県 商工労働部 商工政策課 TEL：017-734-9368（直通）</p> <p>■関連URL</p> <p>・県と市町村が保証料等を補助します http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi_renkei_shichoson.html</p>

地元金融機関として地域の事業継続性を高めたい

No.43

京都府

情報提供

支援の名称	連携型BCPに向けた京都府と地元4金融機関との意見交換会の開催
制度の趣旨・背景	京都府と京都銀行との包括協定を契機に、京都府信用金庫協会の会員3信用金庫を加えた4金融機関で意見交換会を開催し、平成28年3月29日に府と4金融機関で相互支援協定を締結しています。地元金融機関による連携型BCPについて府としても協力、支援を行います。
制度の内容	<p>○検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携型BCPの組織体制 ・災害時の情報集約（被害状況（店舗、ATM）の取りまとめ） ※情報集約について図上訓練を実施 ・災害時の金融機関の共同運用（仮店舗の共同出店、メール便の共同運行） ・現金輸送車両及び移動型店舗車両の緊急通行車両としての登録 等 <p>○開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26.10.29～R4.3.8（計19回開催）
対象となる方	<p>○構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座長：名古屋工業大学大学院工学研究科 渡辺 研司 教授 （株）京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、 京都府危機管理部災害対策課 オブザーバー：日本銀行京都支店、財務省近畿財務局京都財務事務所
問い合わせ先など	<p>○所管 京都府 危機管理部 災害対策課 TEL：075-414-4475 E-mail：saigaitaisaku@pref.kyoto.lg.jp</p>

中小企業に対する災害時融資制度により事業継続を支援したい

No.44

山梨県

資金融資

支援の名称	<p>山梨県商工業振興資金 経済変動対策融資（経済危機災害復旧関係）</p>
制度の趣旨・背景	<p>災害発生時の企業活動の停止や売上減などに対応した融資制度です。</p>
制度の内容	<p>○事業概要 県と金融機関が協調し、原則として県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。 県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利率・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。 金融機関に申し込み、金融機関と県信用保証協会の審査の後、融資が実行されます。</p> <p>○予算（融資枠） 90億円（経済変動対策融資全体の融資枠）</p> <p>○条件等 年利1.4%、貸付限度額設備運転共5,000万円、償還期間設備運転共10年以内（据置1年以内（融資対象の③にあっては2年以内））</p> <p>○主な実績 令和2年度 経済危機・災害復旧関係 776件、18,932,900千円</p>
対象となる方	<p>○融資対象 県内に事業所があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者、組合及びNPO法人で、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 経済産業大臣が指定する地域内において、1年以上の事業実績があり、災害等の影響を受けた後原則として1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる者</p> <p>② 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第2条第1項の規定に基づく指定区域内において、1年以上の実績があり、かつ、同法の指定災害により直接被害を受けた者</p> <p>③ 大規模な経済危機又は災害等により、中小企業信用保険法第2条第6項で定める特例中小企業者として認定を受けた者</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 山梨県 産業労働部 産業振興課 TEL：055-223-1537 E-mail：sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp</p> <p>■関連URL（山梨県の融資制度「商工業振興資金」） https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-sin/sinkousikin/sinkousikin.html</p>

中小企業に対する災害時融資制度により事業継続を支援したい

No.45

愛媛県

資金融資

支援の名称	チャレンジ企業支援資金
制度の趣旨・背景	前向きな投資にチャレンジする方を応援します。
制度の内容	<p>○事業概要</p> <p>一定の要件を満たしていると県が評価した事業継続計画（BCP）に基づき、災害の事前防止や復旧等に対応した施設・設備の導入や改善、又は資機材や燃料の備蓄等を行う際に低利の融資を行う。</p>
対象となる方	愛媛県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種を営む中小企業者及び組合
問い合わせ先など	<p>○所管 愛媛県 経済労働部 経営支援課 TEL：089-912-2480</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ企業支援資金の設備資金について https://www.pref.ehime.jp/h30300/1624/documents/echarenji-rishi.pdf

データセンターやコールセンターを分散・増設したい

No.46

北海道

補助金等

支援の名称	企業立地促進費補助金 (データセンター事業、コールセンター事業)
制度の趣旨・背景	北海道内でのデータセンターやコールセンターの新増設に対する補助を行います。
制度の内容	<p>○助成内容</p> <p>(1) 道内全域（札幌市を除く）を対象とするもの データセンター事業の助成額は以下になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型（対象要件：投資額10億円以上、雇用増5人以上） 新設の場合は投資額×10%（限度額3億円） 増設の場合は投資額×5%（限度額1億5千万円） ・環境配慮型（対象要件：投資額20億円以上、雇用増5人以上） 新設の場合は投資額×10%（限度額5億円） 増設の場合は投資額×5%（限度額2億5千万円） <p>(2) 特別対策地域および地域未来投資促進法適用地域 （対象要件：投資額2千5百万円以上、雇用増5人以上） データセンター事業・コールセンター事業の助成額は以下になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資額×4%（限度額1億円） ・雇用増1人当たり50万円（6人目から支給、限度額5千万円） ・特別対策地域に該当し、かつ地域未来投資促進法適用地域特例 投資額×8%（限度額1億円）
対象となる方	<p>○対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンター事業 ・コールセンター事業 <p>○対象地域</p> <p>①特別対策地域 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの地域関係開発法の適用地域です。</p> <p>②地域未来投資促進法適用地域（札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限る）は「地域未来投資促進法」に基づき国の同意を得た基本計画を作成した地域をいいます。</p> <p>※特認事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 TEL：011-204-5328 E-mail：keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp</p> <p>○関連URL ・北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成制度の概要 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.html</p>

地域の情報通信ネットワークづくりに貢献したい

No.47

北海道

補助金等

支援の名称

地域づくり総合交付金 (生活環境整備・地域づくり事業)

制度の
趣旨・背景

「地域づくり総合交付金」は、北海道地域振興条例に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、平成22年度からスタートした制度です。

地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業を支援するものです。

制度の
内容

○事業内容

市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む、事業の趣旨に合致した取組に対して交付金を交付します。(このメニューについては、ソフト系事業のみ対象)

○交付限度額

事業主体	上限額	下限額
単一市町村	500万円	50万円
一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円	
総合振興局長・振興局長が適当と認める者	300万円	10万円

対象と
なる方

○交付対象者

総合振興局・振興局長が適当と認める者

※本道では、14の総合振興局・振興局を置き、地域の総合出先機関としてこの交付金の事業採択や交付決定を行っています。

○交付対象事業

地域情報化推進事業

問い合わせ
先など

○所管

北海道 総合政策部 地域創生局 地域政策課

TEL：011-206-6404（直通）

○関連URL

・地域づくり総合交付金

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.htm>

地域の防災力向上に役立ちたい

No.48

愛知県

情報提供

支援の名称	防災学習システムによる情報提供
制度の趣旨・背景	南海トラフ地震の被害予測や建物倒壊のシミュレーションなど、視覚的に行う防災啓発です。
制度の内容	<p>○事業概要 住んでいる地域周辺の防災マップの閲覧、東海・東南海地震が起こったときの自宅の様子をシミュレーションする建物倒壊シミュレータ、地域の防災情報や安全情報についてみんなで書き込み共有できる地域防災の広場、防災に関する各種ビデオコンテンツの閲覧を行うことができます。</p> <p>○予算 当初整備費 2,918万円</p> <p>○支援内容 愛知県民の防災学習</p> <p>○主な実績 提供時期 通年 利用実績 アクセス件数 年間平均82,536件（平成20年度～令和2年度）</p>
対象となる方	<p>○対象者 愛知県にお住まいの方</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 愛知県 防災安全局 防災部 防災危機管理課 TEL：052-954-6190 E-mail：bosai@pref.aichi.lg.jp</p> <p>○関連 URL ・愛知県防災学習システム https://www.quake-learning.pref.aichi.jp/</p>

本社等の重要拠点を移転・分散させたい

No.49

滋賀県

税制優遇

支援の名称

滋賀県本社機能移転促進プロジェクト

制度の
趣旨・背景

本県への新たな人の流れを生み出し、雇用の機会を創出するため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を促進します。

制度の
内容

- 優遇措置を受ける条件等
- ・県の地域再生計画に基づき、事業者が「整備計画」を作成し、県の認定を受けること。
- 【認定を受ける条件】
- ・移転・拡充により増加する本社機能に従事する従業員数が5人以上（中小企業は1人以上）
 - ・移転型の場合は増加従業員の過半数が東京からの移転であること
 - ・滋賀県本社機能移転促進プロジェクトで示す、地方活力向上地域内において整備計画を立てること

○事業や制度の概要

1 国税（法人税） ※全国一律

	移転型（東京23区からの移転）	拡充型（他地域からの移転又は県内企業の拡充）
1) オフィス減税	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：取得価格2,500万円（中小企業1,000万円）以上 ・内容：建物、附属設備等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7% 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：同左 ・内容：建物、附属設備等の取得価額に対し特別償却15%又は税額控除4%
2) 雇用促進税制	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：特定業務施設における雇用者増加 ・内容：特定業務施設における雇用者増加数1人あたり年間最大90万円の税額控除（3年間1人あたり最大170万円） ※適用のための諸条件有 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：特定業務施設における雇用者増加 ・内容：特定業務施設における雇用者増加数1人あたり年間最大30万円の税額控除 ※適用のための諸条件有

2 地方税（県税）

	移転型（東京23区からの移転）	拡充型（他地域からの移転又は県内企業の拡充）
	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税 課税免除 ・事業税 初年度（1/2） 2年目（3/4） 3年目（7/8） 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税（本来税率の1/10）

○実績

認定案件 拡充型15件（令和4年3月現在）

対象と
なる方

滋賀県本社機能移転促進プロジェクトで示す、地方活力向上地域内へ移転する企業及び事業拡充する企業

問い合わせ
先など

○所管部署

滋賀県商工観光労働部企業立地推進室

TEL：077-528-3792

E-mail：<mailto:cg02@pref.shiga.lg.jp>

■関連URL（地域再生計画「滋賀県本社機能移転促進プロジェクト」について）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17924.html>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地元で貢献できる建設業を続けていきたい

No.50

徳島県

格付け・表彰

支援の名称	徳島県建設業BCP認定制度
制度の趣旨・背景	「南海トラフ巨大地震」の発生が切迫する本県では、大規模災害発生時に建設企業の活躍が大いに期待される場所であり、個々の建設企業が自社の事業の継続や早期回復を目指すだけでなく、被災後の道路啓開作業をはじめとする復旧活動を迅速に行うためには、あらかじめBCPを策定し、体制を整えておくことが重要となります。
制度の内容	<p>○支援策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業に特化した本県独自の「BCP作成ガイド」の策定 「徳島県建設業BCPの作成ガイド（令和3年度版）」 建設業BCP策定のための実行力向上研修及び説明会の開催 建設業BCP認定制度に関する「相談窓口」の設置 <p>○実績（令和4年4月1日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定企業 120社（四国建設業BCP等審査会の認定企業含む。） <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木一式工事の格付けが「特A級」及び「A級」の県内企業のみが参加する総合評価落札方式の入札で、認定企業を評価
対象となる方	<p>○対象</p> <p>徳島県内に本社を有する土木一式工事の格付けが「特A級」及び「A級」の建設企業</p> <p>※「四国建設業BCP等審査会」の認定企業については、その有効期間内において、本県建設業BCPの認定企業とみなします。（経常JVとして認定を受けている企業を除きます。）</p>
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>徳島県 県土整備部 建設管理課 TEL：088-621-2523 E-mail：kensetsukanrika@pref.tokushima.jp</p> <p>■参考URL：令和3年度「徳島県建設業BCP」認定企業について https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7205007/</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地元で貢献できる建設業を続けていきたい

No.5 1

愛媛県

格付け・表彰

支援の名称	愛媛県建設業 BCP 等審査
制度の趣旨・背景	建設関連企業の事業継続計画等について審査し、適合した建設関連企業に対する認定証の発行及びその建設関連企業を公表することにより、建設関連企業における事業継続計画の策定を促進し、地域防災力の向上を目的とします。
制度の内容	<p>○認定証の発行 審査部会での審査に適合した申込案件について、審査会にその内容等を諮り、審議の結果により認定証を発行します。</p> <p>○認定証の有効期限 新規は認定証の交付日（審査会開催日と一致）から2年後の月末日、継続更新は交付日（旧認定証の有効期限と一致）から3年後の月末日とします。</p> <p>○認定によるメリット 建設業 BCP の認定業者は、災害時における施工能力の高さが現れたものであることから、設計金額 5,000 万円以上の土木一式工事の総合評価落札方式において加点評価します。</p> <p>○実績 令和4年3月17日現在、約63%の認定率となっています。</p>
対象となる方	<p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛媛県における令和3・4年度一般競争参加資格の内、「一般土木工事」の「S 等級」、「A 等級」及び「B 等級」に認定されている愛媛県内に本店、支店又は営業所を有する建設会社 <p>※愛媛県内に本店を有しない建設会社の県内従業者数は80人以上とします。</p> <p>※「四国建設業 BCP 等審査会（事務局：四国地方整備局）」で既に認定証の交付を受けている建設会社については、認定の有効期間内に限り、本審査要領による「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として認定されているものとします。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 愛媛県 土木部 技術企画室 企画調整グループ TEL：089-912-2646 E-mail：gijutsukikak@pref.ehime.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> えひめ建設業 BCP 等に関する各種お知らせ http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/bcp_index.html 愛媛県建設業 BCP 等審査要綱 https://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/documents/bcpyoukou20220317.pdf

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.52

京都府

情報提供

支援の名称	京都 BCP の推進、京都 BCP 行動指針の策定
制度の趣旨・背景	<p>京都 BCP は、「京都」全体に BCP の考え方を適用し、大規模広域災害等の危機事象時において、京都の活力を維持・向上させるため、地域全体で連携する新たな防災の取組です。京都 BCP を具体化するため、京都 BCP 検討会議を設置し、復旧・復興のベースとなる雇用と経済活動を対象とした「京都 BCP 行動指針」を策定し、平成 26 年府防災会議で決定しました。</p> <p>【京都 BCP 行動指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動指針は、各企業等や行政が取り組むことが望ましい行動のガイドライン ・「平常時」「緊急対応時」「復旧・復興期」のフェーズごとに、リスクの認識、BCP の充実、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）や地域連携の要点について整理
制度の内容	<p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度から「京都 BCP 検討会議」を「京都 BCP 推進会議」に移行 京都 BCP 行動指針を踏まえ、経済界等の意向を確認しながら、企業への普及啓発や BCP の策定を支援していきます。 ・当面の取組 <ul style="list-style-type: none"> 〈連携型 BCP の取組推進〉 経済団体との災害時の情報共有体制の確立、金融機関やライフライン事業者等との連携強化（災害時の情報共有やリエゾン派遣のルール化、災害応急対応の連携、図上訓練の実施等）、長田野工業団地での連携型 BCP の推進、京都 BCP 企業交流会の開催、ISO（国際標準化機構）への参画 〈個別 BCP 策定支援〉 BCP 策定企業の実態調査、BCP 策定支援セミナー・意見交換会の実施等 〈共通事項〉 地域防災計画への反映、広報・啓発事業の実施
対象となる方	<p>○京都 BCP 推進会議構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座長：名古屋工業大学大学院工学研究科 渡辺 研司 教授 京都大学防災研究所 牧 紀男 教授 経済団体、地元金融機関、ライフライン事業者、京都府、京都市 等 <p>○京都 BCP 行動指針対象者 地方自治体、民間事業者</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 京都府 危機管理部 災害対策課 TEL：075-414-4475 E-mail：saigaitaisaku@pref.kyoto.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都 BCP（企業のための防災のページ） https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/kyotobcp/index.html ・京都 BCP 行動指針 https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/kyotobcp/documents/r3kyotobcpshishiin.pdf

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.53

大阪府

技能提供・人材派遣

支援の名称

企業等のBCP策定支援、BCP勉強会・研修会への講師派遣

制度の
趣旨・背景

商工会・商工会議所等と連携して中小企業のBCPの取り組みを支援しています。

制度の
内容

- 【企業】「超簡易版BCP『これだけは！』シート（自然災害対策版）・（新型コロナウイルス感染症対策版）」の公開
事業継続に際し最低限これだけは押さえておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版BCP『これだけは！』シート（自然災害対策版）・（新型コロナウイルス感染症対策版）」を府HPで公開しています。A3サイズの用紙1枚に記入（入力）するだけでBCPの策定が可能です。BCPを策定する人手や時間が足りない方は、BCPの第一歩として、ぜひご活用ください。
 - 【企業】BCPセミナー・ワークショップの開催
商工会・商工会議所等と連携してBCPセミナー・ワークショップを開催しています。
 - 【企業】BCP策定支援（専門家派遣）
大阪府商工会連合会と連携し、専門知識を持った経営指導員及び専門家によるBCP策定の支援をしています。
＜策定支援メニュー＞
 - ① 簡易版BCP策定支援（Aコース）2日間支援 / 費用：無料
地震の発生に備え、従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応に重点を置いた簡易版のBCP策定支援
 - ② BCP策定支援（Bコース）4日間支援 / 費用：30,000円（税抜）
脅威が発生した時の影響を事前に分析し、緊急事態に対処するための組織体制（情報収集、広報、予算管理など）や初動対応に重点を置いたBCP策定支援
 - ③ BCPブラッシュアップ支援（Cコース）2日間支援 / 費用：無料
策定済みのBCPをブラッシュアップ（内容の見直し、訓練の実施など）する支援
 - ④ レジリエンス認証取得準備支援（Dコース）3日間支援 / 費用：無料
内閣官房国土強靱化推進室が制定した「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に基づく“レジリエンス認証”の審査基準の解説や面接審査におけるポイントなどをお伝えするとともに、認証取得に必要な申請手続きについての支援
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル策定支援（Eコース）
2日間支援 / 費用：無料
BCP未策定の事業者様を対象に予防対策・感染者対策・復旧対応に重点をおいたマニュアルの策定支援
- ※本支援制度で策定するBCPの文書に付加する内容となっておりますので過去にAコースもしくはBコースを未利用の場合は、当マニュアル策定後にAコースもしくはBコースを必ず受講していただく必要があります。

	<p>○【中小企業組合・その他】 セミナー・ワークショップへの講師派遣 三井住友海上火災保険株式会社や東京海上日動火災保険株式会社と、大阪府との連携協定に基づき、専門家（コンサルタント）を講師派遣させていただきます。無料です。 地震を想定した模擬訓練（机上訓練）やBCP策定ワークショップなど、メニューのカスタマイズも可能です。</p> <p>○【中小企業組合】 組合BCPの策定支援（専門家派遣） 大阪府が支援機関を通じて専門家を派遣し、組合BCPの策定等を支援いたします。</p>
対象となる方	企業、中小企業組合、その他
問い合わせ先など	<p>○所管 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 経営革新グループ TEL：06-6210-9494</p> <p>■関連URL：中小企業の事業継続計画（BCP） http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/bcp/</p>

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.54

兵庫県

情報提供・技能提供

支援の名称	企業レジリエンス強化のためのBCP・BCM 伴走型支援事業
<p>制度の趣旨・背景</p>	<p>大規模災害等の発生時において、企業はサプライチェーンの断絶や販路縮小、感染症罹患による従業員の出勤困難等様々な課題に直面するため、事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の実践がきわめて重要になる。</p> <p>そのため兵庫県では、①質の高いBCPの策定（事業継続の国際標準規格であるISO22301の認証取得に準拠）、②BCMの確立・実践を基本方針として伴走型支援を行い、災害時にもしなやかに立ち直る企業のレジリエンスを強化させる。</p>
<p>制度の内容</p>	<p>【スタンダード】</p> <p>○Step1 BCP/BCMを理解する</p> <p>■啓発セミナー〔10回開催/3h〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BCP及びBCMの必要性や策定ポイント、BCP発動事例等を理解 ・セミナー修了後に専用ブースで個別相談 <p>○Step2 BCPを策定する</p> <p>■BCP策定講座〔20回開催/8h〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価や事業継続戦略等を踏まえ、その場で実践的なBCPを策定 ・受講後はメールで個別サポート <p>○Step3 BCP/BCMを実践する</p> <p>■机上演習、社内研修・内部監査支援〔5回開催/2h+3h〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シナリオに基づく演習で実効性検証 ・ISO22301を目標にBCMを確立 <p>〈注意〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステップ1～3はそれぞれ別の日程で開催。 ・ステップ2・3のみの受講も可能ですが、ステップ1とセットでの受講を推奨。 <p>【プレミアム】</p> <p>○宿泊研修〔1泊2日〕</p> <p>■上記Step1～3+発展的内容+防災体験+参加者交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタンダードの3コースを凝縮して実施（発展的内容を追加） ・参加者交流会を通じて異業種間での繋がりを構築 ・兵庫県広域防災センター敷地内に新設する宿泊研修棟を活用して実施
<p>対象となる方</p>	<p>○経営者または経営中枢の幹部（推奨）</p> <p>○BCP/BCMは組織全体での取組であることを理解されている方</p> <p>○策定後も定期的にフォローアップを実施できる企業等</p> <p>○兵庫県内に事業所を置く企業等（医療法人や社会福祉法人等も含む。）</p>
<p>問い合わせ先など</p>	<p>○所管 兵庫県 危機管理部 防災支援課 TEL：078-362-4336 E-mail：bousaishien@pref.hyogo.lg.jp</p>

災害後も、商工業を早期に再開するための準備を進めたい

No.55

高知県

情報提供

支援の名称	商工業者のBCP策定支援
制度の趣旨・背景	平成21年4月に策定した「南海地震対策行動計画」において、事業継続計画（BCP）策定の促進を位置づけ、平成22年6月には、官民協働で「高知県事業継続計画（BCP）策定推進プロジェクト」を立ち上げ、セミナーの開催等、県内事業者のBCP策定の支援を行っている。令和4年度からの「第5期南海トラフ地震対策行動計画」においては、令和6年度末に従業員50人以上の商工業者でBCP策定率100%、従業員20人以上49人以下の商工業者で事業継続力強化計画の策定率37%を目標とし、策定促進に取り組んでいる。
制度の内容	<p>○商工業事業継続計画策定支援事業 南海トラフ地震等の自然災害や新型コロナウイルスの発生時に、県内の商工業者ができるだけ早期に事業を再開・継続していくことができるよう、BCP（事業継続計画）の策定とその実効性を高めるためのBCM（事業継続マネジメント）の促進を支援する。</p> <p>○商工業事業継続力強化計画策定支援事業 中小企業が行う防災・減災対策に関する事前計画である「事業継続力強化計画」の策定を支援することで、自然災害等の発生時における事業活動への影響軽減と事業継続を図る。</p> <p>○高知県BCP策定推進プロジェクト 平成22年6月に高知県、高知商工会議所、TKC四国会高知支部、東京海上日動火災保険(株)、日新火災海上保険(株)との間で締結した協定に基づき、県内事業者に対してBCPの策定を官民協働で支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画（BCP）策定の必要性についての普及・啓発 ・県内事業者に対する講演会、セミナーの企画・開催 ・事業継続計画（BCP）策定支援のための人材育成 ・県内事業者の事業継続計画（BCP）策定に対する支援、アドバイス 等 <p>○実績 従業員50人以上の商工業者 BCP策定率77.6%（令和4年3月）</p>
対象となる方	県内商工業者
問い合わせ先など	<p>○所管 高知県 商工労働部 商工政策課 TEL：088-823-9692 E-mail：151401@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>○関連URL ・事業継続計画（BCP）策定支援のご案内 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151401/bcp-sienn.html</p>

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.56

鹿児島県

補助金等

支援の名称	<h2>中小企業経営バックアップ強化事業 (BCP 策定・BCM 支援)</h2>
制度の趣旨・背景	<p>風水害、感染症などの経営環境が一変する緊急事態が、鹿児島県でも発生しています。平素からの事業継続の備えを怠った場合、事業復旧の遅れや消費者の購買意欲の減退などにより、売上の急激な減少に見舞われ、事業の縮小や廃業が増える恐れが高まることから、中小企業の事業継続のための支援を強化するため、事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）に関する支援を実施します。</p>
制度の内容	<p>○事業や制度の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① セミナー開催 BCP策定や計画策定以後のBCMに関するセミナーを開催。 ② アドバイザーによる支援 委託先に配置するアドバイザーが、セミナー参加企業等を個別訪問し、BCP策定や計画策定以後のBCMに関する相談・助言を行う。 ③ BCP 策定補助金 中小企業者に対し自然災害・感染症等に対応したBCP策定等に要する経費の一部を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者：県内中小企業者 ・補助金総額：2,500 千円 ・補助率：1/2（1 企業あたり上限 500 千円×5 件） ・補助対象経費：BCP策定計画にかかる専門家謝金・旅費 など <p>○実績 (令和3年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー 全2回開催（7/9, 7/15） 参加人数 151 名 ・アドバイザーによる支援 16先83回 ・BCP 策定補助金 県内企業5社に助成
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ○ BCP 策定・BCM 支援セミナー：県内企業 ○ アドバイザーによる支援：県内企業 ○ BCP 策定補助金：県内中小企業
問い合わせ先など	<p>○所管部署 鹿児島県 商工労働水産部 中小企業支援課 TEL：099-286-2951 E-mail：shien@pref.kagoshima.lg.jp</p> <p>○関連 URL https://www.pref.kagoshima.jp/af02/sangyo-rodo/syoko/shien/bcp_announcement.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネ ル ギ ー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------------------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

従業員の命を守るとともに、事業の早期復旧につなげたい

No.57

高知県

補助金等

支援の名称	中小企業耐震診断等支援事業費補助金
制度の 趣旨・背景	<p>南海トラフ地震が発生した際に、従業員の命を守るとともに県経済及び雇用への影響を最小限に抑え、早期復旧と事業継続につなげるために、県内中小企業の事務所、工場等の耐震化の促進に取り組んでいる。令和4年度からの「第5期南海トラフ地震対策行動計画」においては、令和6年度末に従業員50人以上の製造業を営む企業における耐震化率80%を目標とし、耐震化の促進に取り組んでいる。</p>
制度の 内容	<p>県内で製造業を営む中小企業者が耐震診断・耐震設計（建替設計含む）を行う際の経費の一部を補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象事業 <ol style="list-style-type: none"> ①耐震診断 ②耐震設計(建替設計を含む) 2 対象建築物 <p>製造業を営むための事務所・工場等で、昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること</p> 3 補助率／補助限度額 <ol style="list-style-type: none"> ①耐震診断：2/3以内／133.3万円（耐震診断以外の費用（設計図書の復元、第三者機関の判定等）を要する場合は、当該費用に3分の2を乗じ、1,000円未満を切り捨てて得た額を上限100万円まで加算することができる） ②耐震設計：2/3以内／200万円 4 補助要件 <p>耐震診断及び耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会等の評定を受け、適切と評価を受けること等</p> 5 実績 <p>製造業を営む中小企業（従業員50人以上）の耐震化率60.4%</p>
対象と なる方	<p>県内で製造業を営む中小企業者であって、BCPを策定しているもの</p>
問い合わせ 先など	<p>○所管 高知県 商工労働部 商工政策課 TEL：088-823-9692 E-mail：151401@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>■関連URL ・高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金交付要綱の制定について http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151401/taisinnsinndann.html</p>

地域の交通・物流を守り続けられる拠点を設けたい

No.58

北海道

補助金等

支援の名称

企業立地促進費補助金（高度物流関連事業）

制度の
趣旨・背景

北海道内での高度物流施設の新増設に対する補助を行います。

制度の
内容

- 助成内容
- (1) 道内全域（札幌市を除く）を対象とするもの
- ・対象要件
投資額20億円以上、雇用増20人以上
 - ・助成額
新設の場合は投資額×10%（限度額5億円）
増設の場合は投資額×5%（限度額1.5億円）
- (2) 特別対策地域および地域未来投資促進法適用地域
（対象要件：投資額2千5百万円以上、雇用増5人以上）
- ・投資額×4%（限度額1億円）
 - ・雇用増1人当たり50万円（6人目から支給、限度額5千万円）
 - ・特別対策地域に該当し、かつ地域未来投資促進法適用地域特例
投資額×8%（限度額1億円）

対象と
なる方

- 対象業種
- ・高度物流関連事業
次の各号に掲げる要件を満たす施設において行う事業をいいます。
ア 容積が5,000 m³以上の一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫若しくは貯蔵槽倉庫又は容積が3,000 m³以上の冷蔵倉庫(食料品の温度の管理の用に供するものに限る)を有する施設。
イ 自動仕分装置、自動搬送装置、垂直型連続運搬装置、自動化保管装置、電動式密集棚装置、貨物保管場所管理システム等など自動制御又は遠隔制御を行うことができる設備を有する施設。
ウ 取引先と商取引に関するデータを電子的に交換するデータ交換システム等の設備を有する施設。
エ 流通加工の用に供する設備を有する施設。
オ 太陽光、風力等の再生可能エネルギーによる発電システム若しくは、外気、雪氷、地中熱等の自然エネルギーによる冷暖房システム等を有する施設。
- 対象地域
- ・道内全域（札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限る。）

問い合わせ
先など

- 所管
北海道 経済部 産業振興局 産業振興課
TEL：011-204-5324
E-mail：keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp
- 関連 URL
- ・北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成制度の概要
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinjojoseido.htm>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の交通・物流を守り続けられる拠点を設けたい

No.59

岩手県

補助金等

支援の名称	三陸鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金
制度の趣旨・背景	三陸鉄道の安全性の向上を図るため、三陸鉄道株式会社が実施する輸送設備等の整備に対し補助を行うものです。
制度の内容	<p>○概要 整備の実施については、「地域公共交通活性化・再生法」による「鉄道事業再構築実施計画」に基づき、国の重点的な支援制度を活用し、進めることとしています。</p> <p>平成25年度より、鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対する国の補助率が1/3から1/2に拡充されたことにより、国1/2、県1/4、市町村1/4の補助率により補助を実施しているものです。</p> <p>※財政力指数が0.46以上となった場合は、国の補助率は1/2から1/3となること。</p> <p>○令和4年度予算額 8,386万円</p> <p>○補助内容（助成率） 国1/2（1/3）、県1/4（1/3）、市町村1/4（1/3） （※市町村の財政力指数によっては助成率を括弧内のおりとする場合もあり）</p> <p>○主な実績 令和3年度は線路設備（橋りょう改修）、信号保安設備（遮断機更新）、保安通信設備（通信ケーブル更新）等の整備費を補助。</p> <p>【取組イメージ】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>通信ケーブル更新</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>橋りょう改修</p> </div> </div>
対象となる方	○対象事業者 三陸鉄道株式会社
問い合わせ先など	○所管 岩手県 ふるさと振興部 交通政策室 TEL：019-629-5206 E-mail： ab0013@pref.iwate.jp

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の交通・物流を守り続けられる拠点を設けたい

No.60

埼玉県

補助金等

支援の名称	鉄道安全輸送設備整備費補助
制度の 趣旨・背景	地域鉄道として重要な役割を果たしている秩父鉄道の輸送の安全性向上を図るため、秩父鉄道(株)が実施する輸送設備の整備に対して補助を行うものです。
制度の 内容	<p>○予算 57,000 千円</p> <p>○補助内容 対象事業費の 1/6 を上限とする。</p> <p>○主な実績 令和 3 年度：57,000 千円 継電連動装置更新、コンクリート枕木化等 令和 2 年度：57,000 千円 マルチプルタイタンパー更新（令和3年度に繰越） 令和 元 年度：30,253 千円 継電連動装置更新、コンクリート枕木化等 平成 30 年度：23,333 千円 継電連動装置更新、重軌条交換</p>
対象と なる方	○対象設備 安全性の向上に資する設備の整備。継電連動装置の更新及び重軌条交換等
問い合わせ 先など	○所管 埼玉県 企画財政部 交通政策課 TEL：048-830-2227 E-mail： a2220-03@pref.saitama.lg.jp

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

中小企業者に対する災害時融資制度により事業継続を支援したい

No.61	福岡県	補助金等
支援の名称	鉄道駅舎等耐震改修事業費補助金	
制度の 趣旨・背景	震災時に避難場所となる主要ターミナル駅に対し、耐震補強工事に要する経費の一部を補助することにより、列車の安全運行並びに駅の利用者の安全確保を図るとともに、発災時における緊急応急活動の機能を確保することを目的とする。	
制度の 内容	<p>○令和3年度予算（当初予算） 89,651千円</p> <p>○補助内容 耐震補強工事に要する経費の1/6。</p> <p>○補助対象駅（令和3年度） 2駅</p> <p>○条件等 国が補助対象とした鉄道駅の耐震補強工事のみに対象を限定。また、地元市町村の補助額を補助上限額とします。</p> <p>○主な実績（予算ベース） 令和2年度 1駅 に対し補助を実施。 令和元年度 2駅 に対し補助を実施。 平成30年度 3駅 に対し補助を実施。 平成29年度 3駅 に対し補助を実施。 平成28年度 3駅 に対し補助を実施。 平成27年度 3駅 に対し補助を実施。（整備完了 1駅）。</p>	
対象と なる方	○対象駅 福岡県内の乗降客が一日平均1万人以上の高架駅であって、かつ折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅	
問い合わせ 先など	○所管部署 福岡県 企画・地域振興部 交通政策課 TEL：092-643-3693 E-mail：kousei@pref.fukuoka.lg.jp	

外国人が安心して旅行できる環境を整えたい

No.62

大阪府

情報提供

支援の名称	外国人旅行者の安全確保に関する取組
制度の趣旨・背景	<p>外国人旅行者が、安心・安全に大阪の旅行や観光を楽しんでいただけるよう、災害時などに外国人旅行者自らが、身を守るために必要な情報を入手できる環境づくりと、その情報を活用して適切な行動につなげられるよう、観光施設や宿泊施設等における支援体制の構築を図る取組を進めています。</p>
制度の内容	<ol style="list-style-type: none"> 外国人旅行者向けの「緊急時お役立ちポータルサイト」について 災害情報や医療機関情報などを集約した「緊急時お役立ちポータルサイト” Emergency”を運営しています。” Emergency” は公益財団法人大阪観光局が運営する観光情報サイト「Osaka Info」に5言語で掲載。 「府内観光関連事業者向け 災害時における外国人旅行者 支援フロー（案）」等について ▶ 相互の連絡調整体制の構築を図ることを目的として、「府内観光関連事業者向け 災害時における外国人旅行者 支援フロー（案）」を作成。また、「支援フロー（案）」に記載されている内容から、特に知っておいていただきたい内容について、支援に活用できるツールなどの便利情報とあわせて分かりやすく掲載したガイドラインを作成。 大阪府内の「外国人患者受入れ可能な医療機関」について スムーズに医療機関にアクセスできるよう、医療機関の協力のもと、外国人患者の受入れが可能な医療機関を選定し、大阪府のホームページにて公開。 大阪府多言語情報ウェブサイト・アプリ「Osaka Safe Travels」について 災害時に外国人旅行者が必要な情報を「迅速」「的確」「わかりやすく」、12言語で提供するウェブサイト及びスマートフォンアプリ。災害等の状況を知り、次の行動をとるのに必要な、災害や緊急避難場所、鉄道、空港などの情報を一元的に提供。併せて、広報カードを作成し、府内観光案内所等で配布。 宿泊施設との「災害時における旅行者の受入れ等に関する協定」について 大地震などの自然災害発生により、移動が困難となった来阪外国人旅行者をはじめとする旅行者の安全を確保するため、宿泊施設を旅行者の一時滞在スペースとして活用できるよう、大阪市と連携して市内の宿泊施設と旅行者の受入れに関する協定を締結し、連携体制の構築を促進。
対象となる方	外国人旅行者
問い合わせ先など	<p>○所管 大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課 観光環境整備グループ TEL：06-6210-9314 観光振興グループ TEL：06-6210-9331 大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 国際課 国際化推進グループ TEL：06-6210-9309</p> <p>○関連 URL（外国人旅行者の安全確保事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/gaikokujinbousai/index.html ・ http://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/osakasafetravels/index.html

地域で自立した食料供給に貢献したい

No.63

岐阜県

補助金等

支援の名称	農地等の地域資源を守る共同活動の推進 (多面的機能支払交付金)
制度の 趣旨・背景	<p>【農地維持支払活動支援】 地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保安全管理活動及び地域資源の適切な保安全管理のための推進活動を行う活動組織等に対し、市町村を通して支援します。</p> <p>【資源向上支払活動支援】 地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う活動組織等に対し、市町村を通して支援します。</p>
制度の 内容	<p>○予算 R4年度県予算額 13.5 億円（県 4.5 億円）</p> <p>○補助率（国50%、県25%、市町村25%）</p> <p>【農地維持支払交付金】 田3,000（県750）円／10a 等</p> <p>【資源向上支払交付金】 共同活動 田1,800（県450）円／10a 等 長寿命化 田4,400（県1,100）円／10a 等</p> <p>○主な実績 農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しています。本県では、多面的機能の維持・発揮のため、県下26,098ha（令和2年度取組面積）で地域資源の保全に資する共同活動が実施されました。</p> <p>○対象となる活動</p> <p>【農地維持支払交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動 <p>【資源向上支払交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路、農道、ため池の軽微な補償 ・植栽による景観形成、ビオトープづくり ・施設の長寿命化のための活動 等
対象と なる方	<p>○対象者</p> <p>【農地維持支払交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者のみで構成されている活動組織 ・農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織 <p>【資源向上支払交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織
問い合わせ 先など	<p>○所管 岐阜県 農政部 農村振興課 農村支援係 TEL：058-272-1111（3174） E-mail：c11427@pref.gifu.lg.jp</p> <p>■関連 URL（岐阜県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針） https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/23735.pdf</p>

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい

No.64

徳島県

情報提供

支援の名称	徳島県農業版業務継続計画（農業版 BCP）の公表								
制度の趣旨・背景	近い将来に発生が想定されている「南海トラフ巨大地震」や「中央構造線・活断層地震」に備え、県が中心となって関係団体との連携を図りながら、被害が想定される農地等の速やかな復旧と、その後に円滑な営農再開がなされるよう、農業分野での体制整備・対策を構築するため、「徳島県農業版業務継続計画（農業版 BCP）」を平成25年6月7日に、また「直下型地震編」を平成29年3月17日に策定しました。								
制度の内容	<p>○農業版 BCP の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県農業版業務継続計画（農業版 BCP）本体 南海トラフ巨大地震による大津波災害に見舞われた場合「農地や農業用施設の早期復旧」にあたっての課題と対策について、県、市町村、農業関係団体、農業者の取り組むべき内容を提示 ・徳島県農業版業務継続計画（農業版 BCP）「直下型地震編」本体 中央構造線・活断層地震により甚大な被害を受けた場合の「農地や農業用施設の早期復旧」にあたっての課題と対策について、県、市町村、農業関係団体、農業者の取り組むべき内容を提示 ・別冊「土地改良区 BCP 策定マニュアル」、「津波・塩害からの営農再開マニュアル」、「ため池緊急点検マニュアル」 								
対象となる方	<p>○対象となる農業用施設</p> <table border="0"> <tr> <td>①排水機場：38箇所</td> <td>④取水施設（頭首口、堰）：14箇所</td> </tr> <tr> <td>②排水樋門：47箇所</td> <td>⑤ため池：49箇所</td> </tr> <tr> <td>③揚水機場：83箇所</td> <td>⑥農道（一般・農免農道）：5箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦用水路：33箇所</td> </tr> </table>	①排水機場：38箇所	④取水施設（頭首口、堰）：14箇所	②排水樋門：47箇所	⑤ため池：49箇所	③揚水機場：83箇所	⑥農道（一般・農免農道）：5箇所		⑦用水路：33箇所
①排水機場：38箇所	④取水施設（頭首口、堰）：14箇所								
②排水樋門：47箇所	⑤ため池：49箇所								
③揚水機場：83箇所	⑥農道（一般・農免農道）：5箇所								
	⑦用水路：33箇所								
問い合わせ先など	<p>○所管 徳島県 農林水産部 農林水産基盤整備局 農山漁村振興課 TEL：088-621-2437 E-mail：nousangyosonshinkouka@pref.tokushima.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県農業版 BCP（業務継続計画）の策定について https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/nogyo/2013061200065/ ・徳島県農業版 BCP（業務継続計画）の改正について https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/nogyo/2015112500223/ 								

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい

No.65

静岡県

技能提供・人材派遣

支援の名称	土地改良施設BCPの普及
制度の趣旨・背景	農業用水路などの土地改良施設は、農作物の生産に欠かせない施設であり、大規模地震等によりその機能に支障が生じると、農作物の生育被害が予想されるため、一刻も早く施設の機能復旧を図ることが必要となります。そのため、大規模災害やウイルス感染による社会機能の麻痺などの危機に対して、土地改良施設を管理する農業者等の行動マニュアルとなる事業継続計画（BCP）の普及を図っています。
制度の内容	<p>○事業概要</p> <p>大規模災害を想定した「静岡県土地改良施設維持管理事業継続計画モデルプラン」を策定（平成24年3月26日策定）し、施設管理者等への支援を行ってきたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、感染症によるヒト資源の不足を想定したBCPモデルプランへの改訂（令和2年11月16日改訂）を行い、改定内容について講習会の開催や個別指導等により、施設管理者の計画策定を支援しています。</p> <p>○実績</p> <p>国・県が水利権を有する広域的な農業用水路等（土地改良施設）を管理する11団体でBCPを策定し、継続的に更新しています。</p>
対象となる方	<p>○対象団体</p> <p>広域的な土地改良施設を管理している土地改良区等の団体</p>
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>静岡県 経済産業部 農地局 農地整備課 TEL：054-221-3644 E-mail：nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp</p> <p>■参考URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 静岡県農山村・農地H.P. https://www.pref.shizuoka.jp/a_content/4_03.html

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい

No.66

高知県

補助金等

支援の名称

農業用屋外燃油タンクの防災対策への補助

制度の
趣旨・背景

南海トラフ地震への備えを早急に進め、災害に強い地域社会を実現し、県民の生命、身体及び財産を守るため、平成20年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定し、この条例の実効性を高めるため、県として事前に実施すべき取組をまとめた「南海トラフ地震対策行動計画」を作成しました。

制度の
内容

○事業概要、支援内容

南海トラフ地震による二次災害リスクの軽減を図るため、農業協同組合等が行う農業用燃料タンクの防災対策に要する経費について、市町村が補助する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

区分	タンク削減区分	タンク整備区分
補助事業者	市町村	市町村
事業実施主体	(1) 農業協同組合 (2) リース事業を行う事業者	(1) 農業協同組合 (2) 燃料販売を行う事業者 (3) 園芸用ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体
事業内容	農業者が所有又は利用する園芸用ハウスの加温用燃料タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合(残るタンクには防油堤を設置すること。)	流出防止装置付きタンク、防油堤又はその両方を整備する場合(タンクは防油堤に設置すること。)
補助対象経費	重油代替暖房機(木質バイオマスボイラー及びヒートポンプ)の整備費(循環扇等の付帯設備を含む機器購入費及び設置費)ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存設定価格を除いた額。	流出防止装置付きタンク、防油堤(防火壁を含む。)の整備費(付帯設備及び設置費)、及び園芸用ハウス減築費用(防油堤設置に園芸用ハウスの減築が必要となる場合)
補助対象限度額	300万円/10a	(1) 流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合:130万円/基 (2) 流出防止装置付きタンクを整備する場合:100万円/基 (3) 防油堤を整備する場合:30万円/基 (4) 園芸用ハウス又は付随する作業小屋もしくはその両方を減築する場合:タンク1基の整備場所の確保につき30万円
補助率	県2分の1以内、市町村4分の1以上とする。	県2分の1以内、市町村3分の1以上(特認4分の1以上)とする。

○予算：令和4年度 68,875千円

○実績(高知県燃料タンク対策事業費補助金)

平成26年度から令和3年度まで

重油代替暖房機の導入等による燃料タンクの削減：181基

流出防止装置付き燃料タンクの整備：1,372基

問い合わせ
先など

○所管

高知県 農業振興部 環境農業推進課 TEL：088-821-4543

E-mail：160501@ken.pref.kochi.lg.jp

○関連URL：高知県燃料タンク対策事業

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160501/2021011800050.html>

農業用ため池を活用し防災力の向上を図りたい

No.67

兵庫県

補助金等

支援の名称	ため池治水活用拡大促進事業
制度の 趣旨・背景	<p>既存ため池の治水活用は、小さなコストで大きな流出抑制効果が早期に得られることから、これを促進するとともに総合治水条例に基づく指定貯水施設等への指定（農閑期等における治水活用の義務化）を推進し、浸水被害の軽減を図る。</p> <p>指定拡大を図るためのインセンティブとして「ため池治水活用拡大促進事業」を創設。ため池管理者が治水活用のために行う施設操作や維持管理等の取組みを補助金で支援している。</p>
制度の 内容	<p>○事業や制度の概要</p> <p>大雨時の雨水の流入に備え、期間を定めて（台風期(9～10月)等のうち少なくとも1月以上）ため池の水位を常時下げておく管理者の取組（3,000 m³以上の雨水貯留容量を確保）に対し、施設の操作・点検・清掃等を円滑に実施するための費用を県と市町が支援する事。</p> <p>事業期間：平成30年度～令和4年度 補助期間：3年(令和4年度指定ため池は令和6年度まで補助) 補助単価：35,000円/月・箇所(定額) [負担割合 県：市町＝1：1] (最大補助額：21万円(3.5万円/月×2ヶ月/年×3年))</p> <p>その他：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業を活用するため池を県の総合治水条例に基づく「指定貯水施設（期間放流の義務づけ）」に指定する必要あり。 ・補助金申請には、ため池管理者が「定められた水位の確保に必要な取組の記録（週1回程度）」を報告する必要あり。 ・ため池がある市町が当該事業の補助制度を有する必要あり。
対象と なる方	<ul style="list-style-type: none"> ・台風期(9～10月)等に、3,000 m³以上※の雨水貯留容量を常時確保するため池の管理者 <p>※同一のため池管理者が管理する複数ため池をあわせて3,000 m³以上確保する場合も可</p>
問い合わせ 先など	<p>○所管部署</p> <p>兵庫県 土木部 総合治水課 TEL：078-362-9261 E-mail：chisui@pref.hyogo.lg.jp</p> <p>■参考URL（ため池治水活用拡大促進事業パンフレット） https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/documents/tameikekatuyoupanhu.pdf</p>

豪雨による農業用ハウスの湛水被害を軽減したい

No.68

福岡県

補助金等

<p>支援の名称</p>	<p>流域湛水減災対策 (農業用ハウス湛水被害軽減対策事業)</p>
<p>制度の 趣旨・背景</p>	<p>令和2年7月豪雨災害では、筑後川及び矢部川の支流の内水氾濫により、大規模かつ長時間の湛水が発生し、施設園芸などに甚大な被害をもたらした。 今回の被害を踏まえ、内水氾濫が発生した流域で湛水リスクの評価を行い、その評価に基づき、農業用ハウスの移転や排水対策を進め、農業被害の軽減を図る。</p>
<p>制度の 内容</p>	<p>○事業や制度の概要 (1) 湛水リスクの解析</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡県では、令和2年7月豪雨災害で内水氾濫があった筑後川及び矢部川流域において、土地利用状況や排水施設的能力等を調査し、流域毎に複数の降雨パターンによる浸水想定区域や農業被害の規模のシミュレーションを実施予定。 そのシミュレーション結果をもとに、関係市町やJAなどと湛水リスクを検討の上、ハウスの移転や排水施設等の整備が必要なエリアを評価し、湛水リスクの評価に基づく取組みを支援。 <p>(2) 湛水リスクに応じた支援</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 湛水リスクの高いエリアから、リスクが無いエリアへの農業用ハウスの移転に必要な経費を助成 [事業実施主体] 農業者 [補助率] 1/2 以内 ② 湛水リスクが低いエリアにおいて、農業用ハウスへの浸水を防ぐために必要な排水ポンプや浸水防止壁の整備経費を助成 [事業実施主体] 農業者 [補助率] 1/2 以内 <p>○予算 令和4年度 70,900千円</p> <p>○事業実施期間 令和3年度～</p> <p>○その他 農業者への補助は、市町村を經由する間接補助として補助金を交付</p>
<p>問い合わせ 先など</p>	<p>○所管部署 福岡県 農林水産部 園芸振興課 TEL：092-643-3488 E-mail：engei@pref.fukuoka.lg.jp</p>

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい

No.69

岐阜県

情報提供

支援の名称

火山防災教育の推進及び登山者の安全確保対策

制度の
趣旨・背景

県民のみなさんが火山への理解を深めるとともに、防災意識を高めていただくため、火山防災対策の啓発用の教材などを作成しました。

制度の
内容

- 火山噴火に備えた実践的な防災教育
 - ・火山の危険性を正しく理解し、備えるための教材（火山を知る本）を作成し、地元市町村の小中学校へ配布
- 〔火山を知る本は小学校1年生から3年生用／
小学校4年生から6年生用／中学生用を作成〕
- 登山者の安全確保対策
 - ・携帯版火山防災マップを作成し、登山者に対し提供
 - ・携帯版火山防災マップには、携帯電話の通話可能ルート、噴火警戒レベル2・3の場合の防災対策、噴火時の現象、火山の全域図等を記載



対象と
なる方

- 火山を知る本の対象者
岐阜県内の小中学生
- 携帯版火山防災マップの対象者
御嶽山、焼岳、白山、乗鞍岳の登山者

問い合わせ
先など

- 所管
岐阜県 危機管理部 防災課 山岳遭難・火山対策室
TEL：058-272-1131
E-mail：c11115@pref.gifu.lg.jp
- 関連 URL
 - ・火山を知る本
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13831.html>
 - ・携帯版火山防災マップ
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/14884.html>

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい

No.70 奈良県 技能提供・人材派遣

支援の名称 **土砂災害地域防災マップづくり**

制度の
趣旨・背景

奈良県では、地域住民が中心になって「土砂災害地域防災マップ」を作成することで、地域の特性を活かした実践的な警戒避難のしくみ作りを話し合い、より安全な地域づくりを目指します。
「土砂災害地域防災マップづくりガイドライン」を策定し、地域住民のワークショップ等による防災マップづくりを支援します。

制度の
内容

○土砂災害地域防災マップづくりガイドラインの内容

1. 準備します
リーダー・メンバーの決定、必要資料・物品集め、ワークショップの計画
2. マップを作ります
地域での話し合い（ワークショップ）にて、避難先、危険箇所などを調べてマップを作成
3. マップから考えます
地域での話し合い（ワークショップ）にて、マップを見ながら避難方法、災害の察知方法、災害発生時の役割分担を決定
4. マップを使います
マップを使用した避難訓練、訓練結果を反映したマップの改善

対象と
なる方

○対象
市町村、自治会等

問い合わせ
先など

○所管
奈良県 県土マネジメント部 砂防・災害対策課
TEL：0742-27-8521
○関連 URL
・土砂災害地域防災マップづくり ガイドライン・事例集
<http://www3.pref.nara.jp/doshasaigai/sabomapdukuri/>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

森林を保全することにより防災力の向上を図りたい

No.71

岩手県

補助金等

支援の名称	森林・山村多面的機能発揮対策事業								
制度の趣旨・背景	森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民等が協力して実施する森林の保全活動や山村地域の活性化に資する取組を支援します。								
制度の内容	<p>○助成内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域環境保全タイプ：里山林保全 160,000 円/ha 以内 竹林整備 380,000 円/ha 以内 2. 森林資源利用タイプ：160,000 円/ha 以内 3. 森林機能強化タイプ（歩道・作業道等の作設等）：1,080 円/m 以内 4. 関係人口創出・維持タイプ：66,680 円/年以内 5. 資機材整備：1/2 以内（一部 1/3 以内） <p>※3～4は、1 又は2と組み合わせて実施</p> <p>○令和4年度予算額 2,315 万円</p> <p>○条件等 規約等必要、森林所有者との協定締結等</p> <p>○主な実績</p> <table border="0"> <tr> <td>令和2年度実績</td> <td>地域環境保全 844ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>森林資源利用 235ha</td> </tr> <tr> <td>令和3年度実績</td> <td>地域環境保全 838ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>森林資源利用 252ha</td> </tr> </table>	令和2年度実績	地域環境保全 844ha		森林資源利用 235ha	令和3年度実績	地域環境保全 838ha		森林資源利用 252ha
令和2年度実績	地域環境保全 844ha								
	森林資源利用 235ha								
令和3年度実績	地域環境保全 838ha								
	森林資源利用 252ha								
対象となる方	<p>○対象者 地域協議会（活動組織）</p>								
問い合わせ先など	<p>○所管 岩手県 農林水産部 森林整備課 TEL：019-629-5785 E-mail：AF0011@pref.iwate.jp</p>								

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

森林を保全することにより防災力の向上を図りたい

No.72

滋賀県

補助金等

支援の名称	森林・山村多面的機能発揮対策事業
制度の趣旨・背景	森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民等が協力して 実施する森林の保全活動や山村地域の活性化に資する取組を支援します。
制度の内容	<p>○助成内容</p> <p>1. 地域環境保全タイプ： 里山林保全 (1年目) 160千円/ha (2年目) 153.4千円/ha (3年目) 146.8千円/ha 竹林整備 (1年目) 380千円/ha (2年目) 353.4千円/ha (3年目) 326.8千円/ha</p> <p>2. 森林資源利用タイプ (1年目) 160千円/ha (2年目) 153.4千円/ha (3年目) 146.8千円/ha</p> <p>3. 森林機能強化タイプ(歩道・作業道等の作設等) 1千円/m</p> <p>4. 関係人口創出・維持タイプ 66.8千円/年</p> <p>5. 資機材整備：1/2以内(一部 1/3以内) ※3～5は、1又は2と組み合わせて実施</p> <p>○予算 1,300万円(国費、県費、市町村費の総額。見込み)</p> <p>○条件等 規約等必要、森林所有者との協定締結等</p> <p>○主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度実績 地域環境保全 61ha 森林資源利用 11.2ha ・令和2年度実績 地域環境保全 55ha 森林資源利用 8ha ・令和元年度実績 地域環境保全 68ha 森林資源利用 8ha ・平成30年度実績 地域環境保全 81ha 森林資源利用 28ha ・平成29年度実績 地域環境保全 73ha 森林資源利用 27ha
対象となる方	○対象者 地域協議会(活動組織)
問い合わせ先など	<p>○所管 滋賀県 琵琶湖環境部 森林政策課(林業普及センター) TEL：077-587-2655 E-mail：dj00@pref.shiga.lg.jp</p> <p>■参考 URL：滋賀県協働の森づくり応援サイト http://www.pref.shiga.lg.jp/moridukurinet/information/323661.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

海岸林の再生により地域への密着と地域防災力向上を図りたい

No.73

宮城県

その他

支援の名称	みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動
制度の趣旨・背景	東北地方太平洋沖地震の津波により壊滅的な被害を受けた海岸防災林の再生にあたり、古くから地域住民等が親しみ維持してきた海岸防災林と地域社会との密接な関わりの再生や、災害防止機能を有する海岸防災林の再生に対する社会意識の醸成と高揚を図るため、住民等の参加・協働による次世代へ継承される森林づくりを推進します。
制度の内容	<p>○概要 海岸防災林（民有林）の再生にあたり、NPOや民間団体等の参加・協働による森林づくり活動を推進するため、以下の3点を目標に「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」を実施するもの。</p> <p>目 標</p> <p>(1) 次世代に継承される森林づくりの推進 (2) 海岸防災林と地域社会との密接な関わりの再生 (3) 海岸防災林の再生に対する社会意識の醸成と高揚</p> <p>○活動対象林 活動対象森林は、県有防災林並びに活動に係る土地使用承諾が得られた市町有林及び私有林とする。</p> <p>○条件 再生される海岸防災林が十分な災害防止機能を発揮できるよう、一定の条件（植栽樹種、本数等）に従って植栽及び保育等を行うものとし、活動にあたっては、県及び市町と民間団体等の3者で協定を締結するものとする。（県有防災林を活動対象とする場合は、県及び民間団体等の2者で協定を締結することができる。）</p> <p>○実績 30団体、約144ヘクタールで協定を締結済み（令和4年3月末現在）</p>
対象となる方	○対象者 団体の目的・運営に関する規約及び善良な管理を行う資質と体制を有する民間団体等
問い合わせ先など	<p>○所管 宮城県 水産林政部 森林整備課 治山班 TEL：022-211-2923 E-mail：sinseic@pref.miyagi.lg.jp</p> <p>○関連URL ・みやぎ海岸林再生 みんなの森林づくり活動について https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sinrin/minmori.html</p>

被害を軽減するための地域の防災活動を支援したい

No.74

兵庫県

技能提供・人材派遣

支援の名称	<h2>ひょうご防災特別推進員制度 (ひょうご安全の日推進県民会議事業)</h2>
制度の 趣旨・背景	<p>地域や学校、家庭における防災対策の実践活動を促進し、県民の防災力の向上を図るため、建築士、防災士等の地域の防災専門家を「ひょうご防災特別推進員」として登録し、派遣する事業を実施します。</p>
制度の 内容	<p>○事業概要 防災対策に関する講義や防災訓練の企画・運営の助言、ワークショップなどを行う「ひょうご防災特別推進員」を自治会や自主防災組織、学校等に派遣します。</p> <p>【ひょうご防災特別推進員の活動内容】</p> <p>○防災講義・防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具等の転倒防止、住宅の耐震化、兵庫県住宅再建共済制度 ・防災訓練の企画・運営、阪神・淡路大震災の教訓 など <p>○自主防災組織の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災活動に関する防災講義 ・ワークショップ、危険箇所マップづくり等 ・津波、豪雨災害等に備える避難訓練 <p>○実績 令和3年度派遣件数：91件</p>
対象と なる方	<p>○対象者 自主防災組織、自治会、学校、企業、その他各種団体等</p>
問い合わせ 先など	<p>○所管 ひょうご安全の日推進県民会議事務局 (兵庫県危機管理部消防保安課内) TEL：078-362-9831 E-mail：shoubouhoan@pref.hyogo.lg.jp</p> <p>○関連 URL ・ひょうご安全の日公式サイト（ひょうご防災特別推進員） https://19950117hyogo.jp/</p>

津波被害を回避するために住宅の移転を進めたい

No.75

高知県

規制緩和

支援の名称	津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築に対する市街化調整区域における開発許可の規制緩和
制度の趣旨・背景	南海トラフ地震から県民の生命を守るため、津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築等に対する開発許可の規制緩和を行うものです。
制度の内容	<p>○条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波浸水予測区域内の本人又は同居する親族が所有する住宅に、津波浸水予測区域公表日（平成24年12月10日）以前から居住していること 津波浸水予測区域外に居住用の住宅や、津波浸水予測区域外に住宅の建築が可能な土地を所有していないこと <p>○転居先の土地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波浸水予測区域外であること 津波浸水予測区域公表日以前から本人又は3親等内の親族が所有する土地（同一市町内の転居は購入した土地も可） 専用住宅に限る（ただし、転居元が業務用併用住宅の場合は、同種の業務併設は可） 敷地面積は500平方メートル以内であること
対象となる方	<p>○対象者</p> <p>発災時に自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者名簿登載者及び市町長が認めた者）</p> <p>○対象地域</p> <p>高知広域都市計画区域内の南国市、香美市、いの町の市街化調整区域 ※中核市である高知市は除かれます。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>高知県 土木部 都市計画課 TEL：088-823-9849 E-mail：171701@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>○関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域における開発許可の規制緩和について http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/2014102200129.html

索引

(関係府省庁別)	施策No.	ページ
内閣府		
住宅・建築物の耐震化の促進(耐震改修促進税制(住宅・建築物))	5	P6
地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	13	P15
都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保	18	P20
準天頂衛星システムの開発・整備・運用	34	P42
地方拠点強化税制	35	P43
津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	38	P46
防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	40	P49
護岸・係留施設の耐震改良に係る支援制度	41	P50
鉄道施設の耐震補強(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	42	P51
津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置	53	P63
総務省		
危険物施設の震災等対策ガイドライン	1	P1
非常災害時における危険物の貯蔵・運搬(震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン)	2	P2
5G設備の導入を促進する特例措置	29	P32
耐災害性強化としてのケーブルテレビネットワークの光化を推進(「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業)	30	P34
災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進(放送ネットワーク整備支援事業)	31	P36
難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進(民放ラジオ難聴解消支援事業)	32	P38
地上基幹放送ネットワークの整備を推進(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)	33	P40
防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	40	P49
厚生労働省		
社会福祉施設等の耐震化	22	P25
医療施設の耐震化	23	P26
農林水産省		
木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「地域内エコシステム」推進事業	27	P30
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	28	P31
官民連携新技術研究開発事業	47	P57
多面的機能支払交付金	48	P58
土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化	49	P59
林業・木材産業成長産業化促進対策のうち木材産業等競争力強化対策	50	P60
建築用木材供給・利用強化対策	51	P61
木材産業国際競争力・製品供給力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策	52	P62
経済産業省		
災害対応型SSの整備及び能力強化(災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費)	24	P27
次世代燃料供給体制構築支援事業費	25	P28
災害時等に備えて需要家側にLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進	26	P29
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	28	P31
5G設備の導入を促進する特例措置	29	P32
中小企業の自然災害等への事前対策のための設備投資にかかる税制上の措置	36	P44
防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	40	P49

(関係府省庁別)	施策No.	ページ
国土交通省		
住宅・建築物の耐震化の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業)	3	P3
住宅・建築物の耐震化の促進(耐震対策緊急促進事業)	4	P5
住宅・建築物の耐震化の促進(耐震改修促進税制(住宅・建築物))	5	P6
老朽化マンションの建替え等の促進	6	P7
密集市街地の改善に向けた対策の推進(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)等)	7	P9
主要駅周辺等における帰宅困難者対策(都市安全確保促進事業)	8	P10
地下街の防災対策の推進(地下街防災推進事業)	9	P11
防災性に優れた業務継続地区の構築 (国際競争業務継続拠点整備事業)	10	P12
サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援(サステナブル建築物等先導事業)	11	P13
帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進(災害時拠点強靱化緊急促進事業)	12	P14
地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	13	P15
浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	14	P16
市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置	15	P17
市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	16	P18
特定地域都市浸水被害対策事業	17	P19
水害時に発生する避難者のための一時避難場所の整備促進(一時避難場所整備緊急促進事業)	19	P22
官民連携浸水対策下水道事業	20	P23
災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置	21	P24
港湾における津波避難対策の実施(特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】)	37	P45
津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	38	P46
港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置	39	P48
防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	40	P49
護岸・係留施設の耐震改良に係る支援制度	41	P50
鉄道施設の耐震補強(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	42	P51
鉄道施設の戦略的維持管理・更新(鉄道施設総合安全対策事業費補助)	43	P53
地下駅等の浸水対策(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	44	P54
鉄道の豪雨対策(河川橋梁、斜面)	45	P55
鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る特例措置(固定資産税)	46	P56
津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置	53	P63
高規格堤防整備事業の促進に係る固定資産税の特例措置	54	P64
浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	55	P65
浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置	56	P66
事前放流のために整備される利水ダム of 放流施設に係る特例措置	57	P67
貯留機能保全区域の指定に係る特例措置	59	P70
環境省		
災害時活動拠点施設における停電時エネルギー供給が可能なZEB化等推進に関する緊急対策	58	P68

(支援方法別)	施策No.	ページ
補助金等		
住宅・建築物の耐震化の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業)	3	P3
住宅・建築物の耐震化の促進(耐震対策緊急促進事業)	4	P5
密集市街地の改善に向けた対策の推進(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)等)	7	P9
主要駅周辺等における帰宅困難者対策(都市安全確保促進事業)	8	P10
地下街の防災対策の推進(地下街防災推進事業)	9	P11
防災性に優れた業務継続地区の構築(国際競争業務継続拠点整備事業)	10	P12
サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援(サステナブル建築物等先導事業)	11	P13
帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進(災害時拠点強靱化緊急促進事業)	12	P14
特定地域都市浸水被害対策事業	17	P19
水害時に発生する避難者のための一時避難場所の整備促進(一時避難場所整備緊急促進事業)	19	P22
官民連携浸水対策下水道事業	20	P23
医療施設の耐震化	23	P26
災害対応型SSの整備及び能力強化(災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費)	24	P27
次世代燃料供給体制構築支援事業費	25	P28
災害時等に備えて需要家側にLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進	26	P29
木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「地域内エコシステム」推進事業	27	P30
耐災害性強化としてのケーブルテレビネットワークの光化を推進(「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業)	30	P34
災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進(放送ネットワーク整備支援事業)	31	P36
難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進(民放ラジオ難聴解消支援事業)	32	P38
地上基幹放送ネットワークの整備を推進(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)	33	P40
港湾における津波避難対策の実施(特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】)	37	P45
鉄道施設の耐震補強(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	42	P51
鉄道施設の戦略的維持管理・更新(鉄道施設総合安全対策事業費補助)	43	P53
地下駅等の浸水対策(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	44	P54
鉄道の豪雨対策(河川橋梁、斜面)	45	P55
官民連携新技術研究開発事業	47	P57
多面的機能支払交付金	48	P58
林業・木材産業成長産業化促進対策のうち木材産業等競争力強化対策	50	P60
建築用木材供給・利用強化対策	51	P61
木材産業国際競争力・製品供給力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策	52	P62
災害時活動拠点施設における停電時エネルギー供給が可能なZEB化等推進に関する緊急対策	58	P68

(支援方法別)	施策No.	ページ
税制優遇		
住宅・建築物の耐震化の促進(耐震改修促進税制(住宅・建築物))	5	P6
密集市街地の改善に向けた対策の推進(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)等)	7	P9
地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	13	P15
浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	14	P16
市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置	15	P17
市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	16	P18
災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置	21	P24
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	28	P31
5G設備の導入を促進する特例措置	29	P32
地方拠点強化税制	35	P43
中小企業の自然災害等への事前対策のための設備投資にかかる税制上の措置	36	P44
津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	38	P46
港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置	39	P48
防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	40	P49
護岸・係留施設の耐震改良に係る支援制度	41	P50
鉄道施設の耐震補強(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	42	P51
鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る特例措置(固定資産税)	46	P56
津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置	53	P63
高規格堤防整備事業の促進に係る固定資産税の特例措置	54	P64
浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	55	P65
浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置	56	P66
事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置	57	P67
貯留機能保全区域の指定に係る特例措置	59	P70
情報提供		
危険物施設の震災等対策ガイドライン	1	P1
非常災害時における危険物の貯蔵・運搬(震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン)	2	P2
老朽化マンションの建替え等の促進	6	P7
準天頂衛星システムの開発・整備・運用	34	P42
土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化	49	P59
資金融資		
社会福祉施設等の耐震化	22	P25
護岸・係留施設の耐震改良に係る支援制度	41	P50
その他		
都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保	18	P20

この施策集について、今後の充実を図るため、皆様からのご意見ご感想を募集しております。つきましては、下記に掲載のアンケート URL より、ご意見ご感想のご協力をお願いします。

(アンケート URL)

https://www.cas.go.jp/form_sokushin_sesaku.html

国土強靱化に資する民間の取組促進施策集

令和4年5月

発行 内閣官房 国土強靱化推進室

連絡先 〒100-8968 千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

TEL : 03-6257-1775 (直通)

強国 強靱 化土

NATIONAL
RESILIENCE

強くて、しなやかなニッポンへ